

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。また、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。また、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、県及び市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

（注） 指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指定公共機関：東日本電信電話株式会社等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次の事項を実施するとともに、指定地方行政機関等が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、その総合調整を行う。また災害救助法適用後は、知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

（1） 災害予防

- ア 都留市防災会議、都留市地震災害警戒本部及び都留市地震災害対策本部に関すること。
- イ 防災に関する組織の整備並びに情報等の伝達及び災害対策に関すること。

- ウ 防災に関する訓練の実施並びに教育及び広報に関すること。
- エ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
- オ 防災に関する施設及び設備の整備点検並びに危険物施設等の災害予防に関すること。
- カ 地震防災上必要な調査及び被害想定の作成に関すること。
- キ 地震防災応急計画の作成指導に関すること。
- ク 犯罪の予防、交通の規制及び社会秩序の維持に関すること。
- ケ 市内の公共的団体等住民の自主防災会への指導育成に関すること。
- コ アからケまでのほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。

(2) 災害応急対策

- ア 警報の発令及び情報の伝達、収集並びに避難の指示に関すること。
- イ 警戒宣言又は地震予知に関する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施に関すること。
- ウ 地震災害警戒本部及び地震災害対策本部の設置及び活動に関すること。
- エ 市が管理する施設等の応急措置に関すること。
- オ 消防、水防等の応急措置と飲料水の緊急貯水に関すること。
- カ 犯罪の予防、交通規制その他災害における社会秩序の維持に関すること。
- キ 緊急輸送、食料、医療品その他物質の確保に関すること。
- ク 医療、清掃、防疫その他保健衛生等の措置に関すること。
- ケ 防災資機材及び人員等の配備に関すること。
- コ 被災者の食料、飲料水、生活必需品の供給、救難救助その他の保護に関すること。
- サ 応急仮設住宅等の供給と施設及び設備の応急復旧に関すること。
- シ 他関係機関に対する応援要請に関すること。
- ス アからシまでのほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

(3) 災害復旧対策

災害に応じ、必要な対応と措置を実施するものとする。

2 県

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備に関すること。
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合整備に関すること。
- ウ 防災知識の普及及び教育に関すること。
- エ 防災訓練の実施に関すること。
- オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
- カ 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。
- キ 地震防災上必要な調査及び被害想定の作成に関すること。
- ク 建築物等耐震対策の強化促進に関すること。
- ケ 危険物等災害予防対策の推進に関すること。
- コ 地震防災応急計画の作成指導に関すること。
- サ 自主防災組織の育成、指導その他県民が実施する災害対策の推進に関すること。
- シ 大震火災対策の推進に関すること。
- ス アからシまでのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関すること。

(2) 災害応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営に関すること。
- イ 警戒宣言又は地震予知に関する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施に関すること。
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握に関すること。
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配に関すること。
- オ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- カ 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関すること。
- キ 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- ク 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- ケ 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出に関すること。
- コ 応急教育の実施に関すること。
- サ 被災施設及び設備の応急復旧に関すること。
- シ 清掃、防疫その他の保健衛生活動に関すること。
- ス 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置に関すること。
- セ 緊急輸送の確保に関すること。
- ソ 県の施設等の安全措置及び応急復旧に関すること。
- タ 他機関への応援要請に関すること。
- チ アからタまでのほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧に関すること。
- イ 災害の再発防止事業の推進に関すること。
- ウ 激甚災害に関する調査及び指定の促進に関すること。

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

ア 立会関係

各災害復旧事業費の査定立合（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費）に関すること。

イ 融資関係

- (ア) 地方公共団体の災害復旧事業費の貸付に関すること。
- (イ) 地方公共団体に対する短期資金の貸付に関すること。

ウ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置

- (ア) 預貯金等の中途解約等の特例措置に関すること。
- (イ) 手形交換の特別措置に関すること。
- (ウ) 休日営業の特例措置に関すること。
- (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置に関すること。
- (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置に関すること。
- (カ) 保険料支払いの迅速化措置に関すること。

エ 国有財産関係

- (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与に関すること。
- (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校(盲学校・聾学校又は養護学校)の

施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与に関すること。

(ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、行政財産を応急施設として短期間その用に供する場合の使用収益の許可に関すること。

(2) 農林水産省関東農政局山梨支局

ア 食料の安定供給に関すること。

イ 主要食料等の在庫状況の把握に関すること。

(3) 関東森林管理局東京分局山梨森林管理事務所

ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成に関すること。

イ 民有林直轄治山事業の実施に関すること。

ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

(4) 関東運輸局（山梨運輸支局）

ア 災害時における輸送実態調査に関すること。

イ 災害時における自動車運送事業者に対する輸送の連絡調整及び指導に関すること。

ウ 災害時における自動車の応援手配に関すること。

エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導に関すること。

オ 災害時における関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 気象庁甲府地方気象台

ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。

イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。

ウ 市が行う避難情報の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力に関するこ
と。

エ 防災気象情報（地震情報及び火山情報を含む。）の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

オ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報・地震防災知識の普及に関するこ

カ 異常現象発見の通報に対する適切な措置に関するこ

(6) 総務省関東総合通信局

ア 電波及び有線電気通信の監理に関するこ

イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関するこ

ウ 災害時における非常通信の確保、並びに非常通信の運用監督に関するこ

エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関するこ

オ 非常通信協議会の育成及び指導に関するこ

(7) 厚生労働省山梨労働局（都留労働基準監督署）

ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査に関するこ

イ 事業場内労働者の二次災害の防止に関するこ

ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予に関するこ

エ 災害復旧工事における安全の確保に関するこ

(8) 國土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所

管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行う。

ア 防災上必要な教育及び訓練に関するこ

- イ 通信施設等の整備に関すること。
- ウ 公共施設等の整備に関すること。
- エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
- オ 官庁施設の災害予防措置に関すること。
- カ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。
- キ 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。
- ク 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。
- ケ 災害時における復旧資材の確保に関すること。
- コ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等に関すること。
- サ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること。

4 自衛隊（陸上自衛隊東部方面特科連隊）

（1） 地震防災派遣の準備

- ア 警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達に関すること。
- イ 情報資料の収集整理に関すること。
 - (ア) 地震発生の時期・震源地・規模・ひん度及び被害の程度等に関すること。
 - (イ) 強化地域における交通・通信施設の状況、危険物分布の状況、河川の状況及び常習的崩壊地区の表層地質等被害発生の予察に関する資料に関すること。
 - (ウ) 避難場所、防災施設及び防災資材等の災害防止施設等に関する資料に関すること。
 - (エ) 県・市町村及び指定地方行政・公共機関等関係機関の防災計画に関すること。

（2） 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関すること。
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
- ウ 山梨県地域防災計画に適合した防災に関する訓練の実施に関すること。
- エ 関係機関との連絡調整に関すること。
- オ 防災関係資機材等の整備点検に関すること。

（3） 災害派遣の実施

- ア 災害派遣要員の範囲に関すること。

人命又は財産の保護のため、知事の要請があり必要と認めた場合の救護のための部隊の派遣に関するこ。

イ 自主出動

大規模地震発生時の人命救助等、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められた場合は、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

5 指定公共機関

- ##### （1） 郵便局（日本郵便株式会社都留郵便局、日本郵便株式会社都留中央二郵便局等）
- ア 郵便、貯金、保険、各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
 - イ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
 - ウ 被災者が差し出す郵便物及び被災地にて救助用郵便物の料金免除に関すること。
 - エ 郵便による義援金の送金の料金免除に関すること。
 - オ 貯金業務の非常取扱いに関すること。
 - カ 保険業務の非常取扱いに関すること。

キ 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配布に関すること。

(2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ山梨支店

ア 災害時における公衆通信の確保と被災施設の早期復旧に関すること。

イ 通信疎通状況等の広報に関すること。

ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配に関すること。

エ 災害応急措置の実施の必要な通信に対しての通信施設の優先利用に関すること。

(3) 日本赤十字社（山梨県支部）

ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施に関すること。

イ 応援救護班の体制確立とその整備に関すること。

ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。

エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整に関すること。

オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整に関すること。

カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄に関すること。

キ 義援金の募集及び配分に関すること。

(4) 日本放送協会（甲府放送局）

ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信に関するこ
と。

イ 災害対策基本法に定める対策措置に関すること。

ウ 地震予知に関する情報等の広告、ニュースの可及的速やかな報道に関すること。

(5) 中日本高速道路株式会社（八王子支社管内）

ア 管轄する高速道路等の耐震整備に関すること。

イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保に関すること。

ウ 高速道路の早期災害復旧に関すること。

エ 東海地震等に関する情報の伝達に関すること。

オ 利用者への広報に関すること。

カ 災害時における復旧資機材と人員の配備に関すること。

キ 緊急輸送を確保するための措置に関すること。

(6) 日本通運株式会社（山梨支店）

ア 安全輸送の確保に関すること。

イ 災害対策用物資等の輸送に関すること。

ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備に関する
こと。

(7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）

ア 電力供給施設の災害予防措置に関すること。

イ 災害発生に備える人員等の確保、配備手配に関すること。

ウ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧に関すること。

エ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保に関すること。

6 指定地方公共機関

(1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士、NHK 甲府放送局、
都留市テレビ利用者組合 CATV）

- ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道に関すること。
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道に関するこ
 - ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力に関するこ
- (2) 輸送機関 (富士山麓電気鉄道(株)、(社)山梨県トラック協会都留支部)
- ア 安全輸送の確保に関するこ
 - イ 災害対策用物資等の輸送に関するこ
 - ウ 災害応急活動のための市長の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応しうる体制の整備に
関すること。
- (3) ガス供給機関 ((社)山梨県エルピーガス協会)
- ア ガス供給施設の耐震整備に関するこ
 - イ 被災地に対するガス供給の確保に関するこ
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧に関するこ
- 7 大月警察署
- ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置に関するこ
 - イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導に関するこ
 - ウ 被災者の救出、救護に関するこ
 - エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査に関するこ
 - オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行に関するこ
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- (1) 農業協同組合、森林組合等農林業関係団体に関するこ
- ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関するこ
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導に関するこ
 - ウ 被災農家に対する融資又はその斡旋に関するこ
 - エ 農林業生産資機材等の確保、斡旋に関するこ
- (2) 商工会等商工業関係団体
- ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力及び融資の斡旋に関するこ
 - イ 災害時における物価安定についての協力に関するこ
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関するこ
- (3) 病院等医療施設の管理者
- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関するこ
 - イ 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検に関するこ
 - ウ 災害時における収容者の保護及び誘導に関するこ
 - エ 災害時における病人等の収容及び保護に関するこ
 - オ 災害時における被災者の収容及び助産に関するこ
- (4) 社会福祉施設等の管理者
- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関するこ
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関するこ
- (5) 学校施設の管理者
- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関するこ
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関するこ

- ウ 児童生徒に対する地震予知に関する情報等の伝達に関すること。
 - エ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励に関すること。
 - オ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保に関すること。
 - カ 火気使用及び実験学習の中止に関すること。
- (6) 公共施設等の施設管理者
- ア 避難訓練の実施に関すること。
 - イ 災害時における応急対策に関すること。

9 その他の公共機関

- (1) 都留市社会福祉協議会
- ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関すること。
 - イ ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関すること。
- (2) 山梨県ボランティア協会
- ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関すること。
 - イ ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関すること。

資料編 ○防災関係機関連絡先一覧

P. 322

第2節 都留市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

- ・位置 東経 138° 54' 21"
- 北緯 35° 33' 03"
- 標高 海抜 490m
- ・面積 161.63km²
- ・距離 東西 20.5km
- 南北 17.5km

2 地勢

本市は、山梨県の東部にあり、東京都心から約90km、県都甲府市より約50kmの距離に位置している。面積は161.63km²で標高は中心地で490m、周囲は1,000m級の美しい山々に囲まれ、北東において大月市に、西で富士吉田市に開かれ、市の東方面、峠越えの道路により上野原市、道志村に連絡している。市域の約84%は山林で占められる山岳地帯であり、平坦地は市域の中央を西から東に貫流している桂川流域に開けている。

3 地質

都留市の地質は、桂川西側の御坂山地、東側の丹波山地を構成する新第三紀層とそれを貫く石英閃綠岩、富士山の溶岩、土石流、火山灰及び河岸段丘と低地により成っている。桂川本流の平坦地下には猿橋溶岩流の岩盤があるところが多い。新第三紀層中の岩石の主なものは、輝石・安山岩質及び角閃石安山岩質の凝灰石や角礫岩である。菅野川及び鹿留川上流に前記の石英閃綠岩が存する。

また、都留市の河岸段丘及び低地は、河成の砂礫層・砂層が積み重なってできており、その上に富士山から降下した赤褐色粗粒の火山灰層（いわゆるローム層）が乗っている。ローム層の厚いところは乾燥しやすく、現在は畑地に利用されている。

猿橋溶岩流の上には、田原→上谷→下谷→四日市場→田野倉と連なる桂川沿岸の市街地が乗っている。溶岩の厚さはおおむね 1.0~6.0m である。

この溶岩流は、富士山から、大月市猿橋町まで流下した大規模なもので、今から約 8500 年前のものである。富士山から市内十日市場、小篠神社まで流下した溶岩流が別にあり、これを十日市場溶岩流という。

想定地震によると、本市は、南関東直下プレート境界地震の影響を受け、活断層による地震被害では、藤の木愛川断層地震による被害が大きい。地震災害は構造線と関係が深く、特に、活断層は震源と考えられ、この活動が地震と災害の発生につながる。

4 気候

本市は、約北緯 35 度 33 分の地点にあり、本来は温帯地帯であって気候も温暖であるべきであるが、標高が 450m 以上で富士山麓の一部を構成する形態にあるので高原性の気候となり、同緯度の気温より低く、また昼夜間の気温の差が著しい。

第 2 社会的条件

1 人口

本市の人口は、令和 2 年国勢調査では 31,016 人（14,044 世帯）となっており、前回の平成 27 年国勢調査と比べると 1,586 人減少している。

65 歳以上の老人人口は増加しており、総人口の約 25.4% を占めている。老人人口の増加は、平成 2 年国勢調査以後増加しており、この傾向は今後も続くと予想される。

また、1 世帯当たりの人口の減少化に伴い、核家族化の進行がみられ、家族の介護力の低下や要配慮者の増加が予想される。

本市では、このような実態を把握し、防災面についても十分に反映させるよう、関係機関、関係団体と連携して防災対策を推進していくものとする。

年	人 口	増 減		世 帯 数	1 世帯当たり人数	老 年 人 口			
		数	率			人 口	割 合	県 割 合	全国割合
平成 12 年	人 35,513	人 115	% 0.32	13,128	人 2.7	人 6,336	% 17.8	% 19.5	% 17.3
17	35,017	△496	△1.40	13,271	2.6	7,154	20.4	21.9	20.1
22	33,588	△1,429	△4.08	13,536	2.5	7,569	22.5	24.5	23.0
27	32,002	△1,586	△4.72	13,465	2.4	8,132	25.4	28.4	26.6
令和 2	31,016	△986	△3.08	14,044	2.2	8,772	28.3	30.4	28.0

(資料) 国勢調査

2 産業

産業は、農業生産額(49,000 万円)、工業生産額(5,488 万円)とも減少している。

工業は、事業所数 135 件、従業者数 3,066 人であり、富士・東部地域では比較的規模が大きいものとなっている。しかし、地場産業である繊維工業(8 件)を中心に中小事業所が多いため、事業所当たりの規模が小さいなど生産性の向上を図ることが課題となっている。

商業は、卸売業・小売業とともに自然淘汰や大型店の出店などにより減少傾向にある。

(資料) R2 工業統計調査 R2 農林業センサス

農業は、農家戸数：873 戸であり、その内訳は販売農家：140 戸（16.1%）、自給的農家：733 戸（83.9%）となっている。

さらに、販売農家の内訳を見ると、専業農家：27 戸、兼業農家：113 戸となっており、前回のセンサスの数値よりも減少しているが、道の駅つるのオープンや果樹栽培の推進等により、認定農業者や認定新規就農者等の数は増加している。

また、経営耕地面積は 82ha であり、その内訳は田：47ha、畑：35ha となっているが、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の推進によって、農地の流動化が加速し、担い手への農地集積等が図られている。

農業産出額は、米、野菜を中心に 4 億 9,000 万円となっている。

（資料）R2 農林業センサス・R2 生産農業所得統計

3 土地利用

本市は、161.63km²と広大な面積を有するが、市域の約 84% は山林で占められる山岳地帯である。桂川が市域の中央を西から東に貫流しており、本市の主要な平坦地はこの河川に沿って帶状に形成され、その他の平坦地や緩傾斜地も周囲の山岳を源とする中小河川沿いにある。

市街地や宅地は、国道 139 号に沿って発達しているが、近年は中心市街地のドーナツ化現象などにより、周辺地域での宅地化が目立っている。

都市的土地区画整備に関しては、都市計画区域を設定し、用途地域の指定を行うことにより計画的な土地区画整備を行っているが、用途地域内の面的整備の遅れや用途地域以外のミニ開発などの課題がある。また、都市計画区域外においては過疎化や高齢化が進行しているため、人口の定着を図る地域活性化対策が必要となっている。

一方、山梨リニア実験線など拠点開発に伴う周辺地域開発が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、開発と保全のバランスのとれた土地利用を推進することが必要となっている。

4 道路

（1）幹線道路

本市の幹線道路は、市内を北部から南西に向けて横断する国道 139 号及び中央自動車道を軸として、国道から分岐して周辺集落及び周辺市町村へ通じる主要地方道 3 路線、一般県道 4 路線により放射状に構成されている。

これら幹線道路については、継続的に拡幅や改良等が進められているが、特に国道 139 号は、中心市街地を通過し、交通量も多く朝夕の渋滞が著しいことから都留バイパスの建設が進められ、平成 23 年 3 月法能～井倉間（延長 3.2 km）が開通、県道四日市場上野原線（延長 0.2 km）が同時開通となり、田原～古川渡間の幹線道路がつながった。また、昭和 60 年以降進められてきた中央自動車道の側道整備は完了しており、都留バイパスとともに国道の渋滞緩和に役立っている。

一方、中央自動車道都留インターチェンジについては、富士吉田市方面についても乗降を可能とするフルインターチェンジ化の事業が平成 23 年 8 月に完成し、東海方面へのアクセスが可能となつた。

国・県道の状況（令和5年3月31日現在）

(資料) 建設課

種 別	名 称	実 延 長	改 良 延 長		舗 装 延 長	
			改 良 率		舗 装 率	
高 速 道 路	中央自動車道	m 10,812	m 10,812	% 100.0	m 10,812	% 100.0
一 般 国 道	国道139号	18,698	18,698	100.0	18,698	100.0
主 要 地 方 道	都留道志線	10,266	10,078	98.2	10,266	100.0
	四日市場上野原線	9,297	9,159	98.5	9,297	100.0
	都留インター線	552	338	61.2	552	100.0
	小 計	20,115	19,575	97.3	20,115	100.0
一 般 県 道	高畠谷村停車場線	11,067	9,176	82.9	11,067	100.0
	戸沢谷村線	4,381	4,288	97.9	4,381	100.0
	大幡初狩線	1,450	371	25.6	1,450	100.0
	大野夏狩線	2,962	0.0	0.0	2,962	100.0
	小 計	19,860	13,835	69.7	19,860	100.0

(2) 都市計画道路

都市計画道路としては、12路線、延長22,980mが計画決定している。全体の整備率は約43.9%、10,088mにとどまっている。

市街地には建物が建ち並び、道路用地を確保することがむずかしい状況であるが、四日市場・古川渡線については早期完成をめざす必要がある。

一方、中心市街地と都留バイパスを短時間で結ぶことができるよう、交通条件を高め中心市街地機能を強化することが求められている。

都市計画道路の状況（令和5年4月1日現在）

(資料) 建設課

名 称	幅員 (m)	延長 (m)	改良済 (m)
谷村町駅前通り線	16	250	
一般国道139号(都留バイパス)	16・12・11	9,600	6,400
大学前通り線	12	630	630
学校通り線	14	210	40
厚原線	12	1,370	
四日市場古川渡線	12	1,930	1,528
谷村本通り線	11・8	2,220	
横町古川渡線	11	2,770	
姥沢川通り線	11	1,260	1,260
横町天神通り線	12・11	1,440	230

横町通り線	8	580	
下谷線	8	720	
計	—	22,980	10,088

(3) 市道

市道は令和5年3月31日現在で実延長215km余りに対して、舗装率85.9%、改良率74.3%となっている。近年は、国道の渋滞から市道を利用する車も多く、また、宅地化の進展に伴う新たな交通需要への対応や、緊急車両の進行に支障をきたす狭い道路の解消など、計画的な道路整備が課題となっている。

一方、これから道路整備にあたっては、単に機能性だけではなく、安全性や環境、周辺景観などに配慮していく必要がある。

市道の状況（令和5年3月31日現在）

(資料)建設課

種別	路線数	実延長	改良延長	舗装延長		舗装率
				改良率	m	
合計	767	m 215,796	m 160,379	% 74.3	m 185,338	% 85.9
一級	9	22,601	21,800	96.4	21,993	97.3
二級	9	18,045	15,528	86.0	16,251	90.0
その他	749	175,150	123,051	70.3	147,094	84.0

5 交通

(1) 鉄道

鉄道は、市内に富士急行線の8駅が設置されている。運行本数は、1時間に3本程度と比較的良好だが、市街地の踏切の一部は未改修であり、通行に支障をきたしている。また、市街地の踏切は交通渋滞の一因ともなっている。

また、田原地区画整理事業により設置された都留文科大学前駅は、大学周辺地域を本市の新都市拠点として整備を進める上で重要な施設となる。

(2) バス等

市内を運行するバス路線は6路線あるが、すべて都留市駅を起点としている。利用客の減少により、ほとんどの路線で減便となり、利用者は不便を感じている。

そのため、利用者のニーズや利用実態等を踏まえ、主要施設や駅と地域を結ぶ公共交通システムの体系について研究していく必要がある。また、中央自動車道には新宿直通の高速バスが運行されているが、市内各地から高速道路バス停へのアクセス向上や自家用車からの乗り継ぎを可能とする駐車場整備などを検討し、利用を促していくことが必要である。

第3 過去の主な災害

本市の地形的形状は、桂川をはじめとする多くの河川と、1,000mを超える急峻な山々があり、山崩れ等の危険箇所は多く、過去にもさまざまな自然災害の影響を受けてきた。

なお、本市の主な災害等は、資料編に掲載のとおりである。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

第1 都留市防災会議

1 設置の根拠

災害対策基本法第16条

2 所掌事務

- (1) 都留市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 防災会議会長及び委員

- (1) 市長（会長）
- (2) 市長が指定する関係地方行政機関の職員
- (3) 市の区域を管轄する警察署長又はその指名する職員
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 市の教育委員会の教育長
- (6) 市の消防長及び消防団長
- (7) 市長が指定する関係公共機関又は関係地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

資料編	○都留市防災会議条例	P. 402
	○都留市防災会議委員	P. 403

第2 都留市災害対策本部（本編第3章第1節「応急活動体制」参照）

第3 都留市災害警戒本部（本編第3章第1節「応急活動体制」参照）

第4 都留市水防本部（本編第4章「水防計画」参照）

第5 都留市地震災害警戒本部（地震編第4章第2節「東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の対策体制及び活動」参照）

第6 自主防災組織

災害対策基本法第5条に基づき「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、単位自治会ごとに92の自主防災会がある。会長を長として、平素から家庭内の防災に関する啓発活動を行っているほか、毎年避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練等の訓練を行っている。

第2節 防災知識の普及に関する計画

防災業務に従事する職員及び一般市民等に対して、次のとおり防災知識の普及を図る。

第1 職員に対する防災教育

1 講習会、研修会の開催

学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。

2 検討会

防災訓練とあわせて開催し、業務分担等の認識を深める。

3 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

4 印刷物等の配布

災害発生時の収集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書などの印刷物を作成、配布し、防災知識の普及を図る。

第2 一般市民に対する広報

市は、次により一般市民に対して防災知識の普及を図る。

1 啓発の方法

- (1) 広報紙（広報つる）の活用
- (2) 防災行政無線の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 県立防災安全センターの活用
- (5) 防災関係資料の作成、配布
- (6) 防災映画、ビデオ等の貸出し
- (7) 防災、気象情報等のインターネットへの配信

2 啓発の内容

- (1) 防災・減災に対する一般的知識
- (2) 気象、災害発生原因等に関する知識
- (3) 災害予防措置
- (4) 災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識
- (5) 災害発生時にとるべき措置

第3 学校における防災教育及び安全の確保

市は、次により児童・生徒等に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。

1 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげる。

2 防災訓練

学校行事等の一環として実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

3 課外活動における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

4 児童生徒の安全の確保

大規模災害時の学校等における対応マニュアルの整備・見直しを行う。

第4 社会教育における防災教育

はつらつ鶴寿大学、地域出前講座等において、防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。教育方法及びその内容は、次のとおりである。

1 講座

防災に関する深い気象学等の基礎知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についての講座をカリキュラムに編成する。

2 実習

救助の方法、特に応急救護等に対する知識と技術について体得させる。

3 話し合い学級

カリキュラム「防災についての話し合い学習」を組み入れ、講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談を素材として話し合い学習をすすめる。

4 見学

防災関係機関、施設並びに災害現場等の見学を行う。

5 印刷物

防災関係資料等を収集してパンフレットを作成配布する。

第5 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

主要事業所等においては、防火管理者及び安全管理者をして防災教育の徹底を図るほか必要に応じて関係防災機関の職員が指導にあたる。

第6 県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターでは、次のような展示室や訓練室等が整備されている。市は、市職員だけでなく、児童・生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、また一般住民に対しては当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展示室	地震体験コーナー	震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消防体験コーナー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
	情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
視聴覚教室	Q&A	防災、消防等の知識を試す装置
	展示品	101品目、119点
	図書、相談室	120人収容、ビデオ、映写装置等
訓練、実習室	400冊	応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等

第3節 防災訓練に関する計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に迅速適切な防災活動が実施できるように体制の整備強化と関係機関等の有機的な連絡調整を図り、技術を向上させるとともに住民に対する防災知識の普及を図ることを目的として訓練を行うものとする。

なお、訓練後には、事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第1 総合防災訓練

市は、県及び防災関係機関等と合同して、次により総合訓練を実施する。

1 実施時期

実施日 9月1日又は「防災月間」(9月1日～9月30日)の間

2 実施内容

関係機関の協議により、その都度要綱を定めて実施する。

3 訓練重点事項

①情報通信連絡、②災害対策本部運営、③避難・救護、④災害警備、⑤消防、⑥水防、⑦救援物資輸送調達、⑧防疫・給水、⑨応急復旧、⑩炊出し等

4 機関別訓練例

機 関 名	訓 練 内 容
自 主 防 災 会	① 避難訓練 ② 消火訓練（消火器、可搬ポンプ、消火栓の取扱い） ③ 救急救命訓練 ④ 情報伝達訓練 ⑤ 炊出し訓練
事 業 所	① 情報収集・伝達訓練 ② 営業停止周知訓練 ③ 避難訓練
医 療 機 関	① 避難誘導訓練 ② 消火訓練 ③ トリアージ訓練
施 設	① 避難誘導訓練 ② 消火訓練 ③ 避難所対応訓練（避難所に指定されている施設）
学 校	① 避難訓練 ② 関係機関への伝達訓練
保 育 所 幼 稚 園	① 避難誘導訓練 ② 保護者への引き渡し訓練

5 防災関係機関と連絡

災害が甚大なものであるほど、他の防災関係機関との連携が重要となるため、県をはじめ自衛隊の総合訓練への参加要請等を検討する。

第2 気象警報伝達訓練

気象警報の伝達を正確、迅速に行うため、次により気象警報伝達訓練を実施するものとする。

1 実施要領

関係機関と協議して実施するほか、市独自でも実施するものとする。伝達方法は、本編第3章第6節「予報及び警報等の伝達計画」による。

2 実施時期

7月ごろとする。

第3 非常通信訓練

有線通信施設の途絶等の事態に備え、次により通信訓練を実施する。

1 参加機関

市、県、山梨地区非常通信協議会の協力を得て実施する。

2 実施時期及び実施方法

関係機関の協議により、その都度定めるものとする。

第4 避難訓練

学校、病院、工場、事業所、興業場その他消防法による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するよう努めるものとする。

また、防火管理者を置かない程度の施設の管理者も前記に準じて行うものとする。

この場合、外国人、障がい者、妊産婦等の災害時要配慮者に対しても必要な対策を講ずるよう努めるものとする。なお、学校（保育所・幼稚園を含む。）においては、次のこと留意する。

- (1) 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災会等と連携するなどして訓練を実施する。
- (2) 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。
- (3) 人命、身体の安全の確保を基本とする。

第5 防疫訓練

1 職員の訓練

常に防疫作業の修習を図り、隨時防疫演習を行い、被害の軽減に努めるものとする。

2 機材器具等の整備

必要な器具、機材等は計画的に整備し、隨時点検を行い、いつでも使用できるよう保管する。

第6 消防訓練

消防関係機関は、消防に関する訓練の実施ほか、必要に応じて消防機関相互の合同訓練を行い、また他の避難訓練と並行して行う。

1 実施時期

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

2 実施場所

火災の恐れがある地帯又は訓練効果のある適当な場所を選んで行う。

3 実施方法

予め作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

第7 水防訓練

1 市は、管内水防団体の総合水防訓練を年1回（6月上旬）行うものとする。

2 指定水防管理団体は、年1回以上県水防指導員の指導により水防訓練を行う。

3 演習要領は、次のとおりとする。

(1) 市総合水防演習の要領については、別途定めるものとする。

(2) 指定水防管理団体の演習要領は、県総合水防演習に準じ所轄建設部水防支部長と協議のうえ水防管理者が定めるものとする。

第8 地震防災訓練（首都直下、活断層地震等）

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）のように突発的に発生する直下型地震を想定し、初動体制の速やかな確立と広域応援要請の実施、また防災関係機関による実働訓練等を中心とした地震防災訓練を実施する。また、東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画に基づく訓練を年1回以上実施するものとする。

- 1 実施機関 県、市、防災関係機関、自主防災会等
- 2 実施日 防災月間（9月）中の日曜日
- 3 訓練項目 総合訓練に準じて行う。

第4節 防災施設・資機材の整備計画

災害時における応急対策に必要な資材・器具を常時保有し、その機能を有効適切に発揮できるよう、次に掲げるものについて年1回以上点検整備を行う。

第1 倉庫等の整備

1 水防倉庫

市内の水防倉庫は、6箇所あり、その使用は水防本部長が行う。このほか、各地区の自主防災会に自主防災倉庫が設置されている。

資料編	○水防倉庫資材備蓄状況	P. 384
-----	-------------	--------

2 資機材の整備等

定期的に資機材の点検を行うとともに、必要な資機材を計画的に整備するものとする。

特に、災害による停電等に備えて非常用発電装置や、断水等に備えて浄水機、給水用資機材等の整備を推進する。

3 備蓄

「山梨県地震被害想定調査報告書」の本市の被害想定調査結果等を参考にし、また本市の人口の変化等を勘案して、計画的に備蓄を図っていく。

第2 資機材、物資の充実、点検

1 点検整備は、各自主防災会にあっては会長、各施設（機関）、各事業所にあっては施設責任者、消防団にあっては各部長があたり、必要に応じて点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づいた定期的な点検整備を実施する。

2 点検を要する主たる資機材は、水防用備蓄資機材、救助用資機材及び医薬品、消防用資機材及び施設、防疫用資機材、給水用資機材、備蓄食料、湛水防除用資機材、各施設復旧に必要な資機材等とする。

3 資機材及び機械類の点検実施内容

資 機 材	機 械 類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の改善	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

資料編	○発電機保管場所一覧	P. 375
	○災害応急対策備蓄資材器具一覧（指定避難所・医療救護所等）	P. 378
	○災害時における応急活動の協力に関する協定書（山梨県トラック協会）	P. 412

第5節 消防計画

第1 消防力の整備強化

市は、消防力の整備強化に努める。

1 自治体消防力の整備強化

(1) 消防組織の整備強化

市は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の強化を図るものとする。また、自主防災会との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

さらに、常備消防の職員の体制の強化を図るとともに消防団との連携を強化し、消防態勢の充実を図るものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

家庭及び各事業所においては初期消火活動が十分發揮できるよう、消火器や可搬式小型動力ポンプ等を整備する。

市及び都留市消防署については、「消防力の基準」「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。また、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努めるものとする。

本市に常備消防として、都留市消防署が設置され、また地域消防・防火の核として消防団が重要な役割を果たしている。

なお、都留市消防署を本部とする出張所が道志村に置かれている。

消防職員等消防現有勢力は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○都留市消防職員等消防現有勢力一覧

P. 381

(3) 消防職員及び消防団員の教育訓練

市は、救急業務の高度化に対応するために、消防職員の救急救命士資格及び指導救急救命士資格の計画的取得を図るとともに、広報車等を活用し、消防団員等の応急手当普及員の養成を図る。また、消防職員の火災訓練・救助訓練・救急訓練、消防団員の総合訓練等を通じて、火災・救急・救助技術等専門的技術の向上を図るものとする。

2 地域の自主防災会の整備強化

(1) 市は、自主防災会の育成、強化を図り、組織の核となるリーダーに対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促すものとする。

(2) 市は、平常時に自主防災会の研修、訓練の場となり災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(3) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し防災活動の推進を図る。

3 自然水利等の利用

(1) 河川、堀、池等の自然水利及び井戸、プール等も消防水利として活用できるように調査を行うこととする。

(2) 河川をせきとめての消防水利は、消防団及び各自主防災会において確保するものとし、必要に応じ標識等により表示しておくこととする。

資料編 ○消防水利状況

P. 382

4 消防計画の確立

消防機関が大規模地震災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として、次のような消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 防災のための調査
- (3) 防災教育訓練
- (4) 災害の予防・警戒及び防ぎよ方法
- (5) 災害時の避難・救助及び救急方法
- (6) その他災害対策に関する事項

第2 火災予防対策の指導強化

1 建築同意制度の効果的活用

市は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

2 一般家庭に対する指導

市は、自主防災会等各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ火災発生時における初期消火活動の徹底と、防火訓練への積極的参加の促進を図るものとする。

3 防火対象物の防火体制の推進

- (1) 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きい。消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。
- (2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行う。

4 予防査察の強化指導

- (1) 都留市消防署は、防火対象物の計画的予防査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行うものとする。
- (2) 管轄内の荒廃地、空き家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよう指導するものとする。

5 危険物等の保安確保の指導

消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要な都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言をするものとする。

なお、都留市火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

6 危険物取扱者に対する保安教育

消防法の規制を受ける危険物施設等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質向上に努めるものとする。

7 消防設備士教育

消防設備士に対し、常に新しい知識、技術を習得させるとともに、消防用設備等の工事又は設備に関する技術向上を図るため、定期に講習を実施し消防設備士の資質向上に努めるものとする。

8 防火防災思想、知識の普及強化

防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、火災予防週間及び防災週間をはじめ、防災フェスティバル等各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及を図るものとする。

第3 林野火災予防対策

1 林野火災予防思想の普及、啓発

市は、住民や入山者の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進している。また、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いて住民に対し、強く周知徹底を図る。

2 森林所有(管理)者に対する指導

市は、森林所有(管理)者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

3 林野火災消防計画の確立

防災関係機関と緊密な連携を取り、次の事項について計画の確立を図る。

(1) 防火管理計画

・特別警戒区域 ・特別警戒時期 ・特別警戒実施要領等

(2) 消防計画

・消防分担区域 ・出動計画 ・防ぎよ鎮圧計画 ・他市町村等応援計画
・資機材整備計画 ・防災訓練実施計画 ・啓発運動推進計画等

4 自衛消防体制の確立

国、県、恩賜林保護組合等は、相互に連絡を密にするとともに、市と連絡をとり、消防計画を策定し、自衛体制の確立を図る。

5 関係職員の研修指導

予防対策、消火対策についてより万全を期するため森林組合職員等関係者への指導を行う。

第4 消防相互応援協定

市は、近隣市町村と資料編に掲げるとおり消防相互応援協定を締結している。市は、災害時には協定に基づき迅速に応援要請ができるよう連絡体制の整備に努める。

資料編 ○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書

P. 412

第6節 風水害等災害予防計画

第1 山地の災害予防

本市の地勢、地質、地盤及び市街地等の実態等を十分調査し、がけ崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに一般市民に公表し、避難体制づくり、土地所有者等に対する保安措置の指導、崩壊防止工事の実施等、関係機関と緊密な連絡を保ち鋭意適切な予防措置に努めるものとする。

また、平成31年4月1日に森林経営管理法が施行され、森林所有者に適切な経営管理を行う責務が明確化されるとともに、市町村が主体的に森林整備を行う中で、林業経営の効率化及び森林管理の適正化を一体的に促進する「森林経営管理制度」が創設された。

それを受け、森林整備等に要する安定的な地方財源として、各市町村に森林環境譲与税の譲与が開始されており、制度の円滑な推進と譲与税の効果的な運用を図るため、令和2年度に都留市森林経営管理制度推進方針を策定し、重点的取組方針を「山地災害に強い森林づくり」と設定している。

そのため、適切な時期に適切な施業（間伐等）を継続し、針広混交林化や広葉樹林が優先する森林に誘導していくことで、生物多様性や水源涵養機能等の森林の持つ公益的機能を高めていき、防災・減災・環境保全に寄与する森林づくりに努める。

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある渓流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

特に、福祉施設、保育所等「災害時要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業を実施する。

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり、異常な堆積をしている渓流等に対し、復旧治山事業を推進し土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 地すべりの防止

地すべりにより被害を防止、軽減するため、「地すべり等防止法」に基づいて地すべり防止区域を指定し、積極的に保全工事を施行する。

4 保安林の整備

災害時により保安機能の低下した保安林について、改植、補植、下刈等による森林整備を行い、森林機能の維持向上を図る。

資料編 ○山地災害危険地一覧 P. 329

第2 河川対策

本市には、桂川とこれに集流する多くの河川がある。

また、中心市街地を流れる家中川、女川、寺川といった準用河川は市民の生活基盤及び農業用水、防火用水など多様な機能をあわせもっているが、流域の開発や地域の都市化に伴う保水力の低下により、大雨時には流量が増し氾濫の危険が高まっている。このため、河川改修を含めた総合的な排水対策が課題となっている。

洪水などの災害から住民を守り、住民が安心して生活できるようにするために、河川改修など適正な管理を進めていくとともに、出水も早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、市内に設置されている水位観測所からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を図るものとする。

資料編 ○水位観測所一覧 ○簡易型水位計一覧 P. 385

第3 砂防対策

本市は、約84%が山林で占められる山岳地帯であり、地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているので、豪雨等の際に土石流が発生する危険性が高い。

豪雨の際の渓流における生産土砂の防止、流送土砂の貯留、調節、流路の安定等のため、今後も引き続き県に次の砂防事業の実施を要請していく。

〈土石流対策〉

市内には、資料編に掲げるとおり土石流危険渓流が多く、今後も砂防事業の促進を図っていく必要がある。

資料編 ○土石流危険渓流一覧 P. 333

第4 地すべり対策

市内には、地すべり危険箇所が1箇所あり、今後も現地の監視を強化しながら対処していく。

資料編 ○地すべり危険箇所一覧

P. 335

第5 急傾斜地等危険地災害予防対策

本市は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

このため、県と連携して次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

市は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう隨時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導するものとする。

2 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

市内には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域として指定されている箇所があり、がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制や標識の設置等が県により行われている。

今後、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

資料編 ○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧

P. 335

○急傾斜地崩壊危険箇所一覧

P. 336

3 警戒避難体制の整備

市は、急傾斜地崩壊危険箇所ごとに災害警報の発令、避難救助等の警戒避難体制の確立を図る。

4 簡易雨量観測器の設置及び観測

危険箇所の雨量観測は崩壊予察の有効な手法の一つであるので、簡易雨量観測器の設置推進によって雨量を観測し、災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とするものとする。

5 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

市及び県は、危険地域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

6 防災のための集団移転促進事業

市及び県は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。

7 がけ地近接等危険住宅移転事業

市及び県は、災害による危険から人命を守るために、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。

8 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

第6 警戒・避難対策計画の策定

市は、土砂災害や浸水害の危険箇所については県の指導を得て、警戒・避難対策計画を策定するものとする。策定にあたっては、次の事項に考慮する。

1 避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等をあらかじめ避難対象地区として指定する。

2 避難収容施設の指定

- (1) 避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する施設を併せて指定する。
- (2) 収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全性等が担保された適切な場所とする。
 - ア 地域の実状を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。なお、設備（電気、給排水及び通信設備）についても十分考慮すること。
 - イ 避難対象地区との経路が比較的近距離で、かつ、安全なこと。
 - ウ 当該施設の所有者又は管理者の承諾が得られること。

3 避難路の設定

- (1) 避難者が安全かつ迅速に避難することができるよう、避難対象地区と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。
- (2) 避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。
 - ア 避難路について、崖崩れ等の危険が予想されないこと。
 - イ 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。
 - ウ その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

第7 地域住民への周知

市は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、土砂災害や浸水害の危険区域図を作成配布し、風水害や地震による危険性を周知徹底するとともに、集中豪雨時、警戒宣言発令時、東海地域の地震時、あるいは地震発生時に速やかに警戒体制や避難体制がとれるよう、広報紙等により啓発に努める。

第8 土砂災害警戒区域や特別警戒区域、浸水想定区域等における対策

市は、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域（以下「警戒区域等」という。）ごとに、災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報及び警報の伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制の確立を図る。

警戒区域等の区域内に主として高齢者、障がい者、妊娠婦、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「災害時要配慮者関連施設」という。）がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。なお、警戒区域内における円滑な警戒避難体制を確保するため、同区域を示したハザードマップの作成と地区住民への配布及びホームページへの掲載等による周知を図ることとする。

資料編	○市内要配慮者利用施設一覧	P. 366
-----	---------------	--------

第9 農業対策

1 農業施設

(1) 湿水防除対策

湿水による被害を未然に防止するため、湿水防除事業を実施するとともに、用排水機構の改善・点検及び水路の改修等を行う。

(2) 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに側溝及び法面の整備を図る。

(3) 農地保全

急傾斜又は特殊土壤地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壤の流亡や崩壊を防止する。

(4) 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設について、最小限に災害を防止するため補強の措置をとるものとする。

2 農作物に対する措置

気象情報に留意して常に予防の措置を講ずる。農作物の風水害等予防については、時期別、作物別の技術的な面についての予防措置並びに対策を指導するものとする。

3 家畜に対する措置

家畜施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種など）を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

第10 林業対策

1 林業対策

林道並びに治山施設の災害を防止するため、治山施設及び林道施設をあらかじめ調査、補強を行う等、適正措置をとるものとする。

2 林地保全

森林は無立木地に比較して、保水力が大きいので、その取扱い如何によっては、その機能を喪失し、林地荒廃の原因にもなりかねないので、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止を期するものである。

第7節 雪害予防に関する計画

積雪又は雪崩による被害を予防するため、情報の収集及び広報活動の徹底を図り、適切な事前対策の樹立と災害発生に際し、迅速、的確な関係機関の連携により、安全な市民生活の確保と被害の防止に努める。

第1 冬季交通の確保

1 幹線道路の確保

積雪時における市民の安全と交通の確保を図るため、一般交通に供している道路は、毎年除排雪計画を定め実施するものとする。

2 市街地の除排雪

市街地の除雪にあっては、国・県・市並びに関係機関団体は、除雪の時期、雪捨場の指定、搬送方法等について相互に連絡し、除雪作業の調整、受益者並びに住民の協力を得て、除雪の円滑化を図るものとする。

3 鉄道輸送及びバス運行の確保

雪害による列車の運転阻害を最小限に止めるため、除雪及び除雪体制の確立、整備及び機械類の整備増強、雪害状況に対する運転計画の策定等により運行を確保する。また、バス業者は、国・県・市が行う計画除雪路線における定期バスの運行を確保する。

第2 保健衛生及び医療対策

- 1 市は救護班を派遣する。市が派遣対応を十分にできない場合は、保健所に救護班の派遣を依頼する。
- 2 緊急医療機関等との連絡を強化する。
- 3 急患について、特に緊急の場合は警察・消防又は自衛隊に緊急輸送を要請する。

第3 民生対策

1 人命及び建物被害の防止

積雪・雪崩等による人身事故及び建造物の損傷を防止するため、次の事項の指導を徹底する。

- (1) 屋根の雪下ろし及び除排雪を適期に実施する（カーポートなら20cm、農業用ハウスなら10cm程度で危険。住宅なら、50cmで注意 80cm以上になれば危険、早めの雪下ろしが必要）。また常に非常口を確保する。
- (2) 道路の除雪等により排水口をせき止めないよう常時雪を排除する。
- (3) 被保護家庭の除雪については、地域関係者が協力して実施する。
- (4) ひとり暮らし老人世帯等の要配慮世帯の除雪は、周辺住民等の協力及び福祉保健部を中心に実施する。

2 孤立集落対策

雪崩・豪雪等により孤立するおそれのある集落の実情を把握し、次の措置を講じる。

- (1) 食料の緊急補給等及び急病人等に対する通信連絡の確保について、関係機関と協力体制を整備する。
- (2) 緊急交通を確保するため四輪駆動車等の整備に努める。

3 火災予防の徹底と消防体制の強化

- (1) 火災予防の徹底を図るとともに、消防機械の整備点検及び道路除雪を行い、消防活動に支障のない体制を確立する。また、消火栓・防火水槽・自然水利等の除排雪と標示を行う。
- (2) 雪害予防知識の普及

雪害予防知識の普及は、一般防災思想の普及計画に基づいて行う。特に豪雪に対する市民の意識を高めるため、市の広報・新聞・テレビ・ラジオ等を利用し、その徹底に努める。

第4 農林業対策

積雪による農林業用施設の被害を防止するため、本編第2章第6節「風水害等災害予防計画」第9及び第10に基づき必要な措置を講じるほか、気象情報の迅速な伝達と被害を回避又は、最小限に食い止めることができるような応急的技術手法の提供、耐雪性など気象災害に強い施設や栽培技術の普及など、諸対策を講ずるものとする。

1 気象情報伝達の迅速化と対策指導の徹底

- (1) 伝達システムの構築
- (2) 気象観測網の充実
- (3) 気象灾害の被害予測の確立
- (4) 被害園の追跡調査

2 気象に強い施設の普及

- (1) 果樹施設の安全構築
- (2) 既存施設の点検及び補強の促進
- (3) 気象災害に強い園芸施設の普及

3 気象災害に強い栽培・技術管理

- (1) 気象災害に強い仕立て方法、栽培様式の開発と普及

4 地域ぐるみ災害対応システムづくりの推進

- (1) 共同作業、救援システムづくりの推進
- (2) 地域農業ボランティアの育成

5 農業共済制度への加入促進

- (1) 農業共済制度への加入促進活動への支援

第5 文教対策

教育委員会の対策は、次のとおりである。

事項名	実施内容	実施機関
連絡	(1) 系統的に一元化し、迅速・的確に行う。	市教育委員会 学校 関係団体
火災予防	(1) 責任者による巡回を励行する。 (2) 消火栓等の確保と消火器材の整備点検をする。	市教育委員会 学校 関係団体
危険防止	(1) 避難道路を除雪する。 (2) 雪崩箇所の標示・警戒（体育館・屋根等を含む。） (3) 悪天候時における児童・生徒に対する休校措置を実施する。 (4) 集団登下校には、必要に応じ引率者をつける。 (5) 水槽等は標示する。	市教育委員会 学校 関係団体
通学路の確保	(1) 国・県道については、関係機関に依頼し、除雪を行う。 (2) 市道については、市に連絡して除雪を行う。 (3) その他については、地域住民の協力を得る。	市教育委員会 市 学校 地域住民
学校施設等の保護	(1) 屋根の雪下ろしを励行する。 (2) 防災施設等を補強する。 (3) 消火栓等・消火器の整備点検に努める (4) 防火・防災思想の徹底を図る。	市教育委員会 市 学校
社会教育施設等の保護	(1) 防災施設の除雪を励行する。 (2) 防災施設を補強する。 (3) 避難口の標示、除雪に努める。 (4) 防火思想の普及徹底を図る。	市教育委員会 市 関係団体
社会体育施設等の保護	(1) プールの水は、満水とし、適宜プール内の氷割りに努める。 (2) 防災施設の除雪を励行する。 (3) 防災施設を補強する。 (4) 防火思想の普及徹底を図る。	市教育委員会 市 関係団体
文化財の保護	(1) 消防関係者との連携を図る。 (2) 常時監視体制を確保する。 (3) 防災施設の除雪を励行する。 (4) 住民組織の活動と組織体を強化する。特に文化財保護団体を強化する。 (5) 文化財の修理・補強に努める。	市教育委員会 市 関係団体

第8節 建築物災害予防計画

建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法などに基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、建築物の不燃化を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備などの維持管理についても災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者などの建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓蒙を図る。

第1 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう建築確認審査業務の指導を県に要請し、安全で安心なまちづくりの実現を図る。

さらに違反建築物に対する指導を強化し、非不燃化建築物等の建築の防止に努める。

第2 公共施設災害予防計画

1 老朽建物の改築促進

市は、発災時の応急対策の拠点ともなる都留市所有の公共施設の老朽建物の改築促進及び補修等を次により実施する。

(1) 老朽度の著しい建物については、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物へ改築を図る。

(2) 建物の定期点検などを実施して破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については、次の措置を行い、災害の防止に努める。

(1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。

(2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。

(3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

(4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第3 住宅の不燃化の推進

市営住宅の不燃化及び耐火構造への建替等を図る。

第4 防災査察

都留市消防署は、旅館、病院等不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

第9節 文化財災害予防計画

第1 保護の対象

市内にある県及び市により指定された文化財は、有形、無形及び自然的、人文的と広範囲にわたっている。

第2 文化財の管理

文化財保護法・山梨県文化財保護条例及び都留市文化財保護条例により、所有者及び管理責任者に対し、管理の責任を義務づけて、管理及び修理の補助、勧告等をなし、市民の郷土の文化遺産に対する認識を高めるとともに、文化の向上発展に貢献することとする。

また、所有者及び管理責任者の変更、指定を受けた文化財の滅失、き損、亡失、盜難あるいは指定物件の現状の変更をしようとする場合は、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財は、県教育委員会に届け出、又は申請するものとし、現状変更の一部については、市教育委員会に申請するものとする。

資料編	○市内文化財一覧	P. 483
-----	----------	--------

第3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設については、国も県も文化財所有者及び管理責任者の申請に基づいて、予算の範囲内で補助金を交付する。

補助金の率は、国指定では50%から85%、県指定では50%が上限である。

1 建築物火災警報装置

火災の早期発見を目的として、自動火災報知設備を促進しているが、その設備状況は、次のとおりである。

件 数 内 訳	指 定 件 数	要 設 備 件 数	設 備 状 況	
			設 備 濟	未 設 備
国 登 錄	4	3	2	1
県 指 定	9	2	1	1
市 指 定	8 3	7	2	5
計	9 6	1 2	5	7

2 建造物の防災施設

建造物の周囲の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により、貯水槽、消火栓、避雷針等消火施設についてもこれを促進し、その設備状況は、次のとおりである。

件 数 内 訳	指 定 件 数	要 設 備 件 数	設 備 状 況	
			設 備 濟	未 設 備
国 登 錄	4	3	3	
県 指 定	9	2	2	
市 指 定	8 3	7	6	1
計	9 6	1 2	1 1	1

第4 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理責任者の事情を考慮して、消防用設備や消火避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、都留市消防署や地元消防団の協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。

第10節 原子力災害予防計画

県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲※」にも、本市をはじめ山梨県の地域は含まれていない。山梨県に最も近い中部電力株式会社浜岡原子力発電所においても、県南部県境までの距離は約70キロである。

しかし、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画においては、原子力規制委員会が取りまとめた「原子力施設等の防災対策について」（平成22年8月一部改訂、以下「防災指針」という。）等を十分に尊重するものとされていることから、対策指針の改訂等がされたときは見直しを行うこととする。

※ 「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」として、防災指針では、原子力発電所の場合は半径約30kmとしている。

第1 山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県には、次の原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所
------	----------

事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉 5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転開始年月日	S51. 3. 17	S53. 11. 29	S62. 8. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18
運転終了年月日	H21. 1. 30	H21. 1. 30	運転停止中	運転停止中	運転停止中

第2 情報の収集及び連絡体制の整備

市は、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、平時から、県及び関係機関等との連携を密にし、必要に応じて、衛星携帯電話などの多様な通信手段を活用した情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

第3 原子力災害に関する市民等への知識の普及と啓発

市は、県と協力し、次の内容について、市民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

第11節 特殊災害予防対策計画

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 検査及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行うものとする。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進
- (5) 消防体制の整備

市は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図るものとする。

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 一般ガス事業者の措置

一般ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス事業法による保安規程に基づく、関係者の教育及び訓練
- (2) ガス工作物の工事・維持・運用に際して、ガス事業法の技術基準に適合する法令及び規程に基づいた巡視点検及び検査
- (3) 他工事によるガス導管等の損傷を防止するため、他工事業者と導管等の保護について協議を行い、必要に応じて保安に関する協定の締結
ガス事業者と他工事業者による、別に定める「他工事協議・巡回立合い要領」に基づく他工事現場の巡回、立ち会い
- (4) 一般ガス事業施設設備の新設にあたって、耐震性のある資機材の使用及び十分な基礎工事を施し、軟弱地盤にあっては地盤改良を行うなどの耐震性の万全化
- (5) 高中圧ガス導管については、緊急遮断弁、緊急放散設備等の保安設備の増強
- (6) 経年埋設管等耐震性の低い導管について、耐震性の高い導管への順次切り替え
- (7) 災害その他非常の場合、被害の防止、軽減並びに迅速な復旧のための体制を確立したうえでの人員、器材の整備
- (8) ガス漏洩及び導管事故等の未然防止とその拡大防止のため、ガス使用者からの通報の受付連絡並びに状況に応じて緊急な出動ができるよう、別に定める「ガス漏洩及び導管事故処理要領」による機器、体制の整備並びに関係者への教育・訓練

2 簡易ガス事業者の措置

簡易ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス施設については、ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保守点検の実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

3 市の措置

市は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施するものとする。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退の勧告又は指示

第3 毒物、劇物の災害対策

毒物及び劇物取締法に基づき、危害を防止するため、次の措置をとるものとする。

1 毒物、劇物施設における自主保安体制の確立

(1) 毒物、劇物施設の管理者等は、当該施設を常に基準に適合するよう維持し、従事者に対して教育訓練を行い、毒物、劇物による危害防止を図る。

(2) 毒物、劇物施設の管理者等は、毒物、劇物により住民の生命及び身体に、保健衛生上の危害を及ぼすおそれがあるときは、保健所、警察署、消防署関係機関への通報及び危害を防止するための応急措置がとり得る体制を確立する。

2 火薬類、高圧ガス及び毒物劇物等の地震災害を防止するための災害予防対策は、各法令に基づく関係機関の別に定める予防対策による。

分担は、次のとおり。

火 薬 → 県、消防本部、警察署

高 圧 ガ ス → 県、消防本部、労働基準監督署

毒物、劇物 → 県、消防本部

3 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、放射性物質による放射線障害を防止するため、次の措置をとるものとする。

(1) 放射性物質使用施設における自主保安体制の確立

ア 放射性物質使用施設の管理者等は、当該施設を常に基準に適合するよう維持管理する。

イ 放射性物質使用施設の管理者等は、放射線障害予防規定等の整備、保安組織の確立、従事者の教育訓練の励行等に努め、放射線障害の防止を図る。

第12節 情報通信システム等整備計画

災害の予防及び応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、情報通信システムの整備に努める。

第1 市防災行政無線設備の整備

市は、市本部、各地区、防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため、市防災行政無線を設置・配備している。

通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

また、同報系無線については、定期的に子局の保守点検を行い、設置年度の古いもの等については更新等の措置を講じるとともに、人口の増減など社会的条件の変化に応じた適正配置を図る。

資料編	○山梨県防災行政無線網による市設置局一覧	P. 346
	○固定系無線（屋外子局）一覧	P. 346

第2 県防災行政無線設備

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

第3 土砂災害警戒情報システム

甲府地方気象台と砂防課が共同で発表する「土砂災害警戒情報」について、土砂災害危険箇所や県内をメッシュ単位で分割し土砂災害の危険度等の補足情報を提供する。

第4 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめNTT東日本山梨支店に災害時優先電話として登録してある。

市は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

災害時優先電話設置施設一覧

	施設名	所在地
1	都留市役所（総務部長席）	都留市上谷一丁目1番1号
2	都留市役所（危機管理室）	都留市上谷一丁目1番1号
3	都留市役所（第一会議室）	都留市上谷一丁目1番1号
4	都留市役所（1階ブース）	都留市上谷一丁目1番1号
5	都留市消防本部	都留市上谷二丁目2番9号
6	都留市立病院	都留市つる五丁目1番55号
7	都留市立病院	都留市つる五丁目1番55号
8	都留市立病院	都留市つる五丁目1番55号
9	都留文科大学	都留市田原三丁目8番1号
10	盛里地域コミュニティセンター	都留市朝日馬場309番地
11	谷村第一小学校	都留市上谷一丁目1番2号
12	谷村第二小学校	都留市法能923番地
13	都留文科大学附属小学校	都留市大野396番地
14	東桂小学校	都留市桂町796番地1
15	宝小学校	都留市大幡1143番地
16	禾生第一小学校	都留市古川渡553番地
17	禾生第二小学校	都留市小形山553番地
18	都留第一中学校	都留市大野52番地5
19	都留第二中学校	都留市四日市場750番地
20	東桂中学校	都留市桂町840番地

周知事項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第5 避難所における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の活用

災害時においては、一般加入電話が通話しにくい状況が想定される。このような場合でも被災者の連絡手段として利用できるように避難所入口に災害時用公衆電話（特設公衆電話）用の電話線ジャック（差込口）・防災倉庫内に電話機を配備してある。

使用する際には、防災倉庫内から電話機を持ち出し、下表のジャック設置場所に電話線を接続する。

（災害時用公衆電話（特設公衆電話）は「発信」のみ利用可能）

災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置施設一覧

	施設名	所在地	設置台数	ジャック設置場所
1	都留市民総合体育館	田原三丁目8番36号	3	入口正面ソファ一脇の壁
2	都留興譲館高等学校	上谷五丁目7番1号	3	体育館入口左側
3	谷村第一小学校	上谷一丁目1番2号	3	体育館入口右側柱
4	旧川棚営農指導センター	川棚809番地	1	事務室入口
5	下谷体育館	下谷四丁目2番19号	3	体育館入口左事務室内壁
6	都留第二中学校	四日市場750番地	3	体育館入口
7	都留第一中学校	大野52番地5	3	体育館入口
8	住吉球場管理事務所	法能333番地	1	事務室内
9	谷村第二小学校	法能923番地	2	体育館入口
10	都留文科大学附属小学校	大野396番地	2	体育館入口
11	東桂小学校	桂町796番地1	3	体育館入口
12	東桂中学校	桂町840番地	3	体育館入口
13	禾生第一小学校	古川渡553番地	3	体育館入口
14	禾生第二小学校	小形山753番地	2	体育館入口
15	宝小学校	大幡1143番地	2	体育館入口
16	旧与縄営農指導センター	盛里134番地1	1	事務室入口
17	旧旭小学校	朝日馬場544番地	2	体育館入口
18	まちづくり交流センター	中央三丁目8番1号	3	階段脇パイプ室分電盤内

第6 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、消防署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができる所以、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定を締結している機関名は、次のとおりである。

機関名	協定締結年月日	申告窓口
山梨県警察本部	昭和40.3.20	有線電話 県本部警務課長 有線電話 警察署長 無線電話 県本部地域課長 無線電話 県本部警務課長
東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）	昭和40.8.10	保安通信設備設置箇所（支所・制御所等）の長

資料編	○都留市消防専用超短波無線一覧	P. 350
	○都留市消防団簡易無線機一覧	P. 351

第7 その他通信設備の整備

1 インターネット等の整備

市は、インターネット上においてホームページを開設し、広報活動を行っているが、災害時に市の被災状況や市民への協力依頼等の広報手段として利用できるよう、平素から整備を図っていくものとする。

2 アマチュア無線局の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、あらかじめ市内アマチュア無線局との協力体制の確立を図るものとする。

資料編	○都留市防災ネットアマチュア無線クラブ	P. 353
-----	---------------------	--------

第13節 災害時要配慮者対策の推進

災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児等の災害時要配慮者に対し、「都留市災害時要配慮者支援マニュアル」（平成30年4月改正）に基づく災害時の要配慮者支援対策を推進するものとする。

第1 社会福祉施設対策の推進

各施設管理者は、災害時の行動等が不自由な施設利用者のため、次の対策を講じるよう努めるものとする。

1 防災設備等の整備

(1) 施設の耐震性の確保等

施設管理者は、発災時等における施設の安全を図るために、必要に応じ耐震診断、耐震改修等を行う。また、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。

老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

(2) 防災施設等の整備

消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(3) 非常食料の備蓄

水道、ガス等の供給停止に備え、非常食料等の備蓄を3日分程度行う。

2 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

(1) 災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障がい者の引渡し方法等を明確にする。特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導体制等を十分検討する。

(2) 平常時の体制づくり

市との連携のもと、近隣住民や自主防災会、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

3 防災教育、防災訓練の充実

(1) 防災教育の実施

施設管理者は、施設の職員や利用者が、災害に対する基礎的な知識や災害時におけるべき行動等について理解が得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するとともに、地域の協力が得られるよう、地域の自主防災会と協力した訓練を実施する。

第2 在宅高齢者・障がい者等の災害時要配慮者対策

1 緊急通報システム（ふれあいペンドント）の活用

市は、65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者世帯でいずれかが虚弱な者に対して、急病等の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム（ふれあいペンドント）を設置している。災害時にシステムを利用し安否確認を行えるよう、体制を整えておくものとする。

2 救急キットの活用

市は高齢者や障がい者などの安全・安心を確保することを目的に「かかりつけ医」「薬剤情報提供書(写)」「持病」などの医療情報等を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくことで、万が一の救急時に備えている。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該事業の周知を図り、なお一層の拡充の促進を図るとともに、災害時に自主防災会等の協力が得られるよう、平常時より協議しておくものとする。

3 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

(1) 在宅高齢者、障がい者等については、自主防災会等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料の作成など障がい者への啓発に十分配慮する。

(2) 市は、訓練等を通じて地域の自主防災会等が援助すべき世帯等を予め明確にしておくとともに、移動等が困難な障がい者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

4 避難誘導体制

市は、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦等の災害時要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災会、手話通訳、ガイドヘルパー等の協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備に努める。

5 避難場所における対応

市は、避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行う。

特に、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要配慮者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

6 災害時要配慮者専用避難所の指定

障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等施設への入所が困難な場合には、救護施設の中から専用避難所（福祉避難所）を選定し、福祉関係者等の協力を得て開設するものとする。

あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足することが見込まれるため、市は介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業者等と協定を締結し、複数の福祉避難所の確保に努めるものとする。

(1) 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童生徒の避難方法や教職員の指示及びるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

〈福祉避難所〉

名 称	所 在 地	電 話 番 号
いきいきプラザ都留	都留市下谷 2516 番地 1	0554-46-5111 衛星携帯電話 090-3231-8186
まちづくり交流センター	都留市中央三丁目 8 番 1 号	0554-43-1321

7 情報伝達・意思疎通活動

(1) 市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

(2) 市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(3) 市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

8 応急仮設住宅等

市は、応急仮設住宅等（公営住宅・民間賃貸住宅・建設型応急住宅）の供与にあたっては、優先的入居など高齢者や身体障がい者等の災害時要配慮者に十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障がい者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。また、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅等の設置等に努める。

第3 外国人及び観光客対策

地理に不案内な観光客や、震災に対して知識が乏しく、かつ日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及を図る。

また、被災外国人や観光客に適切に対応できるよう、平素から通訳ボランティアの確保を図る。

通訳ボランティアの主な活動

- 1 負傷者の応急手当等の際の通訳
- 2 市が実施する各種応急対策の内容の説明
- 3 その他被災外国人の意思の伝達

第4 幼児、児童、生徒保護対策

学校等（保育所・幼稚園等を含む。）の管理者は、地震をはじめとする災害の発生に備え、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にしておくとともに、幼児、児童・生徒の防災教育に努めるものとする。

1 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

(1) 学校の地震災害対策組織

ア 多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

イ 勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

ウ 電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

エ 児童生徒の在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びるべき対策を予め明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(2) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、児童・生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(3) 避難所としての学校の対応の在り方

学校に開設される避難所の運営に教職員が協力せざるを得ない状況も予想されるため、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう必要な支援に努める。

2 地震防災教育指導

幼児、児童・生徒等への地震防災教育指導を次により推進する。

(1) 児童生徒に対する地震防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 地震防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 地震防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育

イ 防災ボランティア活動の進め方

ウ 応急救護、看護の実践的学習

エ 防災訓練のあり方

第5 妊産婦、乳幼児対策

被災時の精神的動搖により状態が急変しやすく、素早い行動が困難な場合が多い妊産婦に対しては、平常時から被災時の対応についての知識の普及を図るとともに、安全な移動手段の確保に努める。

また、妊産婦、乳幼児の健康に配慮し、感染症予防対策を始めとして衛生的な環境の確保を図る。

第6 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものをいう。

1 避難行動要支援者名簿の作成と取扱い

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市長は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

市において災害対策基本法第49条の10第1項に定める避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

ア 要介護認定3以上を受けている在宅の者

イ 身体障害者手帳のうち、視覚、聴覚、平衡または肢体の個別等級1級から3級を所持する者

ウ 療育手帳Aを所持する者

エ 精神障害者保健福祉手帳1級から2級を所持する者

オ その他支援が必要と認められる者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市長は、避難行動要支援者に該当する者について、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するとともに、避難行動要支援者名簿への掲載を求める者については、関係者と協議し、その情報を入手する。

また、必要に応じて、関係都道府県に情報の提供を求ることとする。

避難行動要支援者名簿には次の情報を記載する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他連絡先
- カ 要支援を必要とする事由
- キ その他要支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(4) 台帳の更新

市長は、避難行動要支援者名簿について原則として年1回以上更新することとする。

その際、新たに避難行動要支援者となった者を追加するとともに、死亡・転居等が確認された者を削除したうえで更新する。

(5) 避難支援等関係者となる者

市において、災害対策基本法第49条の11第2項に定める避難行動要支援者名簿を提供する関係者は、次に掲げる者とする。

なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとし、得られない場合には、平常時での名簿提供を行わないこととする。ただし、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、同意の有無にかかわらず、必要限度で、名簿に記載されている情報を関係者に提供する。

- ア 都留市消防本部
- イ 山梨県警察本部（大月警察署）
- ウ 都留市消防団
- エ 民生委員児童委員
- オ 都留市社会福祉協議会
- カ 自主防災会
- キ その他市長が認める者

(6) 情報の管理

市は、名簿の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。

- ア 避難行動要支援者名簿の提供については、関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- イ 避難行動要支援者名簿は複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。
- ウ 避難行動要支援者名簿の提供は、原則として担当する地域に限定して提供することとし、他地域の名簿は提供しない。
- エ 避難行動要支援者名簿の提供先が団体である場合には、団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱うものを限定するよう指導する。

(7) 情報伝達等の配慮

市は、関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次のとおり配慮する。

- ア わかりやすい言葉や表現、説明等により、必要な情報を一人一人に的確に伝達する。
- イ 避難行動要支援者に合った必要な情報を選んで伝達する。

日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、避難行動要支援者に合わせた多様な伝達手段を活用する。

(8) 関係者の安全確保

各地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、関係者の安全確保にも理解を得られるよう、平常時より、説明を行う。関係者自身の生命が危険にさらされることがないよう、地域内でのルール作りを促進する。

2 個別避難計画の作成と取扱い

(1) 個別避難計画の作成

市は、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新とともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(2) 個別避難計画の取扱い

市は、都留市消防本部、山梨県警察本部（大月警察署）、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

3 デジタル技術の活用

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

第14節 住民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

大規模災害が発生した場合には、行政機能が麻痺し、市の公助による支援が早急に行き届かない場合があり、自分自身で自分の命や身の安全を守ること、また、地域コミュニティでの相互の助け合いが重要となる。

大規模災害時に混乱が生じないようにするため、住民の日頃からの備えや地域での支援体制等（自助・共助力）の強化により地域の防災力を高め、地域コミュニティの維持・活性化に努めるものとする。

第1 地区防災計画の策定

市は、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域の防災力の向上を図るため、一定の地区内の居住者及び事業者等（以下「地区居住者等」という。）と連携し、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画となる「地区防災計画」の策定を推進するものとする。

第2 地区防災計画の策定・運用への支援

市は、地区居住者等が、自助・共助の精神に基づき、地区防災計画を策定し、その計画を運用する場合には、積極的に支援を行うものとする。

第3 市と地区居住者等の役割

地区防災計画の策定・運用にあたり、市と地区居住者等の役割は次のとおりとする。

1 市の役割

- (1) 地区防災計画策定の進め方の検討（提案制度、候補地区の選定等）
- (2) 地区防災計画の内容の検討
- (3) 地区防災計画の実行性を強化するための方策を検討（「具体的事業計画」の策定等）
- (4) 地区防災計画の周知・研修会等の実施

2 地区居住者等の役割

- (1) 地区防災計画の策定の必要性を検討
- (2) 地区防災計画の策定
- (3) 地区防災計画の実行性を強化するための方策を検討（「具体的事業計画」の策定等）
- (4) 地区防災計画の周知等

第4 地区防災計画の策定方法

地区防災計画は、自助・共助の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地域の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等が、主体的に計画・策定段階から積極的に参加を求めるものとする。

第5 地区防災計画の策定で検討すべき内容

1 「都留市地域防災計画」との整合性

地区防災計画は、市の防災に関する基本的事項を総合的に定めた「都留市地域防災計画」と整合性を図り、計画を策定するものとする。

2 地区防災計画で検討すべき内容

- (1) 災害時に危険となる場所及び防災上の資源となる場所を把握する。
- (2) 災害時における被災状況、応急活動等を時間軸に沿って整理し、地区の応急活動を具体化する。
- (3) 応急活動を実施する上で必要となる人材育成、普及啓発、防災訓練、情報連絡体制の整備等の対策を具体化する。
- (4) 応急活動を実施する組織体制を整備する。

3 地区防災計画をもとに取り組む「具体的事業」の策定

- (1) 防災活動に従事する人材の育成
- (2) 防災に関する普及啓発
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 情報連絡体制の整備
- (5) 防災に必要な物資や資器材等の確保

第6 地区防災計画の実践・検証・見直し

地区防災計画を策定した地区居住者等は、災害時において、実際に地区防災計画に規定された防災活動を実施できるようにするため、市や防災関係機関と連携して防災訓練等を実施するものとし、防災訓練後には検証を行い、地区居住者等が課題を把握し、活動を改善していくものとする。

また、防災訓練等の検証結果を踏まえ、定期的に地区防災計画の見直しを行うものとする。

第7 「都留市地域防災計画」への規定

1 地区防災計画と「都留市地域防災計画」の連動

地区防災計画制度は、市と地域コミュニティが密接に連携して、地域の意向を踏まえつつ、地域の防災力を高めることを想定しており、そのため「都留市地域防災計画」との連動が必要とされることから、

災害対策基本法第 42 条に基づき、都留市防災会議は、地区居住者等が策定した地区防災計画を「都留市地域防災計画」に規定することができるものとする。

2 「都留市地域防災計画」への規定方法

地区防災計画を「都留市地域防災計画」に規定できる方法は次のとおりとする。

- (1) 都留市防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として「都留市地域防災計画」に規定する。(災害対策基本法第 42 条第 3 項)
- (2) 上記(1)がなされない場合に、地域コミュニティの地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、都留市防災会議に対して提案を行い(計画提案)、その提案を受けて都留市防災会議が「都留市地域防災計画」に規定する。(災害対策基本法第 42 条第 3 項)

第3章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

第1節 応急活動体制

第1 防災組織

1 都留市防災会議

都留市防災会議は災害対策基本法第16条及び都留市防災会議条例に基づき市長の附属機関として設置され、市域に係る防災に関する基本方針の決定並びに市の業務を中心とした市域内の公共的団体、その他関係機関の業務を包括する総合的な地域防災計画の作成及びその実施の推進を図る。

2 都留市災害対策本部

災害対策基本法に基づき、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るために必要があると認めるときは、市長は、地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

3 都留市水防本部

市域における水防を統轄するため、水防計画に基づき設置される機関であるが、都留市災害対策本部が設置されたときは同本部に統合されるものである。

水防本部の組織及び運営については、水防計画に定める。

4 都留市災害警戒本部

災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を総合的に、迅速かつ的確に行うため、都留市災害警戒本部を設置する。

資料編	○都留市防災会議条例	P. 402
	○都留市災害対策本部条例	P. 404
	○都留市災害対策本部運営要領	P. 405
	○都留市災害警戒本部設置要綱	P. 407

第2 都留市災害対策本部

1 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置については、次の基準に達したときは市長が設置するものとする。

- (1) 大規模な災害の発生が予想され、市長がその対策を必要と認めるとき。
- (2) 災害救助法の適用を受けるような災害が発生したと認めるとき。
- (3) 震度6弱以上の地震が市内で発生したとき。

2 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、市域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認めるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を市役所本庁舎に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通 知 及 び 公 表 先	通 知 及 び 公 表 の 方 法
各 部	庁内放送、防災行政無線、職員専用災害対策連絡メール
各 方 面 対 策 支 部	防災行政無線、有線電話、職員専用災害対策連絡メール
一 般 住 民	防災行政無線、防災つるメール、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）
県 本 部	防災行政無線、FAX、有線電話、Lアラート
報 道 機 関	口頭、文書又は有線電話

4 災害対策本部の設置場所

都留市役所内 1F ロビーに設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、消防庁舎 2F 会議室に設置する。

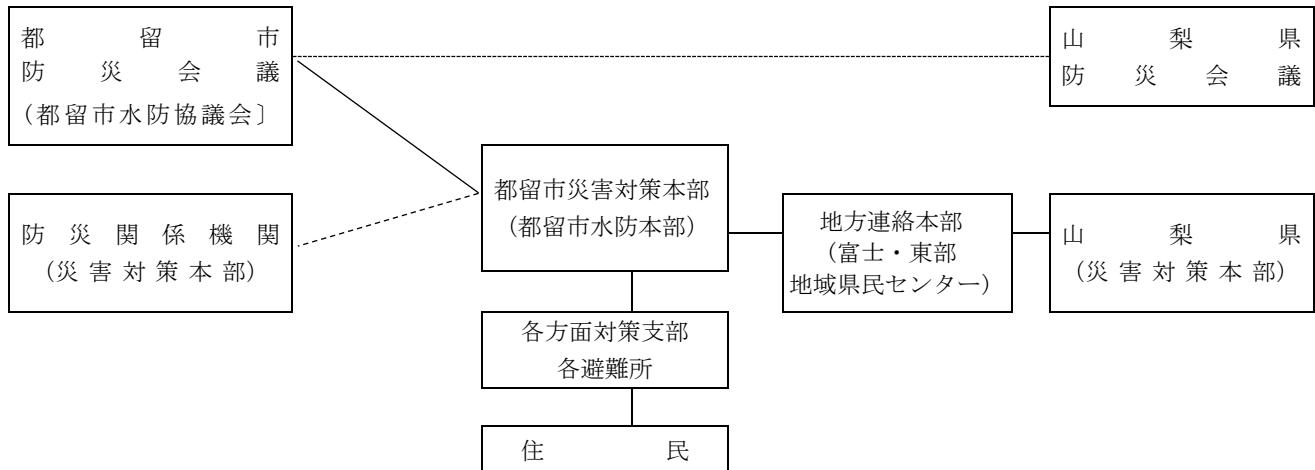
県の現地災害対策本部は、都留市役所内に設置する。

資料編 ○市町村災害対策本部等設置状況 P. 472

第3 災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部の組織及び事務分掌を定めるものとする。

1 都留市防災組織系統図



2 組織及び活動

(1) 組織

市災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

- ア 市長を本部長とする。
- イ 副市長・教育長を副本部長とする。
- ウ 消防長・部長・教育次長・都留市立病院事務局長を本部付とする。
- エ 市災害対策本部のもとに、実務機関として本部事務局を置く。事務局長は総務部長とし、事務局の要員は防災関係業務を主管する各課より指定された職員とする。

(2) 本部会議

- ア 本部会議は、市長が必要に応じて招集する。
- イ 本部会議の構成は、次のとおりとする。

本 部 長	市長
副 本 部 長	副市長、教育長

本 部 付	消防長、各部長、教育次長、都留市立病院事務局長
本 部 員	総務課長、企画課長、財務課長、市民課長、税務課長、地域環境課長、福祉課長、長寿介護課長、健康子育て課長、産業課長、建設課長、上下水道課長、会計課長、議会事務局長、学校教育課長、生涯学習課長、消防課長、消防署長、総務企画課長、医事課長、介護老人保健施設「つる」事務局次長

ウ 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。

- (ア) 災害応急対策の基本方針に関すること。
- (イ) 動員配備体制に関すること。
- (ウ) 各部員の連絡調整事項の指示に関すること。
- (エ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (オ) 現地災害対策本部に関すること。
- (カ) 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (キ) 災害救助法の適用要請に関すること。
- (ク) 他市町村への応援要請に関すること。
- (ケ) その他災害に関する重要な事項

(3) 本部事務局

ア 本部事務局は各種情報の管理、各部の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務の担当等を行う。

イ 本部事務局は、3係構成とし、次の任務を行う。

- (ア) 庶務係
 - a 本部の設営に関すること。
 - b 本部会議に関すること。
 - c 災害応急対策活動の実施状況の把握に関すること。
 - d 市長等の災害状況判断のための情報資料提出に関すること。
 - e 災害全般の記録に関すること。
 - f 本部の庶務に関すること。
- (イ) 本部連絡係
 - a 本部と各部との連絡調整に関すること。
 - b 関係機関への連絡及び応援要請に関すること。
 - c 避難命令の発令に伴う関係部への連絡に関すること。
 - d その他必要事項の各課長への指令・伝達に関すること。
- (ウ) 現場調査係（各方面対策支部）
 - 本部が特別に必要と認める場合における、現場調査、災害情報の収集に関すること。

本部事務局の構成要員は、総務課職員及びその他本部事務局の指名する職員とする。

(4) 命令権者の決定

本部長は、市長が充たる。ただし、本部長が事故及び不在時等の職務代理者は、次の順位とする。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務部長
- 第4順位 市民部長

第5順位 福祉保健部長

第6順位 産業建設部長

(5) 現地災害対策本部

ア 市域において局地的に相当規模の被害が生じた場合又は発生するおそれがある場合は、災害の発生地点の付近に現地災害対策本部を設置する。

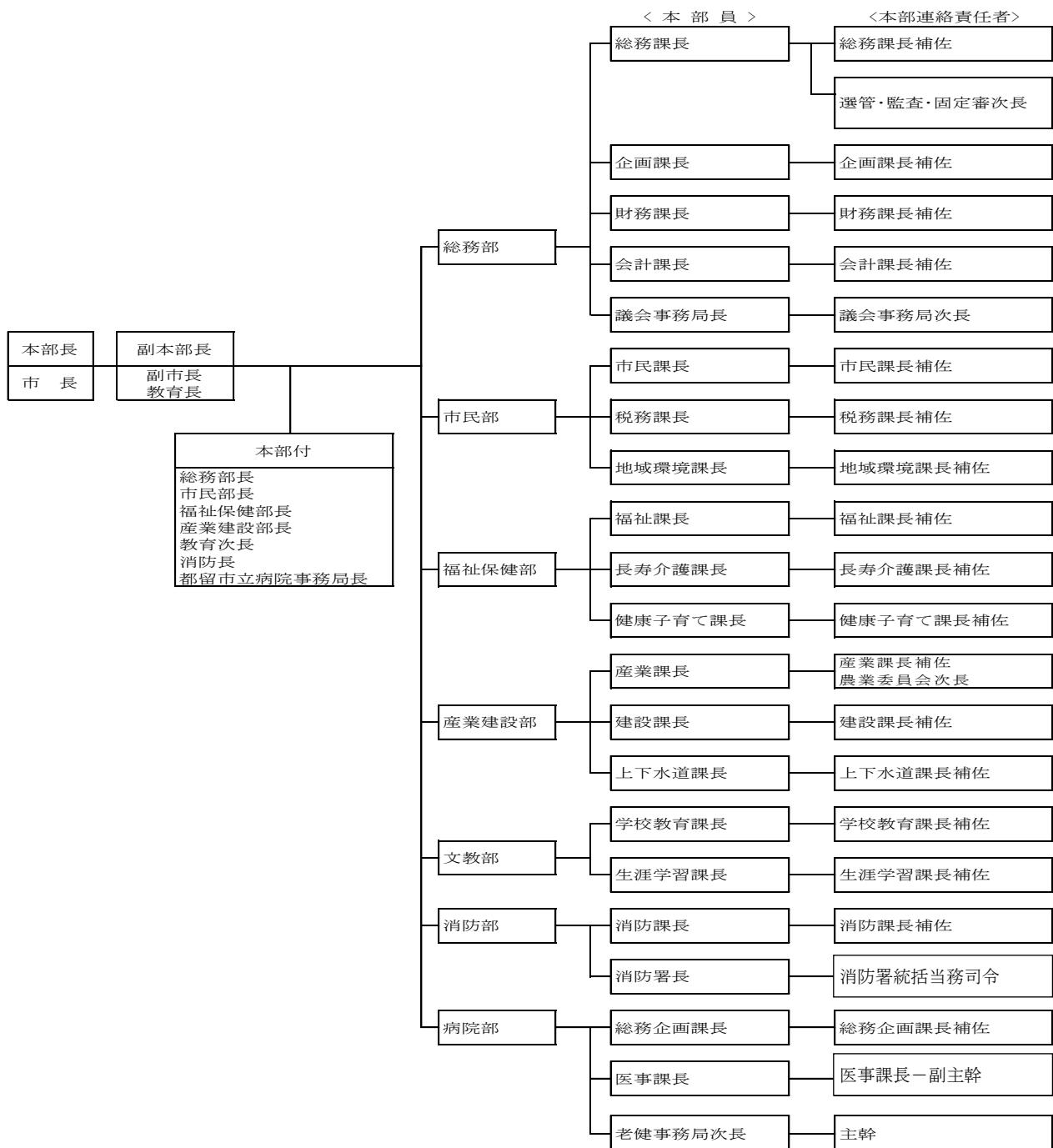
イ 現地災害対策本部長及び部員は市長により指名された者が当たり、現地での応急対策活動、現地で活動する関係機関との連絡調整及び市災害対策本部との情報連絡を行う。

3 事務分掌

市災害対策本部の所掌事務は、別表のとおりである。

別 表

1 都留市災害対策本部組織図



2 都留市災害対策本部分掌事務

部 名 (部長)	班 名 (班長)	分 掌 事 務
各 部 共 通		(1) 部内及び各部との連絡調整に関すること。 (2) 部内災害体制・災害業務計画に関すること。 (3) 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
総 務 部 (総 務 部 長)	総 務 班 (総 務 課 長)	(1) 本部長、副本部長等の秘書に関すること。 (2) 防災会議に関すること。 (3) 災害対策本部会議の招集及び本部会議に関すること。 (4) 災害対策本部の設営に関すること。 (5) 配備指令及び本部指令の伝達に関すること。 (6) 出動職員の把握・調整並びに要員確保に関すること。 (7) 出動職員の時間外等人事費に関すること。 (8) 出動職員の食料の調達・配給及び衛生管理に関すること。 (9) 庁内放送に関すること。 (10) 災害に関する広報及び報道機関との連絡調整に関すること。 (11) 気象予警報、災害情報の収集・伝達に関すること。 (12) 防災行政無線局の統制に関すること。 (13) 庁内及び庁内施設の保全確保に関すること。 (14) 避難所の開設及び収容状況等調査に関すること。 (15) 災害状況の写真記録に関すること。 (16) 被害状況等の集約及び報告に関すること。 (17) 災害応急対策実施状況のとりまとめに関すること。 (18) 本部長等の現地視察及び被災地見舞いに関すること。 (19) 関係機関の災害視察に関すること。 (20) 自主防災組織との連絡調整に関すること。 (21) その他各部に属さない事項に関すること。
企 画 班 (企 画 課 長)		(1) 被災者に対する食料品・生活必需品等の配給計画に関するこ と。 (2) 災害救助法の適用申請に関すること。 (3) 県対策本部、他の地方公共団体、各関係機関との情報連絡に関するこ と。 (4) 調整及び応援要請等に関するこ と。 (5) 情報システム機能の確保に関するこ と。 (6) 災害時におけるデータ保存に関するこ と。 (7) 復興事業の企画立案に関するこ と。
財 務 班 (財 務 課 長)		(1) 災害対策の予算及び財政計画に関するこ と。 (2) 公用負担命令及び補償に関するこ と。 (3) 市施設建築物（教育施設除く。）の応急修理に関するこ と。 (4) 公用車の配車に関するこ と。 (5) 車両の調達・確保に関するこ と。 (6) 災害対策諸物資・救助諸物資の調達に関するこ と。 (7) 食料・日用品等・生活必需品の調達に関するこ と。 (8) 市有財産の被害状況把握、並びに緊急使用に関するこ と。
	会 計 班 (会 計 課 長)	(1) 義援金の受付及び保管に関するこ と。

	議会事務局 (議会事務局長)	(1) 議員との連絡調整に関すること。
市民部 (市民部長)	市民班 (市民課長)	(1) 住民等からの問い合わせ電話対応に関すること。 (2) 住民の相談等に関すること。 (3) 部外への応援に関すること。 (4) 住民の安否情報に関すること。
	税務班 (税務課長)	(1) 土地・家屋・人的被害の調査に関すること。 (2) 災害に伴う市税の減免に関すること。 (3) 災害証明の発行に関すること。
	地域環境班 (地域環境課長) (地域コミュニティセンター)	(1) 交通安全の確保と指導に関すること。 (2) 交通関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 交通機関の被害調査及び交通規制の連絡調整に関すること。 (4) 災害廃棄物の処理に関すること。 (5) 災害の伴う公害に関すること。 (6) し尿の緊急汲み取りに関すること。 (7) 防疫活動に関すること。 (8) 災害時の環境衛生に関すること。 (9) ごみの緊急収集に関すること。 (10) 火葬に関すること。 (11) 大月都留広域事務組合との連絡調整に関すること。 (12) 再生可能エネルギー被害調査に関すること。 (13) 方面对策支部の設営に関すること。 ※避難所、避難地が開設されたときは、当該開設場所の連絡員は支部長の指揮下に入るものとする。
福祉保健部 (福祉保健部長)	福祉班 (福祉課長)	(1) 社会福祉施設への情報伝達及び応急計画の指導に関すること。 (2) 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 (3) ボランティア団体との連絡調整に関すること。 (4) 災害時要配慮者・生活保護家庭に対する応急対策の指導に関すること。 (5) 生活資金の貸付に関すること。 (6) 災害援護資金の貸付に関すること。 (7) 義援物資の受入れ、配分に関すること。 (8) 災害見舞いの応接に関すること。 (9) 災害見舞金・弔慰金の支給に関すること。
	長寿介護班 (長寿介護課長)	(1) 介護保険関連施設への情報伝達及び応急計画の指導に関すること。 (2) 高齢者世帯に対する救急医対策の指導に関すること。

	健康子育て班 (健康子育て課長)	(1) 公私医療機関への情報伝達及び応急計画の指導に関すること。 (2) 応急医療体制の準備及び救護所の設置に関すること。 (3) 医療救護及び助産に際し、医師会及び医療機関・保健所との連絡調整に関すること。 (4) 医療用資器材等の調達・要請に関すること。 (5) 感染症予防対策に関すること。 (6) 栄養指導・食生活支援に関すること。 (7) 公・私立保育所・幼稚園等関係施設の被害調査と応急対策に関すること。 (8) 園児及び施設収容者等の避難救助及び救護に関すること。 (9) 応急保育計画に関すること。 (10) 園(所)の防災計画に関すること。
	福祉保健部各班	(1) 福祉避難所の運営に関すること。
産業建設部 (産業建設部長)	産業班 (産業課長)	(1) 農地及び農業用施設の災害対策、被害調査に関すること。 (2) 農作物の災害対策、被害調査に関すること。 (3) 作物・家畜の伝染病の予防・防疫に関すること。 (4) 農業者に対する融資に関すること。 (5) 被害農家の営農指導に関すること。 (6) 林産物及び水産施設の災害対策、被害調査に関すること。 (7) 家畜及び畜産施設の災害対策、被害調査に関すること。 (8) 災害用木材の払い下げに関すること。 (9) 商工業の災害対策、被害調査に関すること。 (10) 観光施設の災害対策、被害調査に関すること。 (11) 管理に属する施設等への情報伝達及び応急対策の指示に関すること。 (12) 商工業者への金融対策に関すること。 (13) 商工業者への情報伝達及び応急計画の指導に関すること。 (14) 観光客等滞留旅客者の誘導に関すること。 (15) 管理運営を指定管理者に委託してある場合の指示・連携等のとりまとめに関すること。
	建設班 (建設課長)	(1) 道路、橋梁等関係施設の被害調査及び復旧に関すること。 (2) 障害物の除去に関すること。 (3) 緊急輸送路の確保及び交通対策に関すること。 (4) 土砂災害危険箇所にかかる災害対策に関すること。 (5) 水防活動に関すること。 (6) 災害時の輸送に関する事。 ア 第1方面(谷村・三吉・開地地区) イ 第2方面(東桂地区) ウ 第3方面(宝地区) エ 第4方面(禾生・盛里地区) (7) 宅地造成に伴う開発地域の災害予防及び災害復旧についての行政指導に関すること。 (8) 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 (9) 応急仮設住宅等の供給に関すること。 (10) 災害復旧建築について行政指導に関すること。 (11) 住宅確保にかかる関係機関との連絡調整に関すること。 (12) 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること。

	上下水道班 (上下水道課長)	(1) 取水施設、上水施設、送配水施設の防災計画、被害調査及び災害復旧に関すること。 (2) 応急給水計画の作成及び実施に関すること。 (3) 水質の検査及び対策に関すること。 (4) 下水道施設の応急対策に関すること。 (5) 仮設トイレの設置に関すること。
文教部 (教育次長)	学校教育班 (学校教育課長)	(1) 児童生徒の避難誘導並びに収容に関すること。 (2) 学校の防災計画に関すること。 (3) 避難所施設の管理及び調整に関すること。 (4) 児童生徒の応急給食に関すること。 (5) 被災者への炊き出し給食業務に関すること。 (6) 児童生徒の被災状況の調査及び教材学用品の給付に関すること。 (7) 教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	(1) 関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 (2) 文化財の被害調査及び復旧に関すること。 (3) 部内及び部外への応援に関すること。
消防部	消防班 (消防課長)	(1) 消防団活動の調整及び連絡に関すること。 (2) 消防応援部隊の出動要請に関すること。 (3) 災害証明(火災関係)に関すること。 (4) 消防防災ヘリコプター・ドクターヘリの出動要請に関すること (5) ヘリポートの選定に関すること。 (6) 消火薬剤、資機材等の確保に関すること。
	消防署班 (消防署長)	(1) 消火活動に関すること。 (2) 水防活動に関すること。 (3) 救助活動に関すること。 (4) 救急活動に関すること。
病院部 (病院事務局長)	市立病院災害対策本部事務局 (総務企画課長) (医事課長)	(1) 被災状況の情報収集に関すること。 (2) 県・市との連絡調整に関すること。 (3) マスメディア対応に関すること。 (4) 院外への連絡体制の確立、外部搬送の調整に関すること。
	診療部門	(1) トリアージエリア、院内外の診療部門の管理に関すること。
	院内管理制度	(1) 各種設備、病棟の被害状況の把握に関すること。 (2) 院内ニーズ把握に関すること。 (3) 新規受け入れ患者の院内調整に関すること。
	老健部門	(1) 老健入所者の安全確保に関すること。

第4 都留市災害警戒本部

1 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部の設置については、次の場合に副市長が設置するものとする。

- (1) 震度5弱又は5強の地震を市内で観測したとき。
- (2) 気象警報その他の災害に関する情報が発せられる等災害発生のおそれのある場合又は災害が発生したとき。
- (3) その他、副市長が特に必要と認めたとき。

2 災害警戒本部の設置場所

都留市役所庁舎内に設置する。

3 災害警戒本部の解散

災害警戒本部は、次の場合に解散する。

- (1) 災害が発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき。
- (2) 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。
- (3) 災害対策本部が設置されたとき。

第5 災害警戒本部の組織及び事務分掌

災害警戒本部の組織及び事務分掌を定めるものとする。

1 組織及び活動

(1) 組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。

- ア 副市長を本部長とする。
- イ 総務部長を副本部長とする。
- ウ 消防長・市民部長・福祉保健部長・産業建設部長・教育次長を本部員とする。
- エ 庶務は、総務部総務課において処理する。

(2) 所掌業務

災害警戒本部は、次に掲げる業務を行う。

- ア 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- イ 災害対策本部の設置に関すること。
- ウ 災害応急対策の実施に関すること。

(3) 本部会議

ア 本部会議は、本部長が招集し、議長となる。

イ 本部長は、本部会議で協議し、又は決定した重要な事項について市長に遅滞なく報告するものとする。

ウ 本部長は、必要と認めるときは、防災関係機関の職員に対し本部会議に出席を求めることがある。

(4) 命令権者の決定

本部長は、副市長が充たる。ただし、本部長が事故及び不在時等の職務代理者は、次の順位とする。

第1順位 総務部長（副本部長）

第2順位 市民部長

第3順位 福祉保健部長

第4順位 産業建設部長

資料編

○都留市災害警戒本部設置要綱

P. 407

第2節 職員の配備計画

災害応急活動に関し、所要の人員を確保するため次により動員を行う。

第1 市職員の動員体制

1 市職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

配 備 基 準		配 備 内 容	配 備 を 要 す る 所 属 及 び 人 員 等
注 意 西已 備	次の注意報の一以上が発表されたとき。 ア 大雨注意報 イ 洪水注意報 ウ 大雪注意報	情報収集により、警戒配備への準備態勢を整えるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課長及び行政防災室職員2名以上の自宅待機とする。 ・財務課、建設課及び上下水道課は、課長を含めて2名以上の自宅待機とする。
第一 配 備	(1)次の警報の一以上が発表されたとき。 ア 大雨警報 イ 洪水警報 ウ 暴風警報 エ 大雪警報 (2)市の指定する水位観測所で水防団待機水位を超えて氾濫注意水位に到達すると予想されるとき (3)その他、市長が必要と認めたとき。	災害関係所属で、情報活動をはじめとする応急対策活動に着手するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課長及び行政防災室職員3名以上の配備とする。 ・建設課は、課長を含めて3名以上の配備とする。 ・財務課及び上下水道課は、課長を含めて2名以上の配備とする。 ・上記以外の所属は、所属長を含めて2名以上の自宅待機とする。 <p>※自主避難所、指定避難所及び福祉避難所への派遣職員は自宅待機とする。</p>
	【第一配備①】 ※今後、土砂災害の発生の恐れがあると認めたとき。	早期に意思決定を図れる体制を整えるものとする。	第一配備の体制に加え、各部長、行政防災室職員の全員配備とする。
	【第一配備②】 ※自主避難所、福祉避難所の設置が必要と市長が認めたとき。	住民の避難に向けた体制を構築するものとする。	【第一配備①】の体制に加え、開設指示のあった自主避難所及び福祉避難所への派遣職員は配備とする。
第二 配 備	(1)「土砂災害警戒情報」が発表されたとき。 (2)市の指定する水位観測所で氾濫注意水位を超えて、さらに水位が上昇し、河川が氾濫するおそれがあるとき、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）にて警戒レベル4相当の「危険(紫色)」出現し、さらに水位が上昇しているとき及び、護岸が侵食し、周辺の住家等への危険が高まったとき。 (3)次の特別警報の一以上が発令されたとき。 ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報 (4)「災害警戒本部」を設置したとき。 (5)豪雪対策本部を設置したとき。 (6)その他、市長が必要と認めたとき。	事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・各部長及び行政防災室職員は全員の配備とする。 ・総務課（行政防災室職員以外）、財務課、建設課及び上下水道課は課長を含めて4名以上の配備とする。 ・上記以外の所属は、所属長を含めて2名以上の配備とする。 ・上記以外の全職員は、自宅待機とする。 <p>※自主避難所、指定避難所及び福祉避難所への派遣職員は、災害警戒本部及び災害対策本部の指示により配備とする。</p>
	(1) 大規模災害が発生したとき、又は発生する可能性が高いとき。 (2) 災害対策本部を設置したとき、又は本部長が指示したとき。 (3) その他、市長が必要と認めたとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員の配備とする。
第三 配 備	※市の指定する水位観測所は、「菅野川（菅野川観測所）」「桂川（城南橋観測所）」「朝日川（宮前橋観測所）」「鹿留川（大野観測所）」の4か所		

第2 職員への伝達及び配備

職員への伝達及び配備は、次の基準によるものとする。

(1) 第一配備下における伝達及び配備

- ア 総務課長及び行政防災室職員は、大雨、洪水、暴風又は大雪警報が発表されたときは、県及び関係機関と連携し、気象その他災害に関する情報を収集し、総務部長に報告する。
- イ 総務部長は、必要な情報を関係部局の長に連絡する。また、災害警戒本部を設置したときは、災害情報の収集及び各部局との連絡調整並びに人員配備の指示を行うとともに、市長に報告する。
- ウ 配備につく職員は、所属する部の所在場所又は速やかに応急対策活動に着手できる場所に待機する。

(2) 第二配備下における伝達及び配備

- ア 総務部長は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、大雨、暴風、暴風雪若しくは大雪の特別警報が発表されたときは、災害情報の収集及び各部局との連絡調整並びに人員配備の指示を行うとともに、市長に報告する。
- イ 各部局長は、災害対策本部分掌事務の定める所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制の強化並びに部局内の人員配備の指示を行う。
- ウ 各課等の長は、必要とする当該課の職員を指名し、配備につかせるものとする。
- エ 総務部長は、消防長その他関係部局と協議し、必要と判断したときは、資料編に掲げる配備計画表により、消防団を配備につかせるものとする。

資料編 ○配備計画表 P. 409

(3) 第三配備下における伝達及び配備

1 市本部

- ア 市本部から各部長に伝達し、各係に伝達する。
- イ その他、庁内放送等により庁内各部に伝達する。

2 初動体制職員

- ア 市本部から初動体制職員に伝達する。

3 方面对策支部（以下「支部」という。）

- ア 市本部長は、各方面対策支部長に伝達し、支部長は、各部員に伝達する。

4 避難所派遣職員

- ア 市本部から各避難所派遣職員に参考場所等を伝達・指示する。

(4) その他

- 1 災害対策に關係のある市本部及び支部の職員（初動体制職員を含む。）は、休日及び勤務時間外に災害の発生を感知した場合又は発生するおそれがある場合は、以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁することとする。
- 2 消防職員については、この動員計画表を準用し、消防長が別に定める。

第3節 風水害に関するタイムライン（防災行動計画）

台風、水害、風害、土砂災害等の風水害から、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的に、災害発生前からの市・市民・自主防災会・消防団等の行動計画について定める。

第1 タイムライン（防災行動計画）の策定

台風のように事前に災害の被害・規模等が想定できる「進行性災害」への対策として、市・市民・自主防災会・消防団等が連携し、台風等への対応を迅速・的確に行えるようにするために、「いつ」、「誰が」、「どのように」、「何をするのか」をあらかじめ明確にしておくことと同時に、「監視－準備－警報」までの行動計画を時系列で定めた、災害発生前からの行動指針となる「都留市風水害タイムライン」（以下「タイムライン」という。）を策定する。

第2 タイムラインに基づいた応急対応の実施

台風の接近・上陸に伴う「進行性災害」への対応として、市・市民・自主防災会・消防団等がタイムラインに基づいて行動することを基本とする。

第3 タイムラインの運用・検証・見直し

1 タイムラインの運用

台風や大雨の予報が出ており、災害の発生が懸念される場合には、タイムラインを市地域防災計画等の既存の計画と併せて活用する。

2 タイムラインの検証・見直し

市は、市職員・市民・自主防災会・消防団等にタイムラインの内容や必要性について周知・徹底を図り、平常時の防災訓練や研修、災害発生時の対応等を通じて、このタイムラインが実態に即しているか検証を行い、必要に応じて、市地域防災計画の見直しに伴い、タイムラインも併せて見直しを行うものとする。

第4節 ヘリコプター出動要請計画

災害の状況に応じ、消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を行うものとする。

第1 要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

- 1 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2 市の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- 3 その他、火災・救急・救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

第2 消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に運航することができるものである。

公　共　性	災害等から住民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊　急　性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
非　代　替　性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

2 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおり定められている。

(1) 災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 火災防御活動

- ア 林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

- ア 別に定める「山梨県防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、資材等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

第3 要請の方法

市長は、山梨県総務部防災危機管理課消防防災航空担当（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして応援要請を行う。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所及び災害の状況
- 3 災害発生現場の気象状態
- 4 離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 5 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- 6 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7 その他必要な事項

資料編	<input type="radio"/> 離着陸場一覧	P. 400
	<input type="radio"/> 防災航空隊出場要請書	P. 453

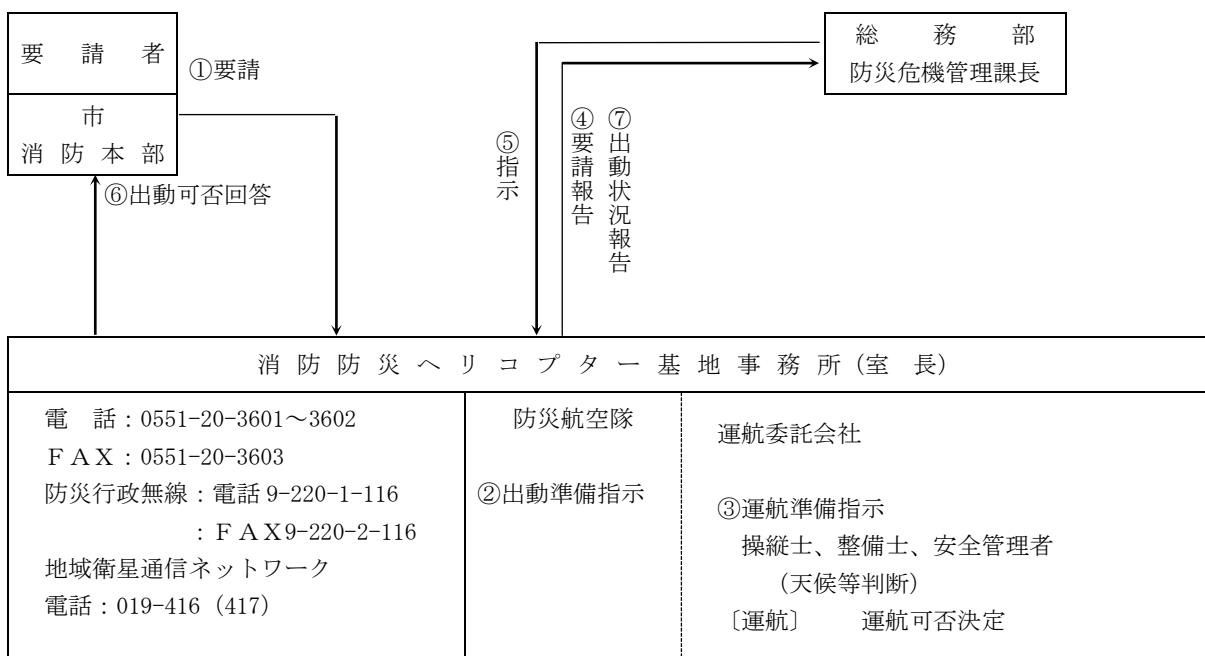
第4 経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

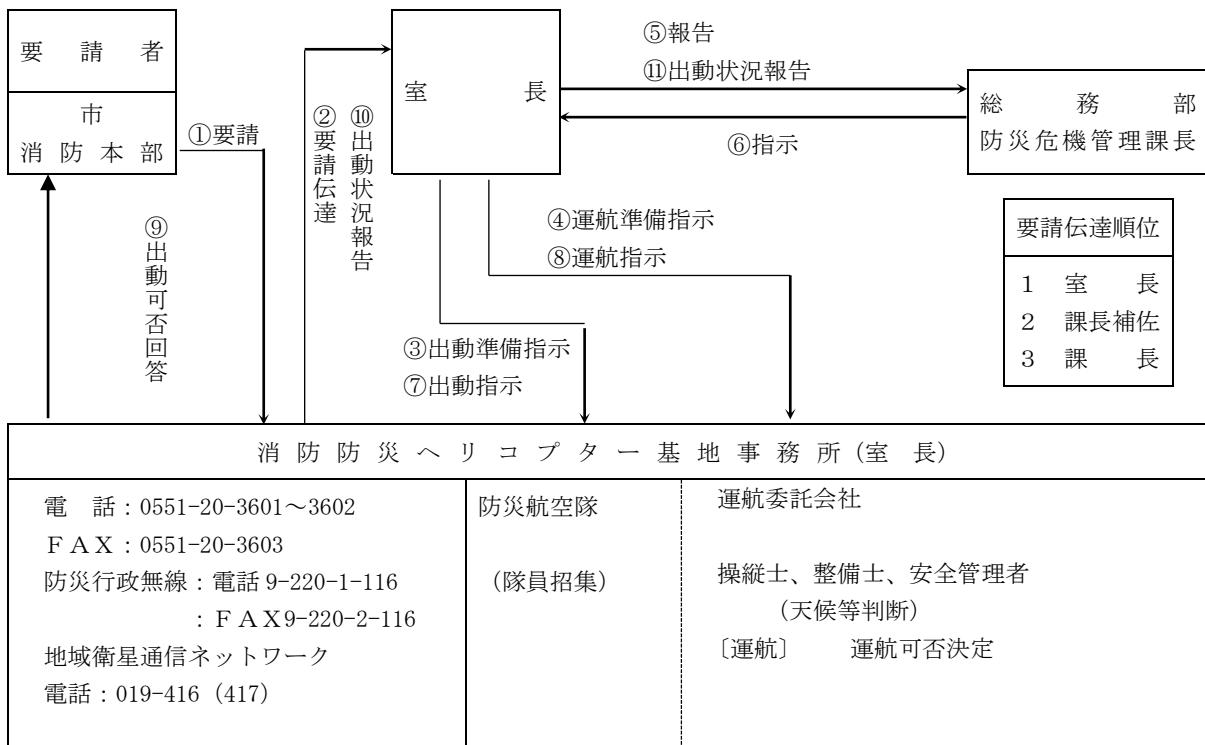
別表1

伝達系統図

1 緊急運航連絡系統図

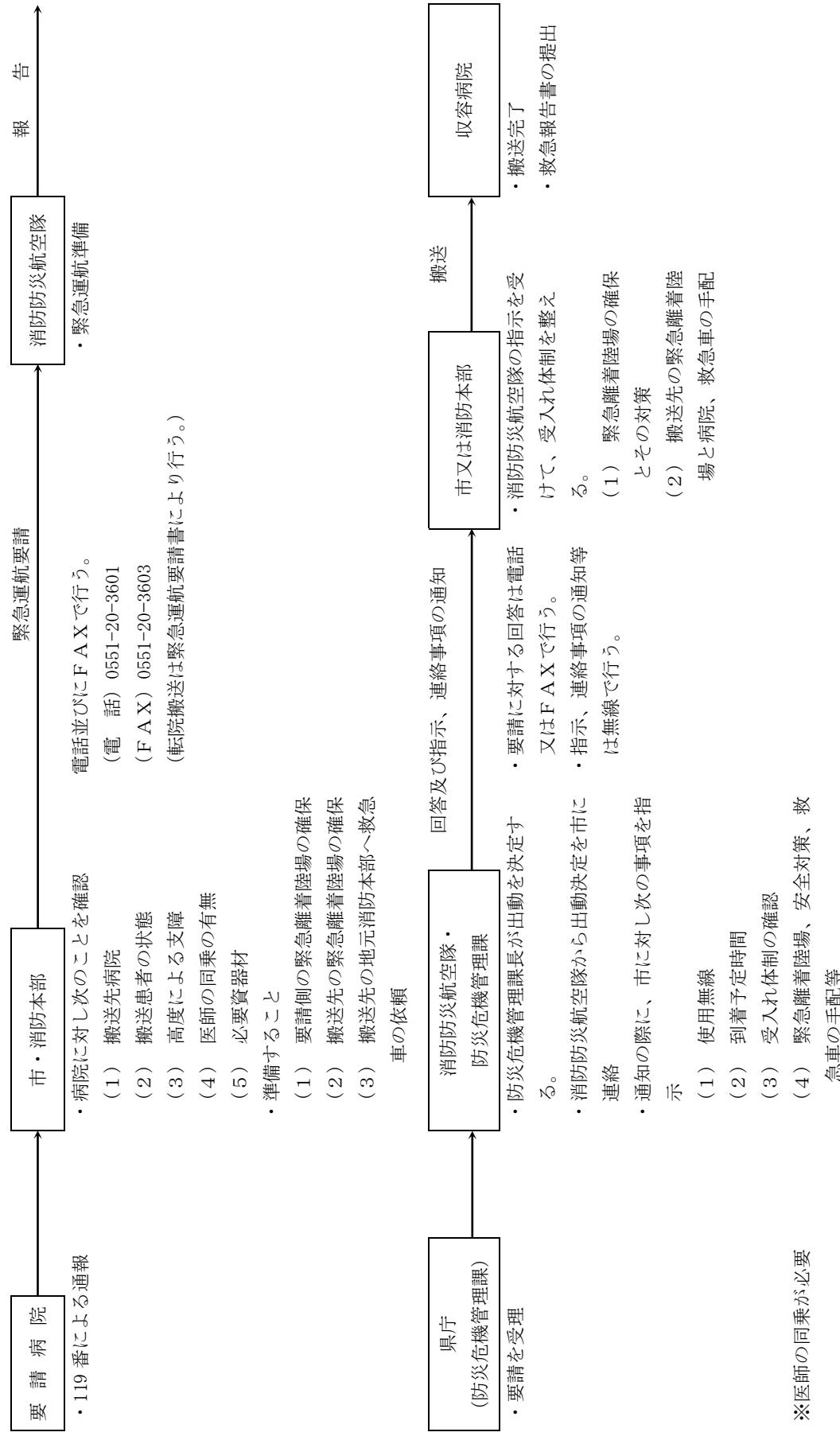


2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望する場合は、災害等の状況を室長に連絡し、室長は関係者に連絡する。

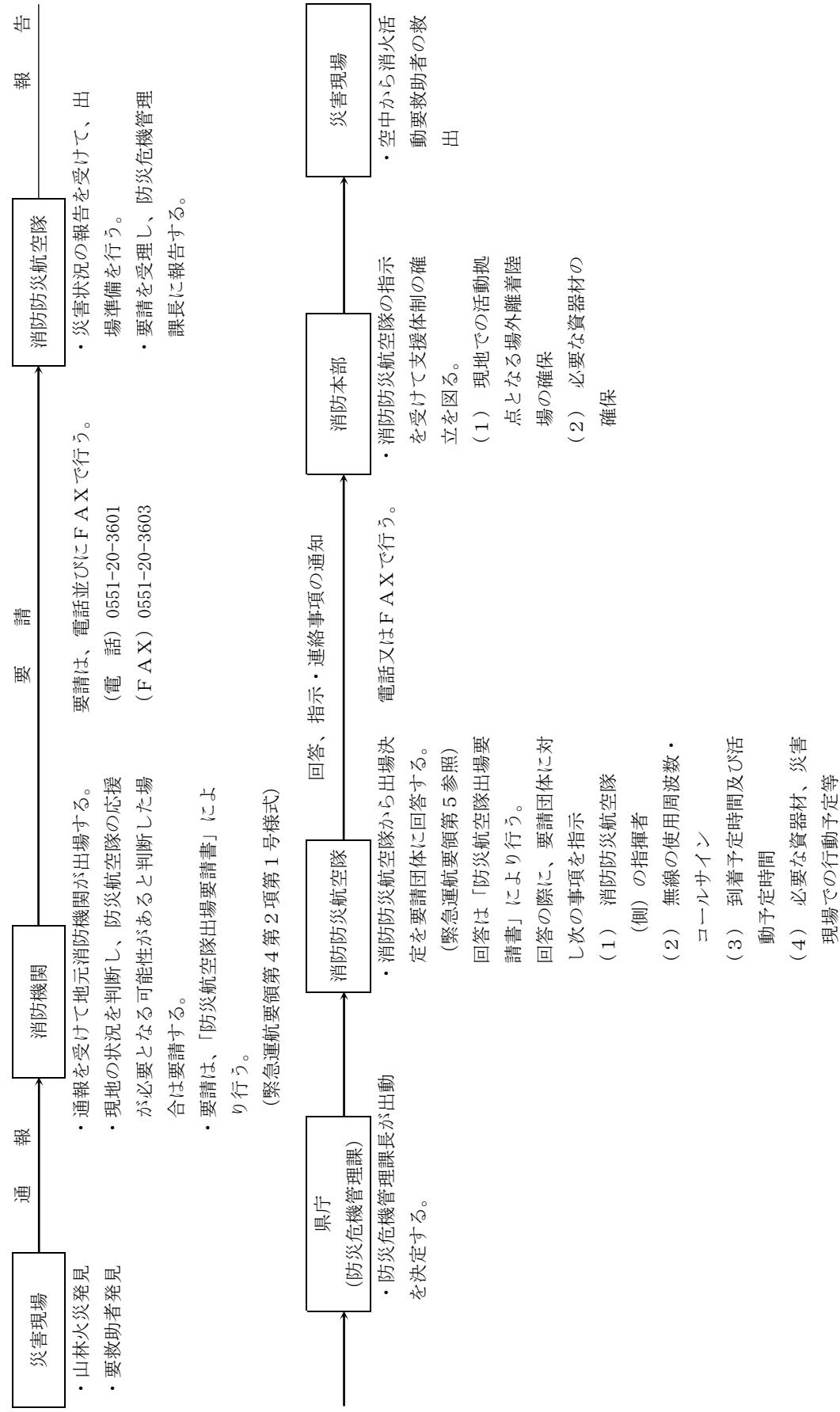
別表2



別表 3

災害発生から応援出動までの流れ

(山林火災・人命救助の場合)



第5節 応援協力要請計画

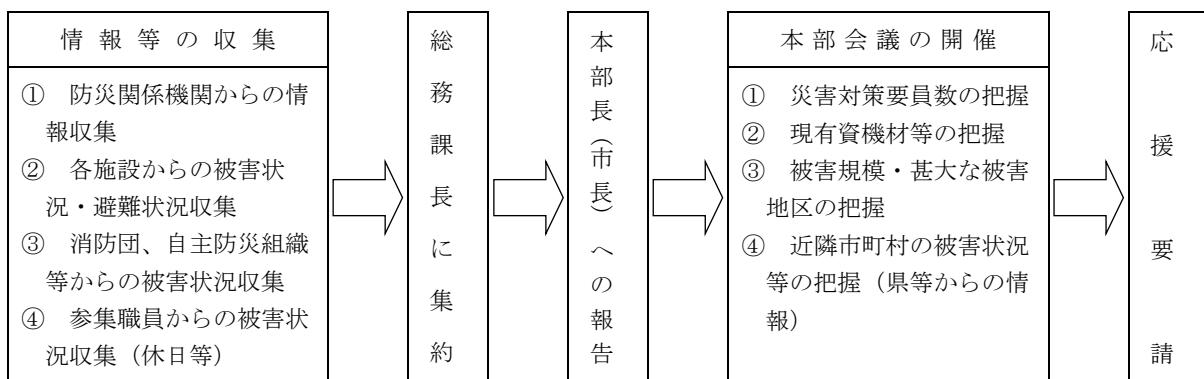
災害発生時に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本市の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集する。
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等の情報を収集する。
- 3 消防団・自主防災組織等から、地域の被害状況の情報を収集する。
- 4 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況等の情報を収集する。

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。その際、要請はとりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

- 1 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 市長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）
 - (1) 派遣の斡旋を求める理由

- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

第4 応援協定等に基づく要請

1 応援協定に基づく要請

市は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ相互応援協定を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続に従い、応援を求めるものとする。

資料編	○災害時相互援助協定連絡表	P. 411
	○大和高田市と都留市との大規模災害相互援助協定書	P. 412
	○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P. 412
	○災害時における相互援助に関する協定	P. 412

2 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

3 県防災ヘリコプターの出動要請

災害発生時に際し、防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第4節「県防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるところにより、知事に防災ヘリコプターの出動要請を行う。

第5 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、企画課に連絡窓口を設置する。

2 搬送物資受入施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の施設を救援物資の集積所とし、その整備に努める。

名 称	所 在 地	連 絡 先
都留文科大学体育館	都留市田原三丁目8番1号	0554-43-4341

3 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。

名 称	所 在 地	連 絡 先
都留文科大学	都留市田原三丁目8番1号	0554-43-4341

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図ることを目的とする。

第1 災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に実施する救援活動の具体的な内容は、災害の状況、他の救援機関の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要がある場合の避難者の誘導、輸送等
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等決壊したときの土のう作成、運搬、積込み等
消防活動	消防機関に協力（航空機等を含む）（消火薬剤等は関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫（薬剤等は関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救助物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく被災者に対する生活必需品等の無償貸付又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要の措置

第2 災害派遣要請の依頼

1 災害派遣要請の依頼要領

市長が、知事に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急の場合は電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、事態が急迫し、知事に依頼するいとまがない場合は、直接部隊に通報し、事後必要な手続きを速やかに行うものとする。

ア 提出（連絡）先 総務部防災危機管理課

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請依頼とする理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

2 緊急の場合の連絡先

緊急の場合の連絡先は、次のとおりである。

部 隊 名	連 絡 責 任 者		電話番号 (FAX 兼)	防災行政無線
	時 間 内	時 間 外		
陸上自衛隊東部方面特科連隊 (〃 北富士駐屯地)	災害担当	駐屯地当直司令	0555-84-3135(内線 238) 3136(内線 353)	(衛星系) 916-435 (地上系) 95-420-532

3 自衛隊の自主出動

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認められるときは、独自の判断によって出動することができる。

第3 災害派遣部隊の受入体制

1 他の機関との競合重複排除

市長は自衛隊の作業が他の機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資材等の準備

市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要となる十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に關係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡窓口の一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口（総務課）を明確にしておくものとする。

4 派遣部隊の受入

市長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備するものとする。

- (1) 本部事務室
- (2) 宿營地（※厳寒期等は屋内施設）

第1候補 都の杜うぐいすホール・都留市総合運動公園楽山球場

第2候補 道の駅つる

資料編	○宿營地	P. 401
	○進出拠点	P. 401

- (3) 材料置場、炊事場（野外の適當な広さ）

- (4) 駐車場

- (5) ヘリコプター離着陸場

2方向に障害のない広場 (UH—I型 1機約 50m×50m)

原則として、宿營地直近の場外離着陸場である都留市総合運動公園やまびこ競技場を第一選択へリポートとして選定するものとする。ただし、災害状況により、離着離場一覧の中からヘリポートを別に選定できるものとする。

資料編	○離着陸場一覧	P. 400
-----	---------	--------

第4 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障のないよう当該市長及び派遣部隊長と協議して行う。

資料編 ○自衛隊災害派遣部隊の撤収要請依頼書

P. 454

第5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した費用は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

- 1 必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 宿泊に必要な土地、建物の経費
- 3 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 救援活動実施の際に生じた損害の補償
- 5 その他疑義のある場合は、市と自衛隊とで協議する。

第7節 予報及び警報等の伝達計画

災害対策基本法、気象業務法その他の法律に基づく予報、警報及び情報、水防法に基づく水防警報並びに消防法に基づく火災気象通報を、住民その他関係ある公私の団体に対し伝達する場合の取扱いは、次により実施するものとする。

第1 防災気象情報の種類等

- 1 甲府地方気象台が発表する防災気象情報

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、市に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（警報の危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類	概要
特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる必要があることを示す <u>警戒レベル5</u> に相当。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる <u>警戒レベル3</u> に相当。
	洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる <u>警戒レベル3</u> に相当。
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる <u>警戒レベル2</u> である。
	洪水注意報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる <u>警戒レベル2</u> である。
	大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 気象業務法施行令第4条における「土砂崩れ注意報」及び「浸水注意報」は気象注意報に、「土砂崩れ警報」は気象警報に、「土砂崩れ特別警報」は気象特別警報に、「浸水警報」は気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行われる。また、土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(3) 警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 甲府地方気象台

都留市	府県予報区	山梨県	
	一次細分区域	東部・富士五湖	
	市町村等をまとめた区域	東部	
警報	大雨 (浸水害)	表面雨量指基準	13
	(土砂災害)	土壤雨量指基準	163
	洪水	流域雨量指基準	桂川流域=48.8, 菅野川流域=19.3
		複合基準※1	—
	暴風	指定河川洪水予報による基準	—
		平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波浪	

	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準 土壤雨量指数基準	7 117
	洪水	流域雨量指数基準	桂川流域=39、菅野川流域=15.4
		複合基準※1	菅野川流域=(6, 13)
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雪等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%※2	
	なだれ	1. 表層なだれ:24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき 2. 全層なだれ:積雪50cm以上、最高気温15°C以上(甲府地方気象台)で、かつ24時間降水量が20mm以上	
	低温	夏季:最低気温が甲府地方気象台で16°C以下または河口湖特別地域気象観測所で12°C以下が2日以上続く場合 冬季:最低気温が甲府地方気象台で - 6°C以下 河口湖特別地域気象観測所で - 10°C以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3°C以下	
	着氷	著しい着氷が予想される場合	
	着雪	著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

※1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

※2 湿度は河口湖特別地域気象観測所の値。

(4) 特別警報発表基準

現象の種類	基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(5) 注意報・警報・特別警報の切替・解除

注意報、警報及び特別警報は、その種類にかかわらず、これらの新たな注意報、警報又は特別警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続される。

(6) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

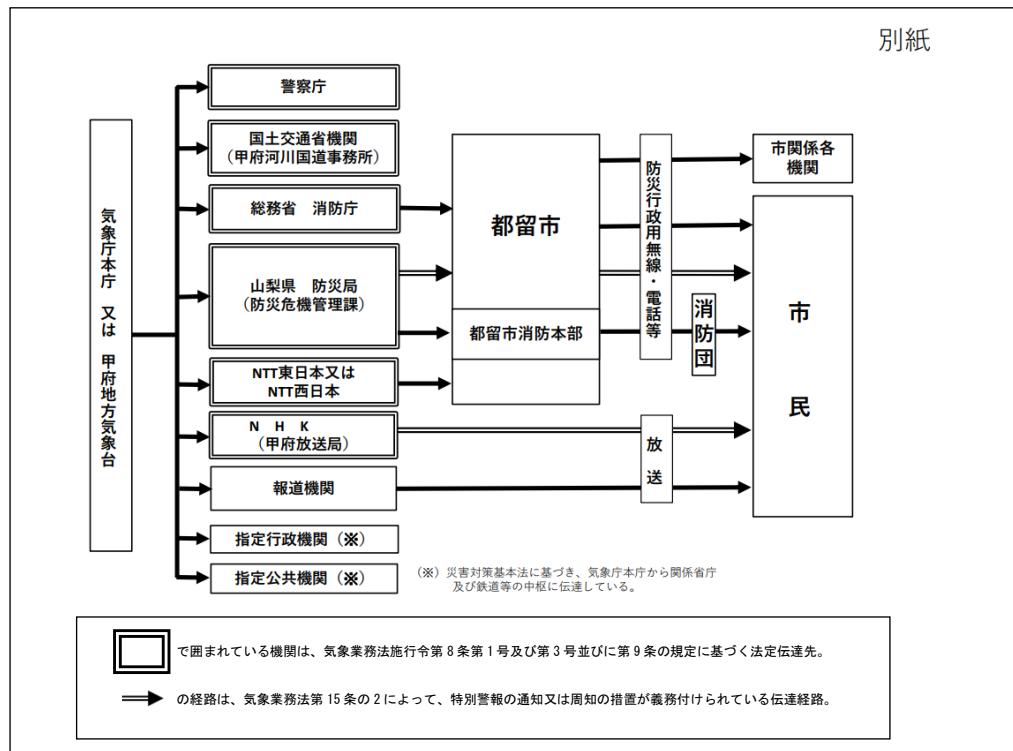
気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（土砂災害、浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(7) 記録的短時間大雨情報の発表基準

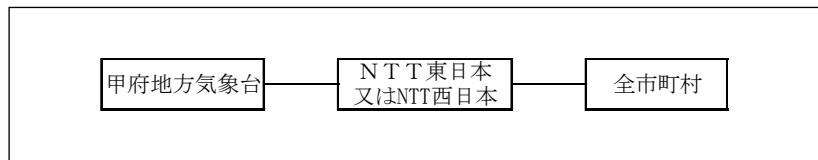
標題	発表基準
山梨県記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（山梨県の基準は1時間に100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(8) 甲府地方気象台の伝達経路

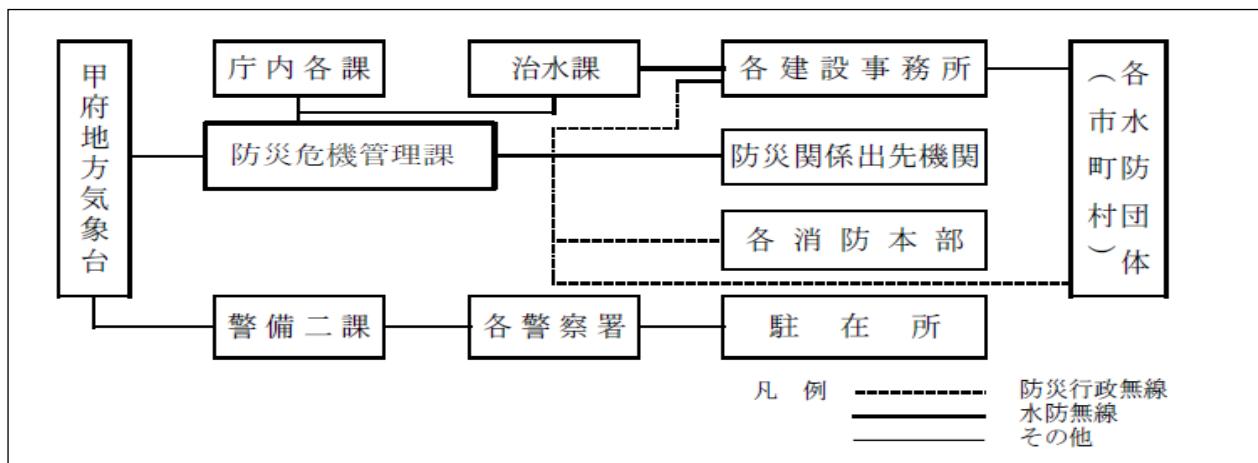


(9) NTTの扱う警報の伝達

扱う警報の種類：気象警報、洪水警報



(10) 県の伝達



2 山梨県国土整備部砂防課と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難情報の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用することを目的とした情報である。警戒レベル4に相当。

(1) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とし、昭和町を除く市町村を対象とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 解除基準

基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、山梨県国土整備部と甲府地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壤の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

(3) 伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達は、「第6節、1予報・警報の種類と基準 (5) 甲府地方気象台の伝達経路」による。

3 水防警報等

水防法に基づき県治水課から水防管理団体に対し発する情報及び警報は、次のとおりである。

区分	警報等の内容
水防情報	水位の昇降、滯水時間及び最高水位とその時刻水防活動上必要な情報を関係機関に通知する。
水防警報	水位が警戒水位をこえ、警戒体制を必要とするとき。

4 都留市消防本部が発令する火災警報

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されているとき、都留市消防本部が発表するものである。

- ① 実効湿度が50パーセント以下であって、最低湿度が25パーセント以下になる見込みのとき。
- ② 平均風速13メートル以上の風の吹く見込みのとき。
- ③ 実効湿度が60パーセント以下であって、最低湿度が30パーセント以下となり、最大風速10メートル以上の風が吹く見込みのとき。

(注) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方気象台が

山梨県知事に対して通報し、山梨県を通じて都留市に伝達される。

通報の実施基準は、乾燥注意報及び強風注意報の基準を用いる。

第2 注意報及び警報等の伝達

1 市役所部内の伝達

注意報・警報等の伝達にあっては、本庁舎内は府内放送で、その他の施設及び機関については防災行政無線、電話、職員専用災害対策連絡メールを使用するものとする。

2 住民その他関係ある公私の団体

市長は伝達された警報等を必要に応じて速やかに、次により周知徹底するものとする。

(1) サイレン又は警鐘

(2) 防災行政無線及び有線放送

(3) メール（緊急速報・エリアメール、防災つるメール）

(4) 市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

(5) 広報車

(6) その他

第3 土砂災害警戒区域等の区域内の災害時要配慮者関連施設への伝達

土砂災害警戒区域等の区域内の災害時要配慮者関連施設に対し、土砂災害のおそれのある場合に警報や土砂災害警戒情報等を電話やFAXなどにより伝達する。

資料編	○土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所一覧	P. 338
	○市内要配慮者利用施設一覧	P. 366

第4 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

(1) 前兆現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長または警察署に通報するとともに、周囲の人に知らせ早めに避難する。通報を受けた市長又は警察署は、できるだけその現象を確認し事態の把握に努めるとともに関係機関に伝達する。

(2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告するものとする。

2 通報を要する異常現象

(1) 気象関係

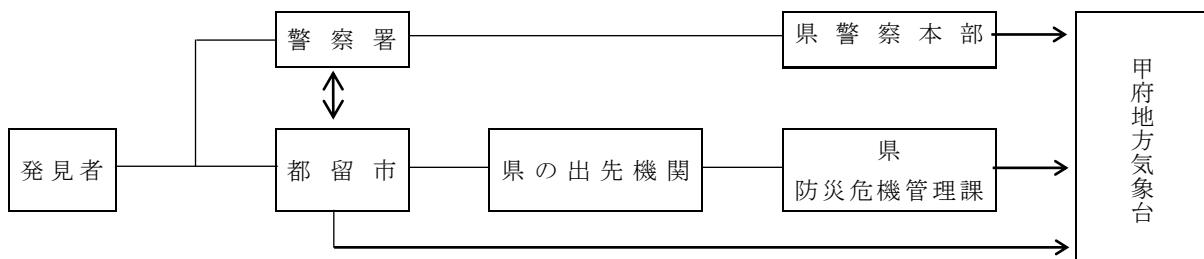
強い突風、たつ巻、強い降ひょう、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等

(2) 富士山火山（噴煙、降灰、噴石の落下 等）

3 通報手段

加入又は公衆電話等の有線施設によるか、それぞれの施設に設置された無線設備（山梨県防災行政無線等）による。

4 伝達系統



(1) 気象台

甲府地方気象台 甲府市飯田町四丁目 7-29 055-222-9101

(2) 県又は県の出先機関

本庁 山梨県防災局防災危機管理課 055-223-1432

出先機関 山梨県富士・東部地域県民センター 45-7801

(3) 異常現象によって災害の影響があると予想される隣接市町村

大月市役所 22-2111

(4) 一般住民への周知

第8節 被害状況等報告計画

災害応急対策実施のため必要な被害状況等の報告（以下「被害報告」という。）については、本計画の定めるところにより行うものとする。

なお、災害対策本部が設置されない場合における被害報告については、この計画に準じて行うものとする。

第1 被害報告についての協力

市防災会議は、その所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるものとする。

（災害対策基本法第21条）

第2 被害報告取扱責任者

1 被害報告は、災害応急対策の実施の基礎となるものであり、その重要性に鑑み、被害報告取扱責任者を次のとおり定めておくものとする。

総務課長の職にある者

2 市長は、あらかじめ上記の者の職氏名を富士・東部地域県民センター所長に報告しておくものとする。（異動のあった場合も同様とする。）

第3 被害報告の系統

1 総務部長は、災害が発生したときは、速やかに被害の状況及びこれに対する措置の概要を市長に報告するものとする。

2 市長は、この報告に基づき「災害報告取扱要領」に基づく災害報告様式により、速やかに被害の状況及びこれに対して、とられた措置の概要を知事（富士・東部地方連絡本部）に報告するものとする。

資料編 ○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式 P. 462

3 報告は災害が発生したときから応急措置が完了するまでの間、その経過に応じて隨時行うものとし、最終の報告は応急措置完了後20日以内に行うものとする。

4 市長は、防災会議構成機関に対し、必要に応じて被害状況及び応急対策等を通報するものとする。

第4 被害状況調査等の措置

1 被害状況の調査は、市が関係機関、諸団体及び住民組織等の協力を得て次のような調査を実施する。

担 当		協 力 団 体 等	調 査 事 項
部	調査責任者		
総務部	総務課長	消防団、交通安全連合会、消防委員、各自治会	他部に属さない被害一般災害及び応急対策状況の総括

市民部	地域環境課長	衛生関係団体等	衛生関係、清掃関係
	税務課長	各自治会の会長等	人、人家等の被害
福祉保健部	福祉課長	民生委員児童委員、保護者会、都留市社会福祉協議会	障がい者被害、障がい者施設被害
	長寿介護課長		虚弱高齢者被害、介護保険関連施設被害
	健康子育て課長		保育所・幼稚園等児童の安否、保育所・幼稚園等施設被害
産業建設部	産業課長	農協、森林組合、商工会、各事業所等の管理者	農林関係被害、商工関係被害
	建設課長	自主防災会長	公共土木施設関係被害
	上下水道課長	自主防災会長、事業者等	水道施設被害・下水道施設被害
文教部	学校教育課長	各学校長等	学校等教育施設関係被害
	生涯学習課長	各施設管理者等	関係施設被害、文化財関係被害
病院部	総務企画課長・医事課長	都留医師会	関係施設被害

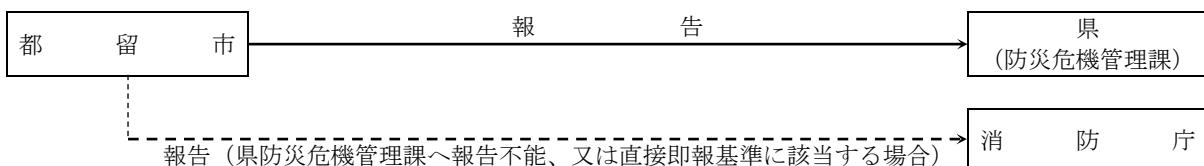
- 2 災害の状況により現地の実情を把握するため、各方面対策部が被害状況を調査する。
- 3 被害が甚大のため、市において調査が不可能のとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- 4 被害状況の調査については、富士・東部地域県民センターと密接な連絡を図り、脱漏、重複等のないよう十分留意し、異なった被害状況はその理由を検討する。
- 5 市長は、調査把握した被害状況及びこれに対してとられた措置の概要を、別表1の報告ルートにより速やかに知事に報告する。
- 6 市防災会議構成機関は、それぞれ収集した被害状況を必要に応じて市と相互に連絡するものとする。

第5 災害情報の報告等

1 県への報告

本部長は、総務部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告するものとする。

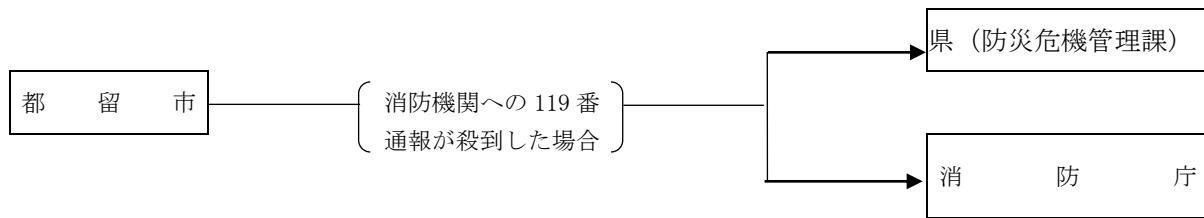
ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は直接即報基準に該当する場合は、消防庁に直接連絡するものとする。



区分		平日（9：30～17：45） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	96-7527	96-7782
	FAX	96-7537	96-7789
地域衛星通信 ネットワーク	電話	916-048-500-7527	916-048-500-7782
	FAX	916-048-500-7537	916-048-500-7789

2 消防機関への通報殺到時の措置

市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するとともに、消防庁に対しても報告するものとする。



3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

第6 被害報告の種類

市は、「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次の区分に従って資料編に掲げる様式により県(富士・東部地域連絡本部)に災害報告を行うものとする。

1 災害速報

特に緊急を要する災害発生直後の被害の第1次情報であり、災害が発生したとき直ちに行う。

2 中間報告

被害状況が判明した都度、応急措置が完了するまでの間、逐次報告するもので、被害状況、災害に対してとられた措置の概要等について行う。

3 確定報告

被害状況が確定し、応急措置が完了した後、直ちに行う。

資料編	○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式	P. 462
	○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式	P. 466

第7 報告の方法

1 災害速報及び中間報告

この報告は、電話又は電報をもって行うものとし、被害が激甚で公衆電気通信設備の壊滅等のため一般的の電話又は電報による報告が困難な場合においては、警察その他の有線電気通信設備又は無線設備を利用して報告する。

ただし、いかなる通信施設においても報告不能の場合は、急使を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するものとする。

2 確定報告

被害状況が確定し、応急措置が完了次第、直ちに電話又は電報をもって報告するとともに文書をもつて再報告する。

第8 報告項目の順位

災害の種類、規模等により異なるが、被害状況の報告項目のうち、災害救助法に基づく被害報告は、他に優先して行うものとする。

ただし、この順位によることができないときは、判明したものから逐次報告するものとする。

第9 被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は別表2のとおりである。

(1) 県本部が設置されているとき及び震度6弱以上の大規模地震が発生したとき

発生報告

自主防災会・市民等 → 市 → 地方連絡本部

(2) 県本部が設置されていないとき

別表1

県への報告ルート

被　害　区　分	調　査　報　告　主　体	報　告　ル　ー　ト
総　括　情　報	市	市 → 防災危機管理課 → 総務省消防庁等
人、建物(含む避難)	市	市 → 防災危機管理課 → 消防庁等
病　院	各施設管理者	施設管理者 → 保健福祉事務所 → 防災危機管理課
社　会　福　祉　施　設	各施設管理者	施設管理者 → 保健福祉事務所 → 防災危機管理課
水　道	市	市 → 保健福祉事務所 → 防災危機管理課
清　掃　施　設	市	市 → 林務環境事務所 → 防災危機管理課
商　工　関　係	商工会	商工会 → 商工会連合会 → 防災危機管理課
農　水　産　物	市	市 → 農務事務所 → 防災危機管理課
農　業　用　施　設	市、土地改良事務所	市 → 農務事務所 → 防災危機管理課
林　業　関　係	市、林務事務所	市 → 林務環境事務所 → 防災危機管理課
道路、橋梁、河川、砂防、崖くずれ	各管理者	管理者 → 建設事務所 → 防災危機管理課
文　教　施　設	各管理者	市 → 教育事務所 → 防災危機管理課
ライフルайн	各事業者	各事業者 → 防災危機管理課

(基本的には全て市から県地方連絡本部へ報告)

別表2

被　害　程　度　判　定　基　準

被　害　区　分	判　定　基　準
1 死　　者	死体を確認したもの、又は確認できないが死亡が確実なもの
2 行　方　不　明　者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
3 重　傷　者　・　軽　傷　者	・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月末満で治癒できる見込みのもの
4 住　　家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物
5 棟	建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6 世　　帶	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
7 被　害　額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8 住　家　全　壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合を表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

9	住 家 半 壊 (半 燃)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
10	床 上 浸 水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊には該当しないが、堆積物等のため一時的に居住できないもの
11	床 下 浸 水	建物の床上に達しない程度の浸水したもの
12	一 部 破 損	建物の損壊が半壊に達しない程度のもの。ただし、軽微なものは除く。
13	非 住 家	住家以外の建物で、この報告中の他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14	非住家（公共建物）	国、県、市、J R、N T T 等の管理する建物
15	非住家（そ の 他）	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16	文 教 施 設	学校（含む各種学校）、全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17	病 院	医療法に定める病院（20人以上）
18	流 失 埋 没	田畠の耕土が流失し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19	冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
20	農 業 用 施 設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
21	林 業 用 施 設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22	農 産 物	食糧作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23	畜 産 被 害	家畜、畜舎等の被害
24	水 産 被 害	養魚場、漁船等の被害
25	林 产 物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
26	商 工 被 害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27	道 路	高速自動車国道、一般国道、県道、市道
28	橋 梁	市道以上の道路に架設した橋
29	河 川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む。
30	砂 防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
31	下 水 道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水道
32	林 道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
33	鉄 道 不 通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
34	清 掃 施 設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35	通 信 被 害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36	り 災 世 帯	通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37	り 災 者	り災世帯の成員

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第9節 災害広報計画

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて市民に正確な情報を周知し、民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、総務部総務班において行う。ただし、災害の状況に応じて各部、その他の機関において実施する。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に関係機関への通報に努め、総務部に報告する。

第2 広報の方法

1 市が災害対策上必要な事項を市民に対して周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を活用して行う。

(1) 印刷媒体

- ア 広報つる
- イ ポスター、チラシ、災害記録写真等

(2) 視聴覚媒体

- ア ラジオ放送
- イ テレビ放送
- ウ 有線放送
- エ 防災行政無線
- オ メール（緊急速報・エリアメール、防災つるメール）
- カ 市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

(3) 自動車による広報

第3 広報資料の収集

災害情報の収集は、本章第8節「被害状況等報告計画」によるものとするが、正確な情報収集に努め、必要により総務部は災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。

また、災害現場写真等の資料は、関係部等が撮影したものを収集する。

第4 広報内容

広報は、おおむね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。

なお、広報を行うにあたっては、関係機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦等の災害時要配慮者に対しても十分留意し適切に広報に努めるものとする。

- 1 災害時における市民の心構え
- 2 避難の指示事項、避難路及び避難場所案内
- 3 災害情報及び防災体制
- 4 被害状況及び応急対策実施状況
- 5 被災者に必要な生活情報
- 6 一般市民に必要な注意事項
- 7 その他必要な事項

第5 報道機関に対する放送の要請

市長は、利用できる全ての通信の機能がマヒしたとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続きにより、放送局に放送を要請できる。放送要請は、原則として県を窓口にして行う。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び防災行政無線番号		申込窓口
NHK甲府 山梨放送	S 58. 7. 1	055-222-1313	9-220-1-058	放送部
	S 58. 7. 1	昼 055-231-3232 夜 055-231-3250	9-220-1-066	報道制作局報道部
テレビ山梨	S 58. 7. 1	昼 055-232-1114 夜 055-266-2966	9-220-1-067	(昼) 報道局報道部 (夜) 報道部長室
	H2. 2. 28	055-228-6969	9-220-1-068	放送部

第6 災害用伝言ダイヤルの周知

災害発生時には、東日本電信電話(株)の電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル 171」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市庁舎・避難所等への掲示等により、市民に周知を図るものとする。

第7 市民からの問い合わせに対する対応

- 1 必要に応じ発災後速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。
- 2 市民等からの情報ニーズを見極め、情報の収集・整理を行うものとする。

第8 土砂災害警戒区域等の区域内の災害時要配慮者関連施設への周知

土砂災害警戒区域等の区域内の災害時要配慮者関連施設に対し、災害が発生するおそれがある場合には、電話やFAXにより速やかに警戒避難体制に必要な正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努める。

資料編	○土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所一覧	P. 338
	○市内要配慮者利用施設一覧	P. 366

第10節 災害通信計画

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通知の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

第1 災害時における通信の方法

災害時における通信は、専用通信設備を設置する機関においては専用通信設備により、その他の機関においては加入電話により行うものとする。

この場合において、自己の加入電話が通信不能となったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、他の機関が設置する専用通信施設を利用して、平常時から災害時における通信の確保を図るよう配慮しておくものとする。

1 通信施設の現況

本市の通信施設としては、次の施設が設置されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。

市は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

(2) 市防災行政無線（固定系・移動系）

市は、各地区住民等への広報、市本部と災害現場等との通信連絡等のため、市防災行政無線を活用し通信の確保を図る。

資料編	○山梨県防災行政無線網による市設置局一覧	P. 346
	○固定系無線（屋外子局）一覧	P. 346

(3) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話、衛星電話を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。

衛星電話番号一覧

	電話帳登録名	保管場所	電話番号	設置施設
1	都留市役所	行政防災室	080-1070-9048	市役所
2	いきいきプラザ	福祉課	090-3231-8186	いきいきプラザ都留
3	宝コミセン	事務室	080-1275-0985	宝地域コミュニティセンター
4	禾生コミセン	事務室	080-2103-8774	禾生地域コミュニティセンター
5	盛里コミセン	事務室	080-1128-0983	盛里地域コミュニティセンター
6	東桂コミセン	事務室	080-1128-2076	東桂地域コミュニティセンター
7	消防署2	消防署	080-8762-8855	消防署
8	市立病院1	事務室	090-3241-5935	市立病院
9	市立病院2	透析室	080-2584-6518	市立病院
10	都留市教育委員会	学校教育課	080-8911-7375	教育プラザ都留
11	谷村第一小学校	事務室	080-8842-6631	谷村第一小学校
12	谷村第二小学校	校長室	080-8872-3528	谷村第二小学校
13	都留文科大学附属小学校	職員室	080-8892-4255	都留文科大学附属小学校
14	東桂小学校	職員室	080-9211-9838	東桂小学校
15	宝小学校	職員室	080-8857-5803	宝小学校
16	禾生第一小学校	校長室	080-8847-3138	禾生第一小学校
17	禾生第二小学校	校長室	080-8897-4545	禾生第二小学校
18	都留第一中学校	職員室	080-8907-4055	都留第一中学校
19	都留第二中学校	校長室	080-9207-4383	都留第二中学校
20	東桂中学校	職員室	080-9575-0660	東桂中学校
21	都留市学校給食センター	事務室	080-9216-8173	給食センター

(4) 消防無線

都留市消防署や都留市消防団との連絡手段として都留市消防団簡易無線を活用する。

また、都留市消防本部においては消防専用超短波無線を活用し、災害非常無線として運用している。

資料編	○都留市消防専用超短波無線一覧	P. 350
	○都留市消防団簡易無線機一覧	P. 351

2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

市	↔	県	= 県防災行政無線電話・NTT回線
市	↔	消防署	= NTT回線・消防専用超短波無線・専用回線
市	↔	警察	= NTT回線
市	↔	消防団	= NTT回線・防災行政無線（固定系）・消防団簡易無線
市	↔	自主防災組織	= NTT回線・防災行政無線（固定系。戸別：各部詰所）
消防署	↔	消防団	= NTT回線・消防団簡易無線

第2 非常電報の利用

災害の予報又は災害応急措置等に必要な事項を内容とした電報は「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。

第3 災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめNTT東日本山梨支店に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第4 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が利用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、県が結んだ協定を準用して利用するものとする。

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定を締結した機関名は、次のとおりである。

機 関 名	協定締結年月日	申 告 窓 口
山 梨 県 警 察 本 部	昭和 40. 3. 20	有線電話 県本部警務課長 有線電話 警察署長 無線電話 県本部地域課長 無線電話 県本部警務課長
東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）	昭和 40. 8. 10	保安通信設備設置箇所（支社・制御所等）の長

第5 非常無線通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通となったときは、最寄りの無線局に非常無線通信を依頼して通信するものとする。

1 非常無線通信により通信することができる内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (8) 避難者の救援に関するもの
- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

- (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (11) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの

2 非常通信の依頼手続き

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙に片カナで書く。
- (2) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
- (3) あて先は、受信人の住所、氏名及び電話番号をはっきり記載する。
- (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号をも記載する。

第6 放送の要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能がマヒしたとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県が結んだ「災害時における放送要請に関する協定」を準用するものとする。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び県防災行政無線番号		申込窓口
N H K 甲 府	S 58. 7. 1	055-222-1313	9-220-1-058	放送部
山 梨 放 送	S 58. 7. 1	昼 055-231-3232 夜 055-231-3250	9-220-1-066	報道制作局報道部
テ レ ビ 山 梨	S 58. 7. 1	昼 055-232-1114 夜 055-266-2966	9-220-1-067	(昼) 報道制作局報道部 (夜) 報道部長室
エ フ エ ム 富 士	H 2. 2. 28	055-228-6969	9-220-1-068	放送部

第7 インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

- 1 県ホームページに掲載される最新の気象情報・震度情報
- 2 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

市もホームページを開設しているので、災害時には災害情報等の掲載について検討するものとする。

なお、県のURLは <https://www.pref.yamanashi.jp/> であり、市のURLは <https://www.city.tsuru.yamanashi.jp> である。

第8 アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合又は市の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、市内アマチュア無線局に対して情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。

第9 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め、要員を確保しておくものとする。

第11節 雪害対策計画

異常降雪時には、気象情報に注意して関係団体等に広報を行うとともに、迅速に除雪を実施して道路交通の確保を図る。

なお、除雪対策会議、除雪対策本部、豪雪対策本部等の具体的な対策事項については、「都留市除雪及び雪害対策要綱」によるものとする。

資料編 ○都留市除雪及び雪害対策要綱

P. 419

第1 気象情報の把握

降雪時においては、市域の積雪状況を的確に把握するとともに、注意報・警報、また今後の気象状況等に留意するものとする。

第2 広報の実施

市は、必要により防災行政無線等や電話を活用して農業関係者等に広報を行う。自動車運転者に対する注意の呼びかけは、大月警察署に協力を要請するなど連携して行うものとする。

第3 除雪の実施

道路交通の確保を図るため、次により除雪を実施する。

1 除雪目標

県は次表のとおり、1日当たりの交通量を基準として、除雪目標を設定している。市においてもこの基準を参考にして、管理道路を除雪する。

区分	日交通量の標準	除雪目標
第1種	1,000台／日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、常時交通を確保する。 異常降雪時においては、降雪後約5日以内に2車線の確保を図る。
第2種	500～1,000台／日	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待機所を設ける。 異常降雪時には、7日程度以内に2車線又は1車線の確保を図る。
第3種	500台／日未満	1車線幅員で必要な待機所を設けることを原則とする。状況によっては、一時通行不能もやむを得ない。

※ 異常気象とは、30～50cm／24h程度以上の降雪をいう。

2 除雪の実施

市は、優先除雪道路を定めるなど道路除雪計画を作成し、民間委託業者等の協力を得て速やかに除雪を行うものとする。

除雪にあたっては、富士・東部建設事務所など他の道路管理者と連携して、国道・県道・市道がネットワークできるよう除雪を行うものとする。

第12節 消防計画

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速、かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第1 組織

1 都留市消防署

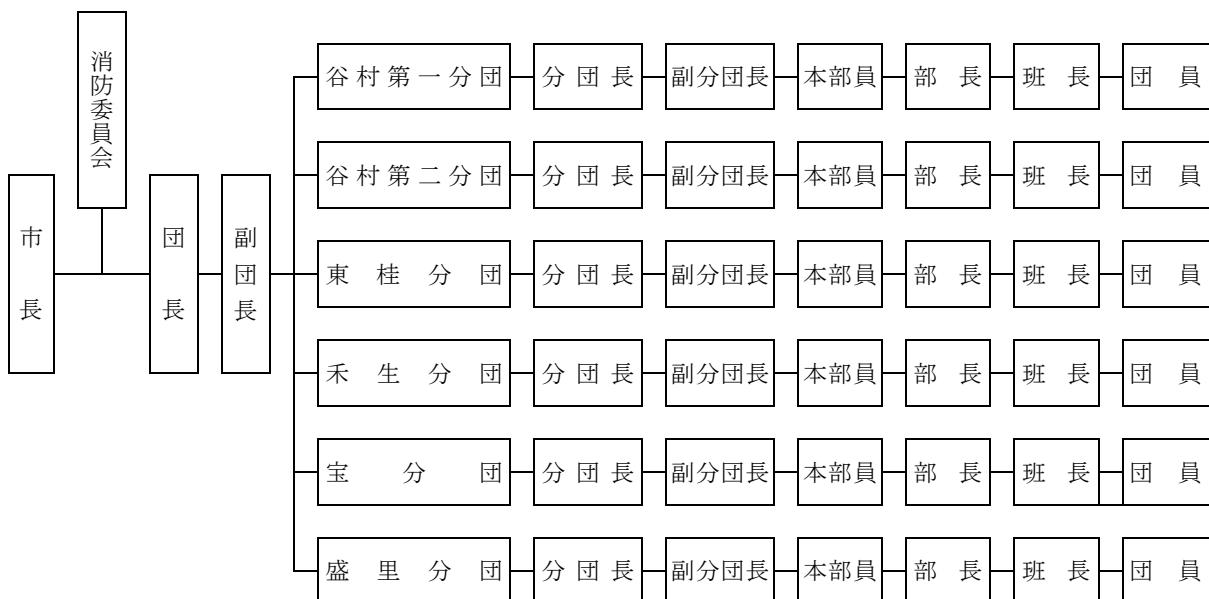
本市に常備消防として都留市消防署が、また地域消防・防火の核として消防団が設置されており、火災の初期鎮圧、未然防止及び緊急・救助の業務を行っている。

なお、都留市消防署を本部とする出張所が、道志村に置かれている。

2 都留市消防団

本市の消防団は現在6分団で編成されている。しかしながら、市外通勤者の増加などにより昼間不在の消防団員も多く、昼火事の出動可能人員を確保するよう努めなければならない。

今後は団員個々の実働能力、年齢等を勘案し、再編成を行っていくとともに教育訓練の充実・強化を推進していく必要がある。



第2 消防本部の活動計画

消防本部の活動計画は、都留市消防本部消防計画の定めるところによる。

第3 消防団員の招集

1 非常招集

- (1) 大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。
- (2) 団員については、団長から副団長、各分団長を通じてNTT回線、防災行政無線及び消防団簡易無線で伝達する。
- (3) 団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出動しなければならない。

2 招集集結場所

団員は、各部詰所に集結すること。

第4 火災防御計画

1 火災警報発令時の計画

火災警報発令時における火災の事象は一般の防御計画では万全を期し得ないので、部隊の状況、風位、風速、重要度に応じた進入担当部署を考慮して、一般防御計画を基礎としていかなる火災の事象にも応じられるよう、次の事項に留意して計画を樹立するものとする。

(1) 消防団

消防ポンプ車の運用について、最少出動要員を消防詰所等に待機させ出動の迅速を図る。

2 応援協定による相互応援等

火災等の災害発生時には、県内 13 市で締結している「災害時における相互援助に関する協定書」に基づき応援を要請し、被害を最小限度に防止する。

資料編 ○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書

P. 412

3 災害防御に関する措置

(1) 消防組織法第 43 条による非常事態発生の場合、知事から市長に必要な指示があったときは、防御措置の早期確立を期するものとする。

(2) 大規模の火災又は爆発事故発生の場合で、隣接市町村の消防機関が市を応援する場合には、その指揮系統を乱すことのないよう、事前に協議をしておくものとする。

4 大火の際の応援部隊の誘導計画

気象その他の事象により、火災が延焼拡大して大火となり、延焼阻止の見込みが立たない場合には、協定市町村に応援を要請するとともに、次の事項に留意し計画を樹立するものとする。

(1) 応援部隊の集結場所の指定

- ア 応援部隊の集結場所を指定する。
- イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。

(2) 応援部隊の水利の誘導

- ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。
- イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

5 危険区域の防御計画

火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域を危険区域とし、次の事項に留意し、小地域ごとに区画し、計画を樹立する。

(1) 危険区域の設定要件

設定要件は、

- ア 道路地形及び水利の状況
- イ 公園、空地、路面の有無
- ウ 建築物の粗密及びその構造の種別
- エ 爆発、引火物件その他、危険物取扱場所の有無

等であって、この危険区域設定とともに、部隊の運用について計画を樹立しておくものとする。

(2) 防御計画の設定要件

- ア 出動部隊数
- イ 各部隊の到着順ごとの水利統制
- ウ 各部隊の進入担当方面
- エ 使用放水口数及び所要ホース数
- オ 避難予定地及び誘導方法並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法（地域内の危険区域図並びに説明書を作成する。なお、危険区域図には、消防車、人員、その他必要事項を記入し活用に便を図る。）

6 特殊建物の防御計画

火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等が潜在する建物であるから、特殊な防御計画を樹立するものとする。

なお、防御計画設定要件は、上記「危険区域の防御計画」の設定要件に準じ、防御上必要と認められる最小限度の消防車及び人員を予定しておくものとする。

7 消防水利の統制計画

各地区に、水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮して、消火栓使用可能部隊を定め、到着順位に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制計画を、次により樹立する。

- (1) 平常時の統制計画
- (2) 減水時の統制計画
- (3) 断水時の統制計画

8 飛火警戒計画

飛火によって、第二次及び第三次の火災が続発し、大火を導引するおそれのある場合を考慮して樹立する計画であって、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法並びに地元自衛団体の統制連絡を決定しておく、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができるよう計画を樹立するものとする。

- (1) 飛火警戒隊の編成

ア 飛火警戒隊（編成は所定防御部隊以外の予備部隊、このほか風下方面の自衛団体）

飛火警戒隊は、飛火によって第二次、第三次の火災が発生したとき出動防御する。

イ 飛火巡ら隊（消防団若しくは自衛消防隊）

飛火巡ら隊は、飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する。

- (2) 飛火警戒の配置基準

ア 風下方面 400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛消防隊等と飛火警戒にあたる。

イ アの飛火警戒隊は、風下方面おおむね 200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。

ウ 風下方面 600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険のおそれのある地域に対しては地元住民をもって警戒にあたる。

- (3) 飛火警戒の要領

ア 飛火警戒隊のうち 1 名を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてる。

イ 自衛団体には、消火器、バケツ、火たたき等携帯させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

9 防御線の計画

火災の延焼範囲が拡大し、通常の防御手段により難い場合に応ずるための計画で、次の事項を考慮して樹立するものとする。

- (1) 防御線の種別

ア 大防御線、大火災を防止する延焼阻止線

イ 中小防御線、火炎、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

- (2) 防御線の設定要件

次の事項に留意して定める。

ア 地形、水利状況

- イ 道路、公園、空地の有無
- ウ 建築物の粗密、耐火構造建物の有無
- エ 自衛消防の有無

(3) 部隊の配置

防御線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定する。

- ア 所要部隊の配置と担当方面の指定
- イ 応援部隊の集結場所の指定
- ウ 各隊の採るべき水利と誘導方法の指定
- エ 各隊のホースの延長数、進入部署

(地域内の防御線図並びに説明書を作成する。なお、防御線図には消防車、人員その他必要事項を記入し、活用の便を図る。)

第5 林野火災の応急対策

1 関係機関への通報等

市長又は都留市消防本部消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

2 林野火災防御計画の樹立等

市長又は消防長は、林野火災防御にあたって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資機材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防御計画を樹立するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

- (1) 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む。）
- (2) 出動順路及び防御担当区域
- (3) 携行する消防資機材
- (4) 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法
- (5) 隊員の安全確保
 - ア 気象状況の急変による事故防止
 - イ 落石、転落等による事故防止
 - ウ 進入、退路の明確化
 - エ 隊及び隊員相互の連携
 - オ 地理精通者の確保
 - カ 隊員の服装
- (6) 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
- (7) 防火線の設定
- (8) 消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- (9) ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- (10) 消火薬剤及び資機材等の確保
- (11) 救急救護対策
- (12) 食料、飲料水、資機材及び救急資材の運搬補給
- (13) 関係機関（都留森林組合、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法

3 資機材整備計画

本市が所有する消防水利及び資機材又は今後整備すべき資機材については、本編第2章第5節「消防計画」に定めるとおりであるが、市は林野火災を想定した資機材、水利等の整備に努めるものとする。

第13節 原子力災害応急対策計画

浜岡原子力発電所において、原子力災害措置法(以下「原災法」という)第10条の規定に基づく特定事象の発生情報を入手した場合の対応及び原災法第15条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合(本市が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む)の緊急事態への応急対策は次の通りとする。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

1 特定事象発生後

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条の規定に基づき、特定事象を発見し、又は発見の通報を受けた場合、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び隣接都道府県知事へ通報することとなっている。また、市は県を通じて情報の収集に努める。

2 原子力緊急事態宣言発出後

市は、県を通じて情報の入手に努めるとともに、市が行う応急対策について県と調整を行う。また、市は迅速な情報収集体制を確保する。

第2 活動体制の確立

1 原子力災害警戒連絡会議の開催

市は、浜岡原子力発電所において特定事象が発生した場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集及び連絡体制を確立するとともに、市が行う応急対策について必要な調整を行うため、原子力災害警戒連絡会議を開催する。また、特定事象に至らない場合であっても、原子力防災上必要な対策を行う必要があると市長が認めた場合は、原子力災害警戒連絡会議を開催する。

なお、原子力災害警戒連絡会議の構成員等は、市災害対策本部の本部会議に準ずるものとする。

2 原子力災害警戒本部の設置

市は、内閣総理大臣が、浜岡原子力発電所において原子力緊急事態宣言を発出した場合で市長が必要と認めた場合は、原子力災害警戒本部を設置する。

なお、原子力災害警戒本部の本部長、本部員等は、市災害対策本部に準ずるものとする。

第14節 緊急輸送計画

災害時に、被災者の避難及び災害応急対策要員の輸送並びに災害応急対策等に要する緊急物資の輸送を迅速かつ的確にするため、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

市長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

人員、資材及び物資の輸送にあたり、次の方法のうち、最も適切な方法によって行うものとする。

- 1 自動車等による輸送
- 2 航空機による輸送
- 3 電車による輸送
- 4 人夫等による輸送

第3 輸送力の確保

- 1 自動車等による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

- ア 市の車両等
- イ 公共団体の車両等
- ウ 営業用の車両等
- エ その他自家用車両等

(2) 車両の確保

- ア 市有車両

災害時における市有自動車の集中管理及び配備は、総務部が行い、各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは総務部に依頼するものとする。

総務部は、稼動可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第15節「交通対策計画」に定めるとおりである。

イ その他の車両

各部からの要請により、市有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務部は直ちに市内の公共的団体に属する自動車又は状況により営業用の自動車等を借り上げて、必要な数の車両を確保する。

ウ 協力要請

市内で自動車の確保が困難な場合には、「災害時における相互援助に関する協定」等に基づき、締結市町村に必要な数の車両の提供を要請するほか、必要により(社)山梨県トラック協会等に協力を要請し、あるいは他市町村又は県に調達斡旋を要請する。

資料編	○市有車両一覧	P. 396
	○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P. 412
	○災害時における相互援助に関する協定	P. 412
	○輸送事業所一覧	P. 324

2 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第3節「ヘリコプタ一出動要請計画」、第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

3 電車による輸送

自動車による輸送が不可能であるか、又は電車により輸送することが適當なときは、これによるものとする。

4 人夫等による搬送

前各号による輸送が不可能な場合は、賃金職員等を雇い上げるなどして人夫等による搬送を行うものとする。

第4 緊急輸送路の確保

1 県による緊急輸送道路の指定

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

市域における緊急輸送道路は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○緊急輸送道路一覧

P. 398

2 市による緊急輸送道路の指定

市は、災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、市域の県指定緊急輸送道路と、市庁舎、指定避難所、ヘリコプター主要発着場等、市の防災活動拠点とを結ぶ市道を緊急輸送道路として指定し、整備を図るものとする。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表） P. 444

第15節 交通対策計画

災害により道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策は、おおむね次のとおりとする。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

- (1) 市長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。また、災害が発生した場合には、消防団や自主防災会から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、産業建設部を中心に調査班を編成し道路の被害状況を調査する。
- (2) 調査班が調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに市本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。
- (3) 市本部は、調査班等から収集した情報を大月警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、建設業者等の協力を得て速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。また、必要によっては大月警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

資料編 ○市内建設業者一覧

P. 323

第2 交通規制対策

1 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範囲	根拠法
管理道路者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条、 道路交通法第4条第1項
察	大月警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

2 市長の措置

市長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を産業建設部長に指示して行い、大月警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

3 大月警察署、公安委員会、自衛官及び消防吏員等の措置

(1) 大月警察署及び公安委員会は、あらかじめ策定された交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施するものとする。

(2) 公安委員会は規制を行う場合は、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知するものとする。

(3) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

(イ) 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(4) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

4 道路管理者の措置

道路管理者は、道路施設の破損等から施設構造の保全又は交通の危険を防止する等のため、必要があると認めたときは、通行を規制するものとする。

また、交通規制を行った場合は、大月警察署長に通知するものとする。

5 交通規制事項の周知

道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするものとする。

(1) 規制の対象

(2) 規制する区間

(3) 規制する期間

6 交通規制の標示

(1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指導にあたる。

(2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号)に定められた標識等を設置して行う。

7 道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標識の種別	位置	置
通行の禁止	歩行者は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路	
通行制限	通行を制限する前面の道路	
う回路線	う回路線の入口及びう回路の途中交差点	

(2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

第3 運転者のとるべき措置

1 走行中の運転者の措置

(1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。

(2) 停止後は、カーラジオやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。

(3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。駐車するときは、避難する人の通行、災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

3 通行禁止区域内の運転者の措置

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

- ア 道路区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第4 緊急通行車両の確認申請

- 1 災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、大月警察署及び交通検問所等において実施する。
- 2 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

 - (1) 地震予知情報の伝達及び避難の指示に従事するもの
 - (2) 消防その他の応急措置に従事するもの
 - (3) 救助、救護及びその他保護活動等に従事するもの
 - (4) 防災に係る施設及び設備の整備並びに点検に従事するもの
 - (5) 犯罪の予防、交通の規制あるいは社会秩序の維持に従事するもの
 - (6) 緊急輸送の確保に従事するもの
 - (7) 応急復旧資材その他の物資の確保、保健衛生に関する措置、その他必要な体制の整備に従事するもの
- 3 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付
 - (1) 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。
 - (2) 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章及び証明書が交付される。

資料編	○緊急通行（輸送）車両の標章	P. 398
	○緊急通行車両確認証明書	P. 399

- (3) 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

第16節 災害救助法による救助

災害が発生した際に、一定規模以上の災害の救助活動については、速やかに災害救助法の適用を受け、り災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法及び同法施行令の定めるところによるが、本市における適用基準はおおむね次のとおりである。

1 本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人 口	被 害 世 帯 数
30,000 人以上 50,000 人未満	60 世帯

2 同一災害により県下に 1,000 世帯以上の滅失を生じた場合で、本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人 口	被 害 世 帯 数
30,000 人以上 50,000 人未満	30 世帯

3 被害世帯数が 1 又は 2 の基準に達しないが、県下で被害世帯数が 5,000 世帯以上に達した場合であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

4 市の被害が 1、2 又は 3 に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合

(注) 半焼、半壊等は滅失世帯の 2 分の 1、床上浸水等は 3 分の 1 として換算する。

第2 災害救助法の適用手続

1 災害に際し、市域における災害が前記「第1 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。

2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第3 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行い、市長は知事が行う救助を補助するものとする。

ただし、知事には、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととができる。この場合、知事は市長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに、物質や土地の収用等に係る事務の一部を市長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

第4 災害救助法による救助

1 避 難(企画班)

(1) 避難所供与対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 避難所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。

イ 災害の状況により、市で処理が困難なときは、隣接市町村へ供与を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

(4) 開設期間

災害発生の日から 7 日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣府に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

1人1日当たり 340円以内

2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理(建設班)

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅供与の対象者

- (ア) 住宅が全壊又は流出した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の設置方法

- (ア) プレハブ業界との協定により必要資材及び数量を確保する。
- (イ) 敷地は、市長の協力を得て選定する。
- (ウ) 工事は、直営又は請負とする。

ウ 住宅の規模及び着工期限

規 模	費 用	着工期限	備 考
1戸当たり 平均 29.7m ²	1戸当たり 6,775千円以内	災害発生の日から 20日以内	費用は、整地費、建築費、附帯工事費、労務費、輸送費、事務費

エ 供与期間

建築工事が完了した日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとし、これを処分しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(2) 住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者等

基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
災害のため住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1世帯当たり 50千円以内	災害発生の日から 10日以内	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う
・災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理することができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	1世帯当たり 706千円以内	災害発生の日から 3ヶ月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分	現物をもって行う
半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 343千円以内			

3 炊き出しその他による食品の給与(学校教育班)

(1) 給与を受ける者

- ア 避難所に避難している者
- イ 住家に被害を受けて炊事のできない者

ウ 住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から 7 日以内、ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1 人 1 日 1,230 円以内（主食費、副食費、燃料費、雑費）

4 飲料水の供給（学校教育班）

(1) 供給を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(2) 供給の期間

災害の発生の日から 7 日以内

(3) 費用

水の購入費、給水又は浄水に必要な機械・器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品、資材の費用

5 生活必需品の給付又は貸与（財務班）

(1) 給与（貸与）を受ける者

ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者

ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から 10 日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

被害状況	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	56,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

注：夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）

6 医療（健康子育て班）

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術その他治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容
- ・看護

(4) 費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から 14 日以内

7 助産(健康子育て班)

(1) 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後 7 日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死者及び流産を含む）

(2) 助産の範囲

分娩の介助・分娩前後の処置・必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によつてもよい。

(4) 費用の限度額

ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く）等の実費

イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の 100 分の 80 以内

8 救出(消防本部)

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発日の日から 3 日以内

9 障害物の除去(建設班)

(1) 対象

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。

ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。

エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備考
災害発日の日から 10 日以内	1 世帯当たり 138,700 円 以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫賃等

10 死体の搜索(消防本部)

(1) 搜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者

- (2) 捜索期間 災害発生の日から 10 日以内
(3) 費用 捜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

11 死体の処理(市民班)

- (1) 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

- (2) 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検査等を行う。

- (3) 処理期間

災害発生の日から 10 日以内

- (4) 死体処理に要する費用の限度

区分	限度条件
洗浄、縫合、消毒	死体 1 体当たり 3,500 円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料 1 体当たり 5,500 円以内
検査の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金の額以内とする。

12 死体の埋葬(市民班)

- (1) 死体の埋葬を行うとき

ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること

イ 灾害のため埋葬を行うことが困難な場合

- (2) 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

- (3) 埋葬の期間

災害発生の日から 10 日以内

- (4) 費用の限度額

大人(12才以上)	小人(12才未満)	備考
1 体当たり 219,100 円以内	1 体当たり 175,200 円以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む

13 学用品の給与(学校教育班)

- (1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

- (2) 給与の品目、期間及び費用

品目	期間	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から 1 ヶ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費 (小学校児童及び中学校生徒) 正規の授業で使用する教材実費(高等学校生徒)
文房具	災害発生の日から 15 日以内	小学校児童 1 人当たり 4,800 円以内 中学校生徒 1 人当たり 5,100 円以内

通学用品	災害発生の日から 15 日以内	高等学校等生徒 1 人当たり 5,600 円以内
------	-----------------	--------------------------

第17節 避難計画

災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第1 避難誘導体制の整備

1 避難基準の設定

市は、県から必要な助言を受け、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の住民に対する避難情報を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定する。また、必要に応じて見直す。

2 「高齢者等避難」等発表体制の確立

市は、県からの必要な助言、支援を受け、気象警報、降水量、河川水位その他の情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、危険予想地域の住民に避難指示を発令する準備に入つたことを知らせる「高齢者等避難」を発表する体制の確立に努める。

3 避難情報の発令基準等

「高齢者等避難」・「避難指示」の種類と発令時の判断となる状況及び住民に求める行動は次のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	<p>【災害のおそれあり】</p> <p>災害リスクのある区域等の高齢者等（※）が危険な場所から避難するべき状況。</p> <p>※高齢者等：避難を完了させるのに時間をする在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等（※）は危険な場所から避難する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難所準備をしたり、自主的に避難する。
避難指示	<p>【災害のおそれ高い】</p> <p>災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難する。 (立退き避難が必要な者は、立退き避難する。立退き避難が危険な場合は、自宅の2階又は崖等から最も離れた窓の少ない部屋に退避する。)

※避難指示等の発令については、対象となる災害を①水害、②土砂災害、③富士山火山の3種類とし、避難情報の判断・伝達マニュアル（令和3年6月改訂）に基づき、各種防災気象情報、現地情報等を収集し総合的に判断することとする。

第2 実施責任者

避難の指示等をることができる者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的の実施責任者である市長を中心として相互に連絡をとり、住民を安全な場所へ避難させるようにするものとする。

実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法等
市長（勧告、指示）	災害全般	知事	災害対策基本法第60条
市長（高齢者等避難）	〃	知事	避難情報の判断・伝達マニュアル
知事（勧告、指示）	〃	市長	災害対策基本法第60条
警察官（指示）	〃	市長 公安委員会	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた県職員（指示）	洪水、土砂災害	警察署長	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長）（指示）	洪水	警察署長	水防法第29条
自衛官（指示）	災害全般	防衛庁長官の指定する者	自衛隊法第94条

第3 自主避難

市が避難指示等の避難情報を発令する前に、市民から自主避難の要望等があった場合は、自主避難所を開設する。自主避難所は、災害対策基本法に基づき定められた「指定避難所」ではなく、台風の接近が予測される場合や、長時間降り続く雨の影響等により洪水や土砂災害等の発生が懸念される場合に、市民からの問い合わせや気象予測などを考慮したうえで、事前の避難を希望される方を対象として、一時的に開設する避難所である。

災害の危険性が回避された場合や、避難指示等を発令した場合には、ただちに閉鎖、又は指定避難所へ移行する。ただし、夜間の時間帯や指定避難所への移動が危険と判断する時は開設を継続する。

自主避難所は、自主避難所運営マニュアル等に基づき、開設・運営を行うものとする。

資料編	○自主避難所一覧（風水害の場合）	P. 357
-----	------------------	--------

第4 避難の指示等

避難の指示等を発令したとき、又は避難の必要がなくなったときの報告及び通知等は、次によって行うものとする。

1 市長の場合

- (1) 次のときは知事に報告するものとする。
 - ア 「高齢者等避難」・「避難指示」を発令したとき。
 - イ 立退先の指示をしたとき。
 - ウ 避難の必要がなくなったとき。
 - エ 警察官が避難の指示をしたときで、市長に通知があったときは、前各号を準用する。
- (2) 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するものとする。

2 知事の指示

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

3 水防管理者（市長）の指示

洪水により、又は地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、立ち退き又はその準備を指示する。この場合、大月警察署長に速やかに通知するものとする。

4 知事又はその命を受けた県職員の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立退き又はその準備を指示するものとする。この場合、大月警察署長に速やかに通知するものとする。

5 警察官の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は直ちに立退きを指示するものとする。この場合、その旨を市長に速やかに通知するものとする。

6 自衛官の指示

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいるものを避難させるものとする。

第5 警戒地区の設定

1 市長の措置

市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官、自衛官の措置

市長等が現場にいないとき、又は市長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、市長の職権を代行することができる。

3 知事の措置

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを行う。

第6 「高齢者等避難」の発令

高齢者・障がい者・妊産婦等の災害時要配慮者は、避難所への移動に時間がかかるため、市は、状況(災害の発生する可能性が高まった段階)により、避難指示を発令する前に高齢者等避難を発令し、災害危険地域等にいる要配慮者を速やかに避難させるものとする。

第7 「高齢者等避難」・「避難指示」の内容

「高齢者等避難」・「避難指示」は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の勧告、指示等を行う。

1 避難対象地域

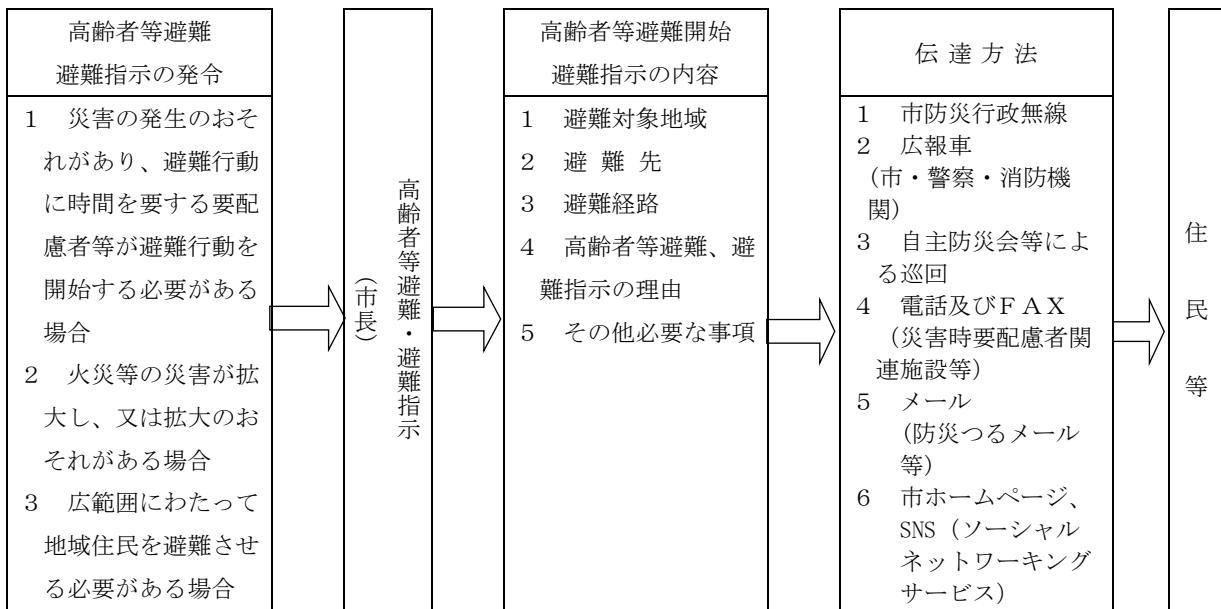
2 避難先

3 避難経路

4 「高齢者等避難」・「避難指示」の理由

5 その他必要な事項

〈住民等への「高齢者等避難」・「避難指示」発令のフロー〉



第8 関係機関等への連絡

「高齢者等避難」・「避難指示」を行った場合には、当該地域の住民等への広報の実施と同時に関係機関等に通知又は連絡する。

(1) 知事への報告

「高齢者等避難」・「避難指示」を行った場合には、速やかに知事に報告する。

(2) 警察、消防機関等への連絡

住民への周知とともに、避難住民の誘導、整理等について協力を求める。

(3) 施設管理者等への連絡

避難所として指定している学校等の施設管理者等に対し、速やかに連絡し開設準備等を求める。

(4) 近隣市町等への連絡

災害の状況により、住民が近隣市町等へ避難する場合もあるため、近隣市町等にその旨を連絡し、協力を求ることとする。

第9 「高齢者等避難」・「避難指示」の伝達方法

- 1 市長は、市が発令する避難情報及び国や県が発表する防災気象情報を住民が直感的に理解しやすく、適切な避難行動がとれるようにするため、5段階の「警戒レベル」を用いて情報提供を行うものとする。(平成30年6月1日運用開始)

警戒レベル	住民のとるべき行動	避難情報等
警戒レベル5	【命を守る最善の行動】 すでに災害が発生している状況、命を守る最善の行動をとる。	災害発生情報 <市が発令>
警戒レベル4	【全員避難】 ・対象地域の方は、速やかに避難所等へ避難する。 ・避難所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅の2階など、より安全な場所に避難する。	避難指示 <市が発令>
警戒レベル3	【高齢者等の避難に時間を要する人は避難】 ・対象地域の方で、避難に時間を要する人（高齢者、障がい者他）とその支援者は避難する。	高齢者等避難 <市が発令>

	・その他の方は避難の準備をする。	
警戒レベル2	【避難行動の確認】 ハザードマップ等により避難所や避難経路、避難のタイミングなど、自らの避難行動を確認し、避難に備える。	大雨注意報 洪水注意報など <気象庁が発表>
警戒レベル1	【災害の心構えを高める】 気象情報等の最新の情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 <気象庁が発表>

- 2 「高齢者等避難」・「避難指示」を発した場合は、防災行政無線及び消防広報にて自主防災会等を十分活用して、避難区域の住民に周知の徹底に努めるものとする。
- 3 市長は、避難のための立退きを図るため万全を期し、避難場所、避難経路及び避難心得をあらかじめ住民及び災害時要配慮者関連施設の長に徹底させておくものとする。
- 4 災害時要配慮者関連施設に対しては、電話及びFAX等により個別に伝達するものとする。

資料編 ○市内要配慮者利用施設一覧

P. 366

第10 避難方法

1 避難の誘導

住民が安全、迅速に避難できるよう、消防団、自主防災会等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うものとし、必要により要所に誘導員を配置し、また夜間時には投光器を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦等の災害時要配慮者の避難については自主防災会が中心になり、あらかじめ自主防災会単位ごとに災害時要配慮者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

2 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食糧、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障のない最小限度のものとする。

3 住民の措置

災害が発生し、延焼等により避難が必要と判断した場合には、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末や戸締り等をした後、気象情報や市の行う広報等に注意しながら、避難誘導者の指示に従って学校等の指定避難所に避難するものとする。

4 避難終了後の確認措置

- (1) 「避難指示」を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 「避難指示」に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官等に協力を求めるなど必要な措置をとる。

第11 避難組織の整備

次の事項に留意して避難計画を作成するものとし、自主防災会の単位ごとの避難組織の整備を図るものとする。

- 1 防災用具、非常持出品、食料等の準備又は点検
- 2 災害別、地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
- 3 危険地域及び各種危険物施設等の所在場所
- 4 「高齢者等避難」・「避難指示」を行う基準及び伝達方法
- 5 避難場所・避難経路及び誘導方法

- 6 避難の際の携帯品の制限
- 7 収容者の安全管理に関する協力
- 8 負傷者の救護方法
- 9 避難路及び避難場所の点検
- 10 避難に対する教育、広報
- 11 避難訓練の実施

第12 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。
- (2) 避難所の開設にあたっては、市は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。
不足する場合には、応援協定に基づき、協定締結市町村等に避難施設の提供を求めるものとする。また、災害の状況等によっては公民館、神社、仏閣等の既存建物を応急的に使用する。
- (3) 避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法等について事前に協議を行うものとする。特に学校を避難所に指定する場合は、教育委員会、校長と施設の使用区分及び教員の役割等について事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようとする。
- (4) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護するとともに、地方連絡本部を通じて、速やかに県に報告するものとする。

資料編	○指定避難所一覧	P. 355
	○市町村別避難所開設状況一覧	P. 473

2 避難所の管理運営

(1) 避難所への職員派遣

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに避難所に避難担当職員を派遣し駐在させ、施設管理者と協力して避難所の管理運営にあたる。

(2) 避難所管理職員の責務

避難所管理職員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護に当たる。なお、避難所の運営にあたっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、スペースを確保して避難者のプライバシーの保護等に配慮する。また、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦等の災害時要配慮者等のニーズの把握、必要とされる様々な情報を、その都度発信するための広報紙や多様な言語を手段とするなどこれらの者への情報提供等にも配慮する。

(3) 避難者等による自主運営の推進

市は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災会等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるように努めるものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。

(4) 外部支援者等との連携

市は、避難所運営について、専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。

第13 災害時要配慮者対策

1 高齢者、障がい者対策

避難所開設時には、高齢者、障がい者等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供など災害時要配慮者には十分配慮するものとする。

また、障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等施設への入所が困難な場合には、救護施設の中から災害時要配慮者専用避難所（福祉避難所）を選定し、福祉関係者等の協力を得て開設するものとする。

〈福祉避難所〉

名 称	所 在 地	電 話 番 号
いきいきプラザ都留	都留市下谷 2516 番地 1	0554-46-5111 衛星携帯電話 090-3231-8186
まちづくり交流センター	都留市中央三丁目 8 番 1 号	0554-43-1321

2 ひとり暮らし高齢者対策

ひとり暮らし高齢者のうち災害時支援が必要な高齢者については、当該自主防災会と協議して、地震発生時の援助対策を検討しておく。

第14 防火対象物等の避難対策

学校、病院等多数の者が出入り、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの者の避難を必要と認めた場合は、人の生命、身体の安全を第一主義とし、必要な処置をとらなければならない。

特に、学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

1 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校、状況による一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡するなど校長は適切な処置を行うものとする。

2 雪崩、地すべり、豪雨による土砂流出等、児童生徒の登下校途次に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて校長は必要な処置を講ずるものとする。

3 危急の場合、やむを得ず校舎内に待避させる場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるとともに、できるだけ分散隊形をとるようにするものとする。

なお、この場合、各集団に必ず教職員を配置するものとする。

第15 帰宅困難者、滞留者の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときは、市、警察は、相互に密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所や各地域コミュニティセンター、道の駅つる等安全な場所に誘導し保護する。

第16 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第17 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

第18節 医療・助産計画

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事から救助実施内容と実施期間を通知された市長が行うものとする。

第2 応急医療対策

1 情報の収集及び提供

(1) 被害状況の把握

災害発生後、都留市消防署等から速やかに被災地域の人的被害状況を把握するとともに、市内医療機関の被災状況についても把握する。

(2) 住民への情報提供

市は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況等を、防災行政無線、広報車等により地域住民に提供する。

2 医療救護班の編成

市は、人的被害の発生状況により都留医師会に出動を要請し、福祉保健部健康子育て班の職員とともに医療救護班を編成して応急医療を実施する。

また、市のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

医療救護班 班長1人 副班長2人

資料編 ○市内医療機関・都留医師会加盟医療機関一覧 P. 363

3 医療救護所の設置

応急医療は、主に市内医療機関で行うものとするが、医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められ、又は予想される場合には、必要に応じて医療救護所を設置するとともに、医療救護班を派遣し、傷病者の応急処置や治療等にあたる。

(1) 設置場所

医療救護所は、被災現場や避難所等に設置する。なお、市内全域で被災者が多く見込まれる時は、市内3か所にあらかじめ指定した医療救護所（指定救護所）を設置する。

指定医療救護施設一覧

名 称	施 設 名	住 所	電 話 番 号
第1指定救護所	都留第一中学校 体 育 館	都留市大野 52 番地 5	43-4111
第2指定救護所	都留第二中学校 体 育 館	都留市四日市場 750 番地	43-4395

第3指定救護所	東桂中学校体育館	都留市桂町840番地	43-2421
---------	----------	------------	---------

資料編 ○災害応急対策備蓄資材器具一覧（医療救護所） P. 378

（2）設置時の留意事項

医療救護所は、次の点に留意して開設する。

- ア 被災傷病者の発生及び避難状況
- イ 医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- ウ 被災地の医療機関の稼動状況
- エ 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
- オ 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

（3）広報活動

医療救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を防災行政無線、広報車等を活用して地域住民に周知する。

4 傷病者の搬送

（1）傷病者の後方医療機関への搬送

- ア 医療救護班から傷病者搬送の要請があった場合には、消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、市の公用車両のほか、応援協定に基づき、必要数の車両を協定締結市町村から緊急調達して搬送するものとする。
- イ 重症者等の場合は、必要に応じて、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは県を通じて自衛隊による搬送を要請する。

（2）傷病者搬送体制の整備

災害発生時に傷病者を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項等に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備上の留意事項

- ・情報連絡体制……………傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- ・医療内容等の把握……………あらかじめ市内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。
- ・搬送経路確保体制……………災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、大月警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

（3）災害拠点病院等の指定

県は、災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。

東部地区内には、地域災害拠点病院として「都留市立病院」「大月市立中央病院」が、地域災害支援病院として「上野原市立病院」が指定されている。

市は、上記医療機関と、災害時における医療救護班の出動要請とともに重症患者等の搬送について、平素から整備しておくものとする。

5 応急医療救護業務

災害時応急医療救護業務は、次のとおりとする。また、応急医療救護体制は、別図のとおりである。

(1) 医療救護班

- ア 傷病者の応急処置
- イ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
- ウ 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- エ 助産救護
- オ 死亡の確認及び遺体検査並びに遺体処理への協力

(2) 医療機関

- ア 被害情報の収集及び伝達
- イ 応需情報（診療可能状況）の報告
- ウ 傷病者の検査及びトリアージ
- エ 重症患者の後方医療機関への搬送
- オ 傷病者の処置及び治療
- カ 助産救護
- キ 医療救護班、医療スタッフの派遣
- ク 死亡の確認及び遺体検査並びに遺体処理への協力

6 精神保健医療対策

精神障がい者の被災による治療機会の喪失、被災体験からくる精神疾患の急発や急変、避難所生活等による精神疾患等に対しては、富士・東部医療救護対策本部（富士・東部保健所）に対して精神科救護班の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請するものとする。

7 地域保健対策

医療救護班のほかに、富士・東部保健所、保健師等による巡回健康相談チーム、リハビリテーション関係団体の協力を得て巡回リハビリチームを編成し、被災地における疾病予防や精神的ケア等の保健予防対策を実施する。

8 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には市内薬局・薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、協定締結市町村から調達し、あるいは県救護本部に要請して確保する。輸血用血液の供給は、山梨赤十字血液センターによる搬送を基本とする。

資料編 ○市内薬局・薬店等一覧

P. 368

第3 災害救助法による救助の基準

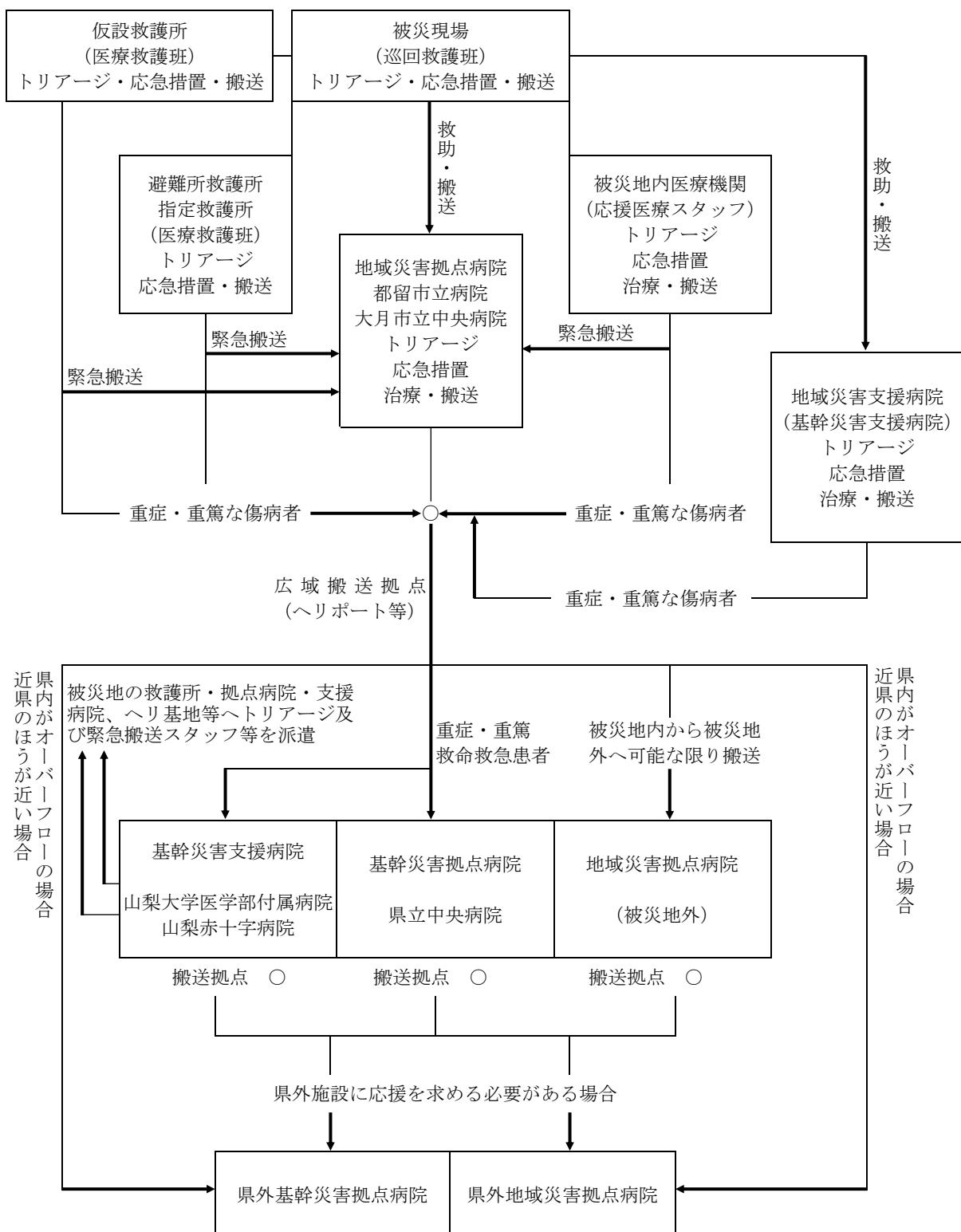
災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

P. 444

別図

被災現場側からみた応急医療救護体制



第19節 防疫計画

災害時における感染症の発生に対処するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定するところにより、迅速かつ適確な防疫活動を行い、感染症の多発を防止するものとする。

第1 実施責任者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

第2 防疫活動

1 市の防疫組織

市民部は、保健師とともに都留医師会の協力を得て次のような防疫組織を編成し、富士・東部保健所との連携のもと、防疫活動を迅速に実施する。

班 の 種 別	班 長	班 員	器 具 用 具 等	備 考
防 疫 班	地 域 環 境 課 長	地 域 環 境 課 職 員 上 下 水 道 課 職 員 健 康 子 育 て 課 職 員	ダ イ ナ フ ォ ッ グ 肩 掛 式 噴 霧 機 動 力 噴 霧 機	ク レ ゾ ー ル D P F

2 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、この節において「法」という。)の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施に当たっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行うものとする。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

(3) 物件の消毒に係る措置

法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては同法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 患者等に対する措置

(1) 被災地に感染症患者が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは、速やかに収容の措置をとるものとする。

感染症病舎に収容することが困難な場合は、大月保健所長と協議のうえ適当な場所に臨時の収容施設を設けて収容するものとする。

(2) 自宅収容

収容施設へ収容することができない無症状病原体保有者に対しては、自宅収容を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導し、必要あるときは治療を行う。

5 避難場所の防疫措置

(1) 衛生に関する協力組織

市長は、避難場所を開設したときは、県の指導のもとに避難場所における防疫の徹底を図る。

この場合、衛生に関する協力組織を作るよう指導し、その協力を得て防疫の万全を期するものとする。

(2) 給食従事者の健康診断

避難場所等への給食作業に従事する職員については、必ず健康診断を実施しておくものとする。

6 広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、防災行政無線による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

7 その他

法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

第3 防疫用資機材等

1 防疫用資機材

防疫用資機材は、市保有防疫用機器を使用する。市の保有する資機材は、次のとおりである。

品 名	調 達 先	在 庫 場 所	連絡方法	調 達 可 能 量	備 考
ダイナフォッグ消毒機	地域環境課	庁 内	43-1111	26	害虫駆除用
肩掛式噴霧機	"	"	"	2	感染症予防用
動力噴霧機	"	"	"	1	害虫駆除用

2 防疫用薬剤

防疫用薬剤は、市が備蓄しているものを使用する。不足する場合は、県に斡旋要請を行うか、取扱業者から調達する。なお、散布については、自主防災組織の協力を得て行うものとする。

3 応援規定に基づく緊急調達

市内等で必要な防疫用資機材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達の斡旋を要請する。

資料編	○大和高田市と都留市との大規模災害相互援助協定書	P. 412
	○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P. 412
	○災害時における相互援助に関する協定	P. 412

第20節 食料供給計画

災害の発生によって食糧品の確保ができない被災者に対して速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

第1 実施機関

被災者及び災害応急業務に従事する者への食料の確保と炊出し、その他食品の供給等は、市長が実施するものとする。

ただし、災害救助法が適用されたときは知事が市長の補助を受けて行うが、知事から委任されたときは知事の補助機関として市長が行う。

また、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。

第2 災害時における食料の供給

1 供給を行う場合

非常災害発生時における食料の供給は、市長がその災害状況について、必要と認めた場合、知事と協議のうえ実施するものとする。

2 供給の対象

- (1) 被災者に対し炊き出し等による給食を行う必要がある場合
- (2) 災害地における救助作業・急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う必要がある場合

3 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、事情に応じて汁物、乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とする。

4 供給の数量

1人当たりの供給数量は、次のとおりである。

(乾パン、麦製品の米換算率は100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算するものとする)

- (1) 被災者に対する給食は、1食当たり精米換算200g範囲内
- (2) 災害救助、復旧作業に従事する者に対する給食は、1食当たり精米換算300g範囲内
- (3) 乳幼児用粉乳

乳幼児用粉乳については、市内の薬局から調達するものとする。

乳児1日当たり 145g 1回 29g (5回)

幼児1日当たり 52g 1回 26g (2回)

5 食料の調達配給方法

県で定めた「災害時における食糧供給対策実施要領」によるが、その概要は、次のとおりである。

(1) 米穀

市長が米穀販売業者等から調達するものとするが、応急用米穀の調達が不可能な場合及び供給量が不足する場合は、知事に対し応急用米穀の必要数量を通知し、知事又は知事の指定する者より購入するものとする。

なお、災害救助法適用の場合については、災害救助用米穀の引渡し手続に基づき受領するものとする。

(2) パン

市内の製パン業者に事前に連絡して製造を依頼し、調達をするものとする。

(3) 副食・調味料

副食・調味料については、必要に応じて市内の業者から調達するものとする。

資料編	○市内調達業者一覧	P. 325
	○災害時における物資の供給協力に関する協定書（公正屋）	P. 412
	○災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（株式会社ベイシア）	P. 413
	○災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（株式会社オギノ）	P. 413

6 米飯等の炊出し

- (1) 炊出しのための施設は、道の駅つる、給食センター、市内公立学校のうち、給食調理場の施設を有する学校の施設等を必要により利用するものとする。

資料編	○緊急炊出し施設一覧	P. 368
-----	------------	--------

(2) 炊出しの従事者は、各避難所派遣職員をもってあてるほか、協力者として自主防災会、ボランティア等の協力を得るものとする。

(3) 炊出しは、衛生上又は運搬の点などを考慮のうえ、ポリエチレン袋を使うことを原則とするものとする。

7 非常食（おにぎり）の供給

市内に非常食の供給を必要とする災害が発生し、又は市外の災害避難者を受け入れた場合、都留市学校給食会の協力を得ることにより、災害時における避難者の食を確保する。

- (1) 都留市学校給食会は、災害時における市の非常食支援業務の要請に対し、優先して業務を行い、市の災害応急対策活動に積極的に協力するものとする。
- (2) 非常食支援業務は、都留市立学校給食センターを拠点として行うものとする。
- (3) 都留市学校給食会が非常食支援業務を実施するために要した費用は、市が負担するものとする。

資料編	○災害時における非常食支援業務の協力に関する覚書	P. 412
-----	--------------------------	--------

8 給食の期間

給食の期間は、7日を限度とする。ただし、状況によりこの期間を延長することができるものとする。なお、長期にわたることが予測される場合は、通常供給への切り替えを行うものとする。

9 炊出し用燃料等

炊き出し用燃料等については、市内業者の協力を得て確保するものとする。

資料編	○災害時におけるLPガスの供給に関する協定	P. 412
-----	-----------------------	--------

第3 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	○山梨県災害救助法施行細則（別表）	P. 444
-----	-------------------	--------

第21節 生活必需物資供給計画

災害により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、一時の急場をしのぐ程度の生活必需品の給（貸）付は、市長が実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する衣料・生活必需品その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が市長の協力を得て行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。

第2 実施方法

1 納（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 納（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 被服（作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、地下足袋、靴下、サンダル等）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

3 必要物資の把握

市は、被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を、避難所施設管理者である市教育委員会等や自主防災会、ボランティア等の協力を得て防災行政無線を使用し速やかに把握する。

4 生活必需品等の確保

(1) 備蓄物資の供給

市は、被災者への生活必需品等の給与又は貸与が必要な場合、平素から各地区の防災倉庫に備蓄している物資を速やかに供給する。

(2) 市内業者等からの調達

市は、市内農協、都留市商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

(3) 応援協定に基づく調達

上記(1)、(2)でも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、締結市町村等に協力を依頼して、必要な生活必需品を調達する。

(4) 県への応援要請

大規模な災害等により他市町村からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合等には、県に斡旋を要請する。

調達時の留意点

- ① 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。
- ② 季節、被災者の性別・年齢に配慮した物資を調達する。
- ③ 仕分け、配給に時間がかかるよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

○災害時における相互援助に関する協定	P. 412
○災害時における物資の供給協力に関する協定書(綿半Jマート)	P. 412
○災害時における生活物資の供給協力に関する協定書(株式会社ベイシア)	P. 413
○災害時における生活必需物資の調達に関する協定書(株式会社オギノ)	P. 413

第3 救援物資集積所の確保

県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

名 称	所 在 地	連絡先
都留文科大学体育館	都留市田原三丁目8番1号	0554-43-4341

当該施設に搬送された救援物資等は、福祉保健部の職員が中心となって仕分けを行い、避難所等への配達については、市職員だけでは対応が困難な場合は、山梨県トラック協会郡内支部との協定に基づき、山梨県トラック協会郡内支部へ配達依頼を行うものとする。また、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。なお、当該施設に管理責任者（都留文科大学総務課財務担当）を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

避難所常駐市職員、各自主防災会の長、事業所代表等（被災者ニーズの把握）

総務部にて集約

産業建設部
生活必需品、燃料等の調達

福祉保健部
援助物資の仕分け

他市町村・県へ緊急要請

農協、商工会、商店や協定締結業者等へ依頼

山梨県トラック協会郡内支部へ配達依頼

各避難所、各家庭、事業所等へ給（貸）与

資料編 ○災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

P. 413

第4 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

P. 444

第5 災害救助法の適用にいたらない場合の給与

災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害については、「山梨県小災害内規」により、生活必需品の給与及び見舞金等の支給が県により実施されるため、市は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請するものとする。

また、市が災害救助法の適用にいたらない災害によって被害を受けたり災者に対する援助を行う場合は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第16号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年規則第27号）によるものとする。

第22節 給水計画

災害のため飲料水が、口渴し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。

第2 給水活動

1 給水方法

災害により水道水の使用不能の場合には、産業建設部は次により給水活動を実施する。

(1) 搬水による給水

近隣の水道から給水車等を使用して搬水し、緊急給水を実施する。

(2) ろ水機による給水

河川水、プール、耐震性貯水槽等をろ水機によりろ過し、消毒のうえ給水を実施する。

(3) 運搬給水

運搬給水は、拠点給水を原則とし、避難所等の給水拠点に設置されている受水槽へ給水する。この場合、市保有の運搬給水用機器の全てを投入し、なお、不足する場合は、外部公共機関及び民間団体等へ応援を要請するものとする。

給水拠点は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部が指定する小・中学校等の一時収容施設

イ 災害対策本部が指定する医療機関

ウ その他災害対策本部が指定する場所

給水時の留意事項

① 給水の優先順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

② 災害時要配慮者への配慮

一人暮らし高齢者や障がい者等の災害時要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、災害時要配慮者に配慮した給水活動を行う。

(4) 応援協定に基づく緊急調達

必要量の飲料水が確保できない場合は、「災害時における相互援助に関する協定」等に基づき、協定締結市町村から緊急調達し、被災者に供給する。

資料編	○大和高田市と都留市との大規模災害相互援助協定書	P. 412
	○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P. 412
	○災害時における相互援助に関する協定	P. 412
	○日本水道協会山梨県支部災害時相互応援に関する協定	P. 412
	○都留市水道施設に関する災害復旧並びに平常時における修繕業務についての協定書	P. 413

2 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保するものとする。

3 応急給水用資機材等の確保

給水車及び応急給水用資機材は、市保有のものを活用して応急給水を行うものとするが、不足する場合には、市内業者あるいは協定締結市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

資料編	○応急給水用具一覧	P. 369
-----	-----------	--------

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄を行うものとする。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了する場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

3 プール、耐震性貯水槽等の貯留水を浄水器により、ろ過して飲用する場合は、塩素を注入するなど特に水質の保全に努める。

資料編	○耐震性貯水槽設置場所一覧	P. 369
	○浄水器保有状況	P. 372

第4 応急復旧

災害発生後、断水地区に対する初期の給水は、各家庭等の貯留水の有効利用及び運搬給水によるが、極力管路の復旧を早め運搬給水から管路による応急給水に転換するものとする。

1 送・配水管路

管路の復旧作業は、早期通水の立場から管の破壊・継手の離脱等、管路の切断状態の復旧を最優先し、継手漏水等については、通水可能な限り、二次的なものとして扱うこととするものとする。

(1) 送水管

災害により、送水管及び配水幹線に損傷を受けた場合は、配水池の流入弁・流出弁を閉止することによって、とりあえず運搬給水又は時間給水に必要な水量を配水池に確保するが、なお引き続き配水池容量を確保するため、送水管路の復旧作業を優先して行うものとする。

(2) 配水管

配水管の復旧は、原則として配水池・ポンプ場を起点とする主要配水本管・配水本管・配水管・配水補助管の順序で逐次復旧して行く。しかし配水管路の被害件数の大部分は、A. C. P. V. P を主体とする配水小管に発生するものと推定している。

したがって、配水小管は、被害程度により応急復旧に時間のかかるもの等について、臨時配水管(露出)を布設して、早期通水を図るものとする。

なお、橋梁、添架部分の配水管については、橋台と取合道路部分について、年次計画により可撓管の挿入等、予防工事を実施するものとする。

2 ポンプ施設

ポンプ施設については、管路の復旧と同時に運転できるよう復旧作業を行うものとする。

3 給水装置

給水装置の応急復旧は、配水管の応急復旧と併行して道路部分の復旧を行うとともに、給水拠点、その他必要な場所へ応急給水栓の設置を行う。

また、倒壊家庭及び焼失家屋の給水装置についても必要に応じて、止水栓又は給水管の閉止などの応急処置を行うものとする。

資料編	○水道施設状況	P. 373
-----	---------	--------

4 応急復旧活動の実施

復旧にあたっては、被害の状況により市指定水道事業者等の協力を得て実施するものとする。

復旧資材又は復旧作業技術者等が不足する場合には、他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努めるものとする。

資料編 ○都留市指定水道事業者（市内）一覧 P. 327

第5 広報の実施

1 断水時の広報

給水を停止する場合又は断水のおそれが生じた場合は、防災行政無線、広報車等により、市民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

2 応急給水、復旧時期等の広報

応急給水を実施する場合には、防災行政無線、広報車等により給水場所・時間、給水方法等について被災地の住民に周知を図る。

また、復旧の時期についても、随時市民及び関係機関に情報の提供を行う。

第6 市民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、市民に対し家庭内での必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また浴槽等に風呂水を汲み置くなどの措置を行うよう、広報紙等を通じて広報を行う。

第7 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表） P. 444

第23節 教育計画

教育施設又は児童・生徒の被災により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童・生徒に対する学用品の給与など、応急教育を実施するものとする。

第1 実施責任者

市立の学校における災害応急教育は、市教育委員会が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を通知されたときは、市長が市教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中止することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、あらかじめ応急教育の実施予定場所を選定する。

災害の程度	応急教育の実施予定場所
学校の一部が被災したとき	① 特別教室、体育館等の利用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災したとき	① 公民館、公共施設等の利用 ② 隣接学校の校舎の利用 ③ 応急仮校舎の建築

特定の地区全体が被災したとき	① 災害を受けなかった地区の学校、公民館、公共施設等の利用 ② 応急仮校舎の建築
市内の大部分が被災したとき	隣接市町村の学校、公民館、公共施設等の利用

2 教員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 隣接校との操作を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員（欠席）が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に協力を要請し、県において配置するよう努める。

第3 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。

なお、児童・生徒が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切に対処する。

2 児童・生徒への対応

校長は、災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

(1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、あんしんメール等によって保護者に伝えるものとする。

(2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校させるものとするが、低学年児童については、教職員が地区別に付き添う等の適切な措置をとるものとする。

(3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、市教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定するものとする。

3 避難措置

(1) 実施責任者は、校長とする。

(2) 避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、教職員等を必ず付けて誘導する。

- (3) 校長は、避難誘導の状況を逐次市教育委員会に報告し、又は災害対策本部に通報するなどして保護者に通報する。
- (4) 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画を立て、明らかにしておく。
- (5) その他児童・生徒の避難計画は、本章第17節「避難計画」に準じて実施するものとする。

4 健康管理

- (1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。
- (2) 被災児童・生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。
- (3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

5 危険防止措置

- (1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。
- (2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

6 給食等の措置

- (1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急処理を行い給食の実施に努める。
- (2) 状況によっては、近隣の給食実施校から給食の応援や、給食物資、作業員等の応援を依頼し、給食の実施に努める。
- (3) 学校が住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊出しの用にも供されるため、学校給食及び炊出しの調整に留意する。
- (4) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

7 その他

学校内に避難所が開設された場合、校長は市及び教育委員会との事前協議に基づき避難所の管理運営を支援するものとする。

第4 学用品等の確保

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて行うものとする。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

P. 444

第24節 廃棄物処理計画

都留市災害廃棄物処理計画に基づき、被災地におけるごみの収集及びし尿、災害廃棄物（がれき）、へい獣の処理等について「処分量の削減」「再資源化」を念頭に、速やかに実施し、処理の早期完了を目指し環境衛生の万全を図るものとする。

第1 実施機関

市長は、被災地における清掃業務を実施するものとする。ただし、市のみで実施することが困難な場合は、県及び隣接市町村の応援を要請して行う。

第2 清掃方法

1 ごみの収集処分の方法

食物の残廃物を優先的に収集し、処分は焼却場で行うものとする。

ごみ処理施設

設置場所	管理社名	処理能力	処理方法
大月市初狩町 中初狩3274番地	大月都留広域事務組合	104t／24H	全連続燃焼式焼却炉
		7t／5H	粗大ごみ処理
		8t／5H	不燃ごみ処理

ごみ収集運搬車

車別	種別	台数	積載量	車名	備考
特殊	普通貨物四輪	1	2t	ダンプトラック	地域環境課

2 市民への啓発・広報

災害時において、廃棄物の適正処理を確保する上で、排出時における分別の徹底が必要であるので、日頃より市民へ啓発を行う。

3 輪番停電時の対応

災害の発生後、輪番停電が明らかになった場合においては、速やかに大月都留広域事務組合における一般廃棄物処理施設の運用方法を把握した上で、ごみの収集方法等を定め、市民に周知する。

4 し尿収集の方法

(1) 収集不能地域に対する容器等の配布

くみ取り車、運搬車によることができない地域については、容器の配布等適切な方法を考慮するものとする。

(2) くみ取りの制限

り災地での処理能力が及ばない場合は当面の処置として、便池容積の2～3割程度のくみ取りを全戸に行い各戸の便所の使用を可能にするよう配慮するものとする。

(3) し尿の処分はし尿処理施設で処理することを原則とするが、必要に応じ、一定の地下投棄等特別に簡易処理場を作るものとする。

し尿処理施設

設置場所	管理社名	処理能力	処理方法
田野倉 1130 番地	大月都留広域事務組合	92Kl／日	低希釈二段活性汚泥処理方式

第3 野外仮設トイレの設置

被災地における仮設トイレの設置は、産業建設部が担当し、漏えい等により地下水を汚染しない場所を選定し、早急に設置するものとする。

なお、閉鎖にあっては、消毒実施後完全に埋め立てする。

第4 災害廃棄物処理

1 発生量の把握

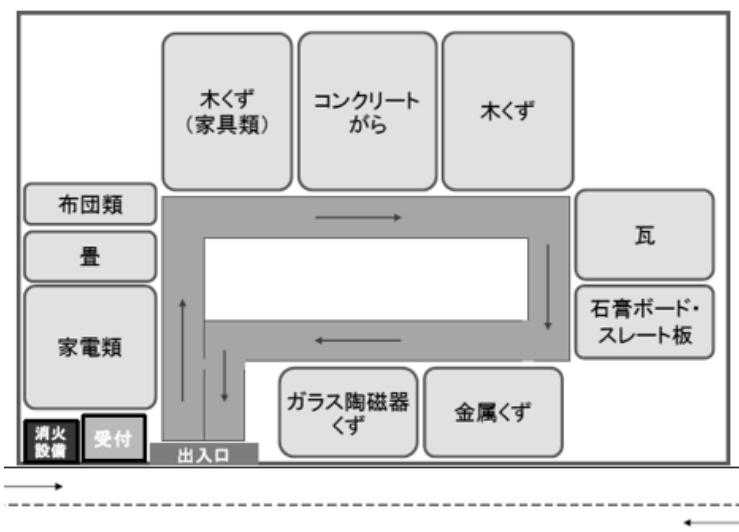
大規模災害発生時においては、倒壊家屋など大量の災害廃棄物が発生するため、被害の状況から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な機材や仮置場を確保する。

2 仮置き場の確保

災害時において発生する倒壊家屋など災害廃棄物は、処理に長時間を要するため仮置き場を確保する。

仮置き場候補地

候補地	所在地	面積
有限会社 上田屋商会	鹿留岩下上 3293-1	約 3,000 m ²
田野倉旧焼却施設跡地	田野倉 1130	約 1,843 m ²
大平 リニア高架下	朝日馬場唐菅 1214 番地 5	約 2,345 m ²
第一石産運輸株式会社	下谷姥沢 2809-1	約 1,539 m ²



3 分別収集体制の確保

災害時において大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するためには、排出時における分別の徹底が必要であるので、分別収集体制の確保を図る。

4 がれきのリサイクル

応急活動後、市は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

第5 死亡獣畜の処理

死亡した家畜（牛、馬、豚等）の処理は、家畜処理取扱所で行うほか、適当な場所に集めて集中焼却を行うものとする。

第6 応援協力要請

市のみでは廃棄物の処理業務が不可能又は困難な場合は、県、他市町村に応援を要請し、速やかに収集・処理を行う。

また、市は、あらかじめ民間の清掃業者、し尿処理業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

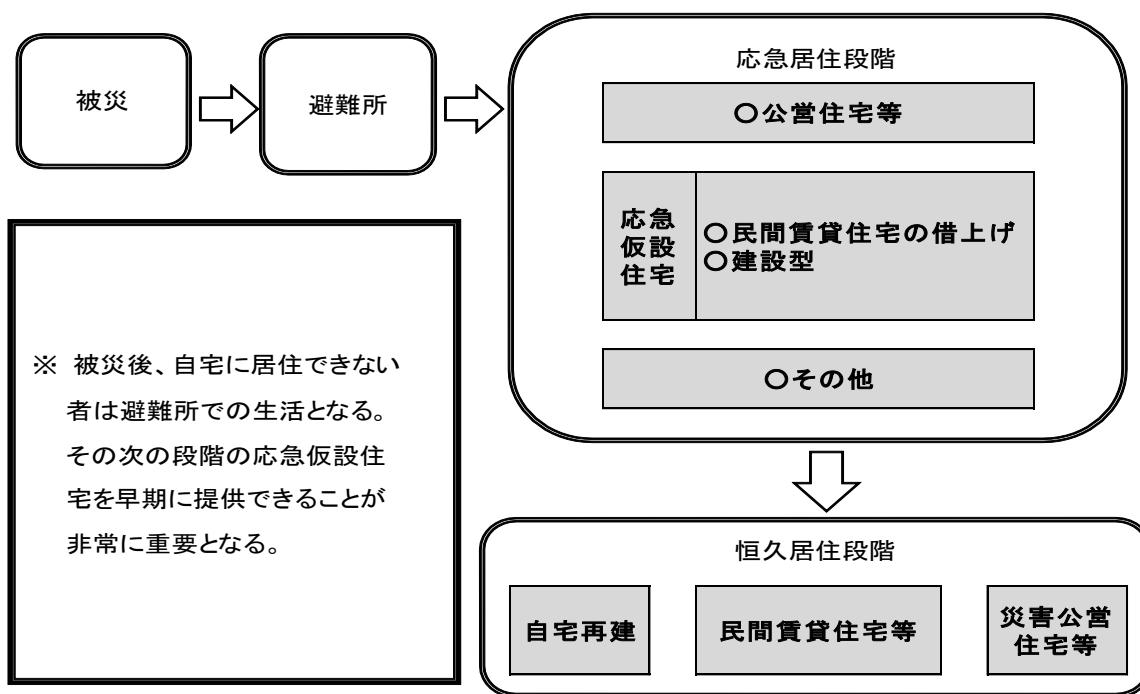
第25節 応急仮設住宅等の供給及び住宅の応急修理計画

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅等（公営住宅・民間賃貸住宅・建設型住宅）を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 応急仮設住宅等の位置づけ

災害救助法が適用される大規模地震や風水害等が発生し、被災者の居住の安定を図るための応急仮設住宅等が必要となった場合、県と連携し、迅速かつ的確に応急仮設住宅等を供給できるようにする。

1 災害発生から復興期までの期間の応急仮設住宅等の位置づけと役割



2 応急仮設住宅等の供給手順

(1) 住宅被害状況及び応急仮設住宅のニーズの把握 (市)

市は市役所・各避難所にてニーズを把握し、公営住宅等の空き住戸活用の検討後、必要に応じ借り上げによる必要戸数と建設による必要戸数を県へ伝える。

(2) 公営住宅等の空き住戸活用の検討 (市・県)

市営住宅、県営住宅等の入居可能戸数の確認を行い、空き住戸の利用を検討する。

(3) 借上げ応急仮設住宅の検討 (県・関係団体)

公営住宅等の空き住戸のみで必要戸数に満たない場合、県へ借り上げ可能な民間賃貸住宅戸数等を確認し「借上げ応急仮設住宅対応マニュアル」に従い準備を行う。

(4) 応急仮設住宅建設の検討 (市・県・関係団体)

- ア 公営住宅等の空き住戸、借上げ応急仮設住宅で必要戸数に満たない場合、確保されている建設可能用地の現場確認を行い、用地を選定し、県と協議の上、建設戸数、建設地の選定を行う。
- イ 応急仮設住宅の建設は県で行うため、市では入居者の募集・受付の準備を進める。

第2 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅等の供給及び住宅の応急修理は、市長が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を通知された場合は、市長が行うものとする。

第3 実施方法

1 供与及び修理の対象者

(1) 応急仮設住宅等を供与する被災者

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

(ア) 特定の資産のない失業者

(イ) 特定の資産のないひとり親家庭

(ウ) 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者

(エ) 特定の資産のない勤労者

(オ) 特定の資産のない小企業者

(カ) (ア)から(オ)までに準ずる者

(2) 応急修理を受ける者

ア 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

ウ 応急仮設住宅等へ入居しない者

2 設置場所の選定・確保

(1) 選定

応急仮設住宅等の供給にあたっては、第一に市営及び県営の公営住宅等の空き住戸の活用を検討する。公営住宅等のみでは不十分な場合、借上げ応急仮設住宅の検討を行う。また、それでも必要戸数の確保が困難な場合については応急仮設住宅の建設を行う。

借上げ応急仮設住宅の借り上げ可能な民間賃貸住宅については県へ確認を行う。

応急仮設住宅の供給場所、特に建設を行う場合の建設場所の選定にあたっては、次の事項等に留意して選定するものとする。

なお、応急仮設住宅の建設は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合は私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議する。

ア 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

イ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所

ウ 被災者の生業の見通しがたつ場所

エ がけ崩れ等の二次災害のおそれがない場所

(2) 確保

災害発生時において迅速に応急仮設住宅等を供給するためには、事前に対象となる住戸や建設可能な用地を確保しておくことが必要である。特に建設用地については一団の広い用地が必要なため、市は、応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するための調査を毎年実施し、県へ報告し、協議する。なお、市内の建設予定地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地	面 積 (m ²)	建設可能戸数 (戸)
住吉球場	法能 379 番 1	16,349	160
樂山球場	上谷 1941 番	40,668	200
やまびこ競技場多目的グラウンド	上谷 2026 番	10,043	47
水沼グラウンド	朝日馬場 130 番 1	4,910	53
大輪スポーツ広場	小形山 3220 番	6,120	60
鹿留運動場	鹿留 1463 番 2	4,162	40
下谷体育館駐車場	下谷四丁目 1196 番 1	1,498	9

3 建設地の選定及び建設資機材、業者の確保

応急仮設住宅の建設については、市が用地を選定し、県が建設事業者等の協力により建設を行うものとする。災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県と連携をとり他自治体へ応援の要請をする。なお、応急仮設住宅の建設用地を選定する際、高齢者・障がい者・妊産婦等の災害時要配慮者に配慮するよう努める。

資料編 ○市内建設業者一覧

P. 323

4 入居者及び修理対象者の選考

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考は、産業建設部が行うものとする。選考にあたっては、障がい者や高齢者等の災害時要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員児童委員等の意見を聴く等、公平な選考に努める。

5 管理及び処分

(1) 応急仮設住宅等は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設住戸であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(2) 応急仮設住宅等は、その目的が達成されたときは、返還又は譲渡・解体撤去の処分を速やかに行う。

第4 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○ 山梨県災害救助法施行細則（別表） P. 444

第26節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を捜索し、又は救出してその者の保護に万全を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者の救出は、原則として市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行い、知事から実施を通知された場合には市長が行うものとする。

第2 救出の対象者

災害のため、家屋流失の際ともに流されたり、地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合など生命、身体が危険な状態にある場合とする。

第3 救出の方法

1 救出班の編成

- (1) 救出活動は、消防部を中心とした市職員、消防団員をもって救出班を編成し、市保有の救出資機材等を活用して実施する。必要により自主防災組織等の協力を依頼する。
- (2) 被災者の救出に当たっては、特に大月警察署に協力を要請するとともに、常に緊密な連携のもとに救出に当たるものとする。
- (3) 負傷者の応急手当を必要とする場合は、都留医師会など医療関係機関の協力を得るほか、本章第18節「医療・助産計画」の定めるところにより実施する。

2 救出資機材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出資機材、要員が確保できない場合は、市内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

3 関係機関等への要請

災害が甚大で、市内ののみの動員又は市にある資機材では救出が困難な場合は、「災害時における相互援助に関する協定」等に基づき、締結市町村から必要な救助要員や救出資機材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

資料編	○災害時相互援助協定連絡表	P. 411
	○大和高田市と都留市との大規模災害相互援助協定書	P. 412
	○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P. 412
	○災害時における相互援助に関する協定	P. 412

第4 地域住民による初期活動

1 救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときは、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに市及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救出活動に積極的に協力する。

3 災害時要配慮者への救護

地区に住む高齢者、独居老人や障がい者等の災害時要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行い、災害時要配慮者の安全確保を図る。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	○山梨県災害救助法施行細則（別表）	P. 444
-----	-------------------	--------

第27節 死体の搜索（処理）及び保護並びに火葬計画

大規模な災害により死亡した者や行方不明者に対して、防災関係機関との相互連携により、搜索、処理、火葬等を速やかに行い、被災地の民心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

死体の搜索、処理及び火葬は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を通知された場合には市長が実施するものとする。

死体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び死体の搜索

1 行方不明に関する相談窓口の設置

家族から行方不明の問い合わせ等について、市は市民班に相談窓口を設置し、大月警察署と連携を図りながら、行方不明に関する問い合わせ等に対処するものとする。また、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴など必要事項を記録する。

2 搜索活動

搜索活動は、各方面支部職員、消防団のほか大月警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び行方不明者の搜索中に死体を発見したときは、市本部及び大月警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 搜索の依頼

死体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び死体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

第3 死体の検案

1 検案の実施

- (1) 死体の検案は、原則として医療救護班の医師が実施するものとする。
- (2) 洗浄、縫合、消毒等死体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施するとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

2 死体の輸送

警察官による検視（見分）及び医療救護班による検案を終えた死体は、本部長が指定する死体収容（安置）所に輸送するものとする。

第4 死体の収容、安置

1 身元確認

大月警察署、自主防災会等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め死体を引渡す。身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

2 死体収容（安置）所の開設

本部長は、公共建物、寺院又は公園など死体収容に適当な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設するものとする。

死体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイスなど必要機材を確保する。死体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

第5 火葬

1 火葬の実施基準

死体について、遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が火葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬を行う。

2 火葬の実施方法

- (1) 火葬は、都留市火葬場（ゆうきゅうの丘つる）において行うものとするが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他市町村の施設へ搬送して火葬を行う。
- (2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時的に保管を依頼し、縁故者が判り次第引き渡す。

第6 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

P. 444

第28節 障害物除去計画

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図り、あるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置するものとする。

第1 実施責任者

- 1 障害物の除去は、市が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を通知されたときには市長が行うものとする。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第2 障害物除去の要領

1 住宅障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの

ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの

エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

市は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえで、除去の順位を決定する。

2 道路等の障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、市指定緊急輸送道路（本章第14節「緊急輸送計画」参照）など重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

第3 実施方法

障害物の除去は、産業建設部が担当し、市内建設事業者等に請負わせて速やかに実施する。

市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

第4 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、大月都留広域事務組合において処理するものとするが、大規模災害時においては、交通に支障のない、また住民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積するものとし、適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	○山梨県災害救助法施行細則（別表）	P. 444
-----	-------------------	--------

第29節 電気施設応急対策計画

災害時の電気供給のための応急対策は、東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）の計画によるものとするが、おおむね次のとおりである。

第1 防災体制

1 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非 常 態 勢 の 条 件
第 1 非 常 態 勢	<ul style="list-style-type: none">・災害の発生が予想される場合・災害が発生した場合
第 2 非 常 態 勢	<ul style="list-style-type: none">・東海地震注意情報が発せられた場合・大規模な災害が発生した場合 (大規模な災害の発生が予想される場合を含む。)
第 3 非 常 態 勢	<ul style="list-style-type: none">・大規模な災害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合・警戒宣言が発せられた場合・県内並びに首都圏で震度6弱以上の地震が発生した場合

2 災害対策組織

災害が発生した場合、山梨総支社内に災害対策本部を、支社に同支部を設置する。

第2 応急復旧対策

1 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電機車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

2 設備の予防強化

(1) 洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急施設を講じる。

(2) 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じる。

3 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

4 災害時における広報

次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車等により直接当該地域に周知する。

(1) 感電事故及び漏電による出火の防止

(2) 電力施設の被害状況、復旧予定等

5 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

第30節 危険物等応急保安対策計画

危険物等の施設が近隣の地震災害により、危険な状態となった場合は、関係事業者は直ちに次の応急措置を講じるものとする。

また、上記の事態を発見した者は、直ちにその旨を警察、消防等関係機関へ通報するものとする。

第1 火薬類の応急対策

1 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを速やかに移し、その周囲に適當な境界さく及び「立入禁止」等の警戒札を設け、かつ見張人を付けること。

2 運搬道路が危険である場合又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水中に沈める等の安全上の措置を講ずること。

3 前記の措置によらない場合には、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、かつ必要に応じて付近の住民に避難するよう警告すること。

4 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときは、災害防止の応急措置を講ずるとともに警察官に通報すること。

第2 高圧ガスの応急対策

1 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。

2 充填容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。

- 3 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転者は、消防機関、警察機関及び荷受人等へ通報するものとする。
また、このほか高圧ガス地域防災協議会防災事務所の専門的技術要員の応援を得て、災害の拡大防止活動を行うものとする。
- 4 事務所、消費先等において、応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行うものとする。

第3 危険物の応急対策

- 1 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに状況に応じ、施設の電源は保安経路を除いて切断すること。
- 2 危険物施設の管理者等は、危険物の取り扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類流失防止、防油堤の補強等の措置を講ずること。
- 3 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請をすること。
- 4 危険物運搬車両の運転者等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したとき、又はそのおそれがある場合は、災害防止の応急措置を講ずるとともに消防、警察等関係機関に速やかに通報すること。
- 5 市は、引火、爆発又はそのおそれがあると認められる場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、警戒区域を設定するとともに付近住民に対し、避難等の指示をすること。
- 6 市は、火災の状況、規模及び危険物の種類により消火用薬剤の収集、化学車の出動等の措置をとる。

第4 毒物劇物の応急対策

毒物劇物施設の管理者等は、保健所、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講ずるものとする。

- 1 毒物劇物による汚染区域拡大防止のため、危険区域を設定して、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。
- 2 状況に応じて交通遮断、緊急避難、一般住民に対する広報活動等を行うこと。
- 3 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行うこと。
- 4 飲料水等が汚染した時又はそのおそれがある場合は、下流の水道取水地区管理者、井戸水使用者等に通報すること。

放射性物質の管理者等は、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

- ア 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して避難するよう警告する。
- イ 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し医療施設へ収容する。
- ウ 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講ずる。
- エ 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に棚、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の立ち入りを禁止する。
- オ 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

第5 放射性物質の応急対策

放射性物質の管理者等は、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講ずるものとする。

- 1 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して避難するよう警告すること。
- 2 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し、医療施設へ収容すること。

- 3 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講ずること。
- 4 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に棚、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の立ち入りを禁止すること。
- 5 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じること。

第31節 日本郵政グループの災害復興支援

日本郵政グループは、天災その他非常災害発生時に被害に遭われたお客さまに対する非常取り扱いなどの支援を実施する。詳細は、報道発表により行う。

第1 郵便関係

- 1 被災者の救助などを行う団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除
- 2 被災者への郵便はがきなどの無償交付
- 3 被災者が差し出す郵便物の料金免除

第2 資金関係

- 1 被災地支援のための日本赤十字社、社会福祉法人中央共同募金会、地方公共団体の振替口座宛ての災害義援金の無料送金
- 2 資金通帳紛失時の通常貯金などの払い戻し

第3 保険関係

- 1 保険料払込猶予期間の延伸
- 2 保険金などの非常即時払い

第32節 民生安定事業計画

第1 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、被災者の自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、財団法人都道府県会館被災者生活再建支援金部(被災者生活再建支援法人)から被災者生活再建支援金が支給される。

1 適用基準

- (1) 対象となる自然災害
 - ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市における自然災害
 - イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市における自然災害
 - ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害
 - エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市であって、ア～ウに規定する区域に隣接する市における自然災害

オ ウ又はエの都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口10万人未満に限る)で、ア～ウの区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万未満のものに限る)の区域であって、その自然災害により5(人口5万未満の市町村にあっては、2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

(2) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 災害が継続し、長期(概ね6ヶ月程度以上)にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯(長期避難世帯)

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯

2 支給条件

(1) 被災者生活再建支援金の支給条件

支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援額の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	支給限度額	
	複数世帯	単身世帯
全壊世帯(法第2条第2号イ)	100万円	75万円
解体世帯(法第2条第2号ロ)	100万円	75万円
長期避難世帯(法第2条第2号ハ)	100万円	75万円
大規模半壊世帯(法第2条第2号ニ)	50万円	37.5万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単身世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯(法第3条第2項第1号)	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯(法第3条第2項第2号)	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯(公営住宅を除く)(法第3条第2項第3号)	50万円	37.5万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

3 市の事務

市は、被災世帯が円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告するものとする。なお、被害状況を把握するにあたって、被災世帯の個人情報の保護に十分配慮するものとする。

- (1) 市名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- (2) 災害の原因及び概況
- (3) 住宅に被害を受けた世帯の状況(全壊・全焼・全流出、半壊・半焼及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等)

(4) その他必要な事項

第2 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度（山梨県・県内市町村による支援制度）

山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた県内世帯の生活の早期再建を支援するため、これらの世帯に対し山梨県・市町村被災生活再建支援金を支給する。（※国の被災者生活再建支援法が適用されない場合のみ）

1 適用基準

(1) 対象となる自然災害

山梨県内において、住宅全壊被害が1世帯以上発生した自然災害とする。ただし、被災者生活再建支援法が適用される世帯を除く。

また、ここでいう、自然災害とは被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に定める自然災害をいう。

(2) 被災世帯

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。）

オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。）

(3) 支給対象世帯（法第2条第2項の規定の例による）

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 災害が継続し、長期（概ね6ヶ月程度以上）にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯

オ 住宅が半壊し、居室の窓、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯

2 支給条件

(1) 山梨県・市町村被災生活再建支援金の支給条件

支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援額の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	支給限度額	
	複数世帯	単身世帯
全壊世帯(法第2条第2号イ)	100万円	75万円
解体世帯(法第2条第2号ロ)	100万円	75万円
長期避難世帯(法第2条第2号ハ)	100万円	75万円
大規模半壊世帯(法第2条第2号ニ)	50万円	37.5万円
中規模半壊世帯(法第2条第2号ホ)	支給なし	支給なし

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	支給額			
	複数世帯		単身世帯	
	全壊・ 大規模半壊	中規模半壊	全壊・ 大規模半壊	中規模半壊
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 (法第3条第2項第1号)	200万円	100万円	150万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯 (法第3条第2項第2号)	100万円	50万円	75万円	37.5万円
居住する住宅を賃借する世帯(公営住宅を除く) (法第3条第2項第3号)	50万円	25万円	37.5万円	18.75万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

3 支援金の財源・負担額

- (1) 支援金は、山梨県の予算から支出するものとする。
- (2) 支援金支給に係る市の負担額割合は、1/2とする。ただし、同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される場合で、法適用とならない市町村の被災世帯主に対して山梨県が支援金を支給する場合の市の負担額は、1/3とする。

支援金支給に係る負担割合

	県内で法適用がある場合	県内で法適用がない場合
国	1/3 (特別交付税適用)	—
県	1/3	1/2
市町村	1/3	1/2

- (3) 山梨県は、当年1月から12月までに支給した支援金の総額を集計し、市の負担額を明示し、負担金を請求するものとする。
- (4) 市は、山梨県から請求を受けた後、翌年4月末日までに、請求のあった年度の山梨県の会計に自己の負担金を納付するものとする。

4 市の事務

- (1) 市は、「災害の認定被害基準について」(平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)その他の関係通知等に基づき行う。
 - (2) 市は、被災世帯が円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告するものとする。なお、被害状況を把握するにあたって、被災世帯の個人情報の保護に十分配慮するものとする。
- ア 市名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
イ 災害の原因及び概況

ウ 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊・全焼・全流出、半壊・半焼及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）

エ その他必要な事項

(3) 支援金の申請にあたり、市は、被災世帯主と県の仲介となり支援金支給申請書（要綱中様式第1号）を始めとする関係書類を山梨県に提出するものとする。

ア 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書

イ 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、支援金を振り込む口座を確認できる部分の写し

ウ 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる住家被災市町村の発行する罹災証明書及び住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他のこれらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類

エ 加算支援金の支給を申請するときは、前3号に加え住宅を建設、購入、補修若しくは賃貸したこと、又はしようとすることが確認できる契約書等の写し

オ その他、甲が指示する書面等

第3 中小企業金融対策

融資は、次のとおりである。

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による災害関係保証の特例

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	使途	限度額	利率	期間	担保等	備考
日本政策金融公庫 甲府支店 中小企業事業(代理店) 山梨中央銀行 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	災害救助法発動地域のうち、公庫、金庫が特に指定した地域に所在する直接受けた直接又は間接に被害を被った中小企業者		既往貸付の残高に拘らず (直貸) 一般15,000万円以内 組合45,000万円以内 (代理貸) 一般7,500万円以内 組合22,500万円以内	基準利率 但し、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	設備資金 15年以内 (2年以内の措置期間を含む。) 運転資金 10年以内(2年以内の措置期間を含む。)	担保及び保証人の徴求にあたっては、個別中小企業の実情に応じ、彈力的に取り扱う	特別利率を適用する場合は市町村長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要。
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業(代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害貸付			(1)一般貸付 各融資制度の融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2)特別貸付 各融資制度の融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (3)生活衛生貸付 一般貸付または振興事業貸付の融資限度額に1災害3,000万円(組合等は5,000万円)を加えた額	各融資制度に定められた利率(代理貸付については基準利率) ただし、特定の激甚災害の場合はその都度定める。	(1)一般貸付 10年以内(2年以内の措置期間を含む) (2)特別貸付 各融資制度に定められた期間内 (3)生活衛生貸付 運転資金 10年以内(2年以内の措置期間を含む) 設備資金 各融資制度に定められた期間内(2年以内の措置期間を含む)		1直接被害者は原則として市町村長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要。 2災害の発生した日から6ヶ月目の月末まで。

商工組合中央 金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害 復旧 資金		定めなし	商工中金所 定の利率	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 (各3年以内の 据置期間を含 む。)		
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	経済 変動 対策 (経済 危機・ 災害 復旧 関係)	政令で 指定する被災 区域又は被災 区域外に所在 する直接又は間接 に被害を被った 中小企業者	事 業 資 金	設備資金5,000万円 運転資金5,000万円 (一企業限度額 5,000万円)	1.40%	設備資金 10年以内 (うち1年以内の 据置期間を 含む。) 運転資金 10年以内 (うち1年以内の 据置期間を 含む。)	金融機関 又は信用 保証協会 の定める ところに よる 直接被害者 は原則とし て市町村長 の発行する 証明書が必 要。

1 信用保証について

法令に基づき指定された被災地区域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者に対する災害関係保証の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 災害関係保証に係る中小企業者 1人当りの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

第4 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度（建築住宅課）貸付利率

1 新築住宅 400万円、18年償還（内3年据置） 災害発生時の公庫の基準金利と同率

2 改修住宅 200万円、11年償還（内1年据置）

※ 住宅金融公庫と併せ貸し

第5 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、概ね次のとおりである。

1 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量 30%以上で、その損失額が平年農業総収入の 10%以上の被害農業者及び林産物損失額 10%以上又は林産施設損失額 50%以上の被害林業者で市町村長の認定を受けた者及び、在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の用途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金

貸付限度額	(被害農林業者の経営に必要な資金) 農林業者 個人 200 万円、法人 2,000 万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は 500 万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は 2,500 万円）の範囲内の政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人 250 万円、法人 2,000 万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は 600 万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は 2,500 万円）の範囲内の政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 (被害組合の運営に必要な資金) 農協、同連合会等 農協 2,500 万円（連合会 5,000 万円） 激甚災害の場合、農協 5,000 万円（連合会 7,500 万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平年総収入の 50% 以上の者）に対しては年 3 % 以内、他の者に対しては年 6.5 % 以内又は年 5.5 % 以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農休業者は 6 年以内、他は 5 年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については 7 年以内
資金源	農協又は金融機関

2 農林漁業セーフティーネット資金(日本政策金融公庫資金) (令和 6 年 12 月 18 日現在)

借入対象者	認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者、地域における継続的な農地利用を図る者、集落営農組織
資金の使途	災害被害、法令に基づく行政処分、社会的・経済的環境の変化等により、農林漁業経営の再建、経営の維持安定に必要な資金
限度額	600 万円 ただし、簿記記帳を行っている場合、年間経営費の 6/12 又は粗収益の 6/12 に相当する額のいずれか低い額
貸付利率	年 0.85~1.40%
据置期間	3 年以内
償還期限	15 年以内
融資機関	日本政策金融公庫

第 6 災害援護資金等貸与計画

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び寡婦福祉資金
対象者	低所得世帯	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯（所得制限あり）	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	制限なし
資金の種別	福祉資金 (災害援護資金)		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150 万円以内	350 万円以内	住宅 200 万円以内 事業開始 258 万円 事業継続 129 万円
貸付期間	7 年以内 (うち災害状況に応じて 2 年以内の据え置き)	10 年以内 (うち 3 年据置)	住宅 6 年以内 2 年据置 開始 7 年以内 2 年据置 継続 7 年以内 2 年据置

償還方法	月賦等	年賦、半年賦又は月賦	半年賦
貸付利率	年 1.5% (保証人がいる場合は無利子)	年 1.5% (保証人がいる場合は無利子)	年 3%
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	市町村（県は全額市町村に貸与、国はそのうち3分の2を貸与する）	県

第7 義援金品募集配分計画

被災者、被災施設等に対する地域社会からの義援金品の募集及び配分等については、おおむね次により行うものとする。

1 実施機関

義援金品の募集及び配分は、次の関係機関団体等をもって協議会を構成して実施するものとする。

県、市、日本赤十字社都留市地区、社会福祉協議会、共同募金会都留市支会、婦人会、報道機関、その他の関係機関、団体

2 義援金品の募集及び配分

義援金品の募集及び配分は、協議会において被害の程度、範囲及び発生した災害の市内市外の別に応じて、その方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら実施するものとする。

3 義援金品の募集及び配分結果の公表

協議会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表するものとする。

第8 労働力確保計画

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を次のとおり行うものとする。

1 県、他市町村長への応援要員

県や他市町村長への応援要請による職員の確保、また応援協定に基づく必要な職員の確保については、本章第4節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

2 労働力の確保

市長は、富士吉田公共職業安定所都留出張所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力するものとする。

3 災害応急対策求人について

(1) 雇上げ方法

市長又は防災関係機関の長は、当該機関の所在地を管轄する富士吉田公共職業安定所都留出張所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込みを行うものとする。

ア 職種的所要求人の数

イ 作業場所及び作業内容

ウ 作業時間、賃金等の労働条件

エ 宿泊施設の状況

オ 必要とする機関

カ その他必要な事項

(2) 費用

災害応急対策に富士吉田公共職業安定所都留出張所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基とする。

第9 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

また、県が、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、県から被災者に関する情報の提供を受けるものとする。

被災者台帳に記載する内容は、次のとおりとする。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 電話番号その他の連絡先
- 6 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 7 住家の被害その他市が定める種類の被害の状況
- 8 被災者台帳の情報開示に関する同意の有無
- 9 署名証明の交付の状況
- 10 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- 11 その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

第4章 水防計画

第1節 総 則

水防法（昭和24年法律第193号）第3条及び第33条に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって市内各河川の洪水を警戒・防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。なお、水防計画に河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

第1 都留市水防計画の大綱

- 1 水防本部の組織及び編成に関すること。（非常配備）
- 2 水防活動に関すること。（避難指示も含む。）
- 3 消防団に関すること。（水防信号も含む。）
- 4 重要水防箇所及び監視に関すること。
- 5 水防器具・資材及び設備の整備と輸送に関すること。
- 6 水防作業に関すること。
- 7 通信連絡に関すること。
- 8 雨量・水位の観測及び通報に関すること。

第2節 水防組織

第1 警戒・防御区域及び団体組織

水防管理団体は、水防事務を処理するため水防本部を組織しておくものとする。

その区域内の河川等水防を必要とするところを警戒・防御し、資料編に掲げる水防団を組織しておくものとし、水防に關係ある気象の予報・注意報・警報等により洪水のおそれがあると認められたときから、洪水等の危険が解除されるまで事務を処理する。

ただし、都留市災害対策本部が開設されたときは、その組織に統合されるものとする。

資料編	○水防管理団体及び組織一覧	P. 386
	○水防組織系統図	P. 389

第3節 水防機構

水防法第10条の規定により気象状況の通知のあったとき、又は洪水による危険が解消されるまでの間においては、水防本部を設けて資料編に掲げる組織系統図及び事務分担表により業務を処理する。

資料編	○水防組織系統図	P. 389
	○水防業務分担表	P. 390

第4節 重要水防区域及び危険箇所

重要水防区域及び危険箇所は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	○重要水防区域及び危険箇所一覧	P. 391
-----	-----------------	--------

第5節 資機材の整備と輸送の確保

第1 設備資機材の整備

1 水防倉庫及び資機材は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	○水防倉庫資材備蓄状況	P. 384
-----	-------------	--------

2 資材確保のため水防区域近在の竹木等を調査するとともに、各農家農業関係倉庫等の手持量を調査し、資材業者を登録し、緊急時の補給に備えること、また備蓄資材の使用又は損傷により、不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

第2 輸送の確保

1 水防本部は、県水防本部、富士・東部建設事務所、富士・東部地域県民センター、警察署及び管内からの通報に基づいて、状況に従い通行路線を決定し輸送の正確を図る。

2 水防本部は、管内の重要水防区域についてあらゆる状況を推定し、次のような輸送経路見取図を作成し富士・東部建設事務所に提出しておくものとする。

(1) 付近略図に道路幅員、その他通路のわかる輸送機構図

(2) 万一に備えた多角的輸送路の選定図、なお水防本部には四輪トラック等を配備し、輸送の万全を期する。

第6節 気象水位降雨状況の観測通報連絡

水防本部は、県水防本部、富士・東部建設事務所その他の機関より、通報を受けたとき、又は気象の状況等により相当の降雨が認められたときは、富士・東部建設事務所と緊密な連絡をとり、水位状況を観測するものとする。

第1 通報方法

水位の報告は観測場所、日時、増減の傾向見込等を電話で直接通報する。

第2 降雨量の測定と通報

降雨量の測定は、都留市消防署、富士・東部建設事務所、東京電力ホールディングス（株）鹿留・川茂の発電所の測定により、その測定の結果を電話等で直接通報し、本部で記録する。

第3 水位観測所

水位観測所は、資料編に掲載のとおりである。

資料編	○水位観測所一覧	P. 385
-----	----------	--------

第7節 出動及び作業

第1 水防管理団体の非常配備

1 水防管理者が管下の水防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- (2) 緊急にその必要があるとして知事から指示があつた場合

〈本部員の非常配備〉

本部員の非常配備については、県水防本部の非常配備に準ずるものとして、水防管理者はあらかじめその態勢を整備しておくものとする。

2 水防団に対する非常配備

- (1) 待機

水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努める。また一般団員は、次のような場合直ちに待機するものとする。

- ア 洪水予報が発せられたとき。
- イ 県水防本部が待機の状態に入ったとき。

- (2) 準備

消防署職員及び水防団の団長並びに幹部団員は所定の場所に集合し、資材の整備点検、作業人員の配備計画等にあたり、水防上危険な工作物のある箇所へ団員を派遣し、水位観測、堤防監視等のため一部の団員を出動させる。

準備命令は、おおむね次の状況の際に発するものとする。

- ア 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。
- イ 水防警報が通知されたとき。
- ウ 自ら必要と認めたとき。

- (3) 出動

水防団の一部又は全員が所定の詰所に集合し、警戒配置につく。出動命令はおおむね次の状況の際に発するものとする。

- ア 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- イ 水防警戒（出動）が発せられたとき。
- ウ 自ら出動の必要を認めたとき。

3 報告

水防管理者は、次の場合、富士・東部建設事務所に報告する。

- (1) 警戒水位に達し、又はそれ以外の場合において、水防団及び消防機関が出動したとき。
- (2) 危険が増大して水防作業を開始したとき。
- (3) 堤防その他の異状を発見したとき。

第2 水防作業

1 水防工法

2 水防上の心得

- (1) 水防団員は出動前によく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- (2) 作業中は終始敢闘精神をもち、上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
- (3) 作業中は、私語を慎み言語に注意し、特に夜間は「越水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。

- (4) 命令及び情報の伝達は、特に迅速・正確及び慎重を期し、みだりに人心を動搖させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるよう心掛けること。
- (5) 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滯水時期にもよるが、大体水位が最大のとき、又はその前後である。しかし、のり崩れ・陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水の4分の3位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に通過するまで警戒を厳にすること。

第3 水防標識、身分証明及び腕章

水防作業を正確、迅速かつ規律正しくとらせるため、標識を定める。

資料編 ○水防標識、身分証明書及び腕章

P. 393

第4 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は、次表のとおりである。

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	量水標の水位が警戒水位に達し、なお増大のおそれがあることを知らせるもので水防関係者が待機し、資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○一休止 ○一休止 ○一
第2信号	水防機関に属する全員が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○一休止 ○一休止 ○一
第3信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○一休止 ○一休止 ○一
第4信号	必要と認める区域の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○一休止 ○一

(注) 1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも差し支えない。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第5 決壊の通報

- 堤防等が破堤した場合、水防管理者は速やかに地区住民、富士・東部建設事務所長、大月警察署長に通報するものとする。
- 一般住民への通報は、必要に応じ市の防災行政無線又は広報車等で行うものとする。

第6 避難のための立退き

- 水防管理者は、自ら防御する堤防等が破堤した場合又は破堤の危機にひんした場合には直ちに必要と認める区域の居住者に対し立退き又はその準備を通信連絡系統により指示するものとする。
- 水防管理者は、大月警察署長と協議の上あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先、経路等に必要な措置を講じておくものとする。

- 3 水防管理者は1の立退き又は準備を指示した場合は大月警察署長にその旨を通知するものとする。
- 4 立退き計画の主たる事項は、次のとおりとする。
 - (1) 立退きをする人口、世帯数
 - (2) 避難地点及び避難地点までの連絡
 - (3) 立退きのための指導員編成
- 5 立退きの実施計画については、次のとおりである。

水防管理団体	河川名	避難立退区域	避難人員	避難立退予定地	避難立退経路
都留市	菅野川	都留市大津	90人	都留文科大学附属小学校	市道利用
"	朝日川	" 曾雌	100人	旧旭小学校	"
"	大幡川	" 上大幡	65人	大野地区福源院	県道高畠谷村停車場線 市道大野環状線を経て
"	丹沢川	" 下大幡	40人	宝小学校	市道利用
"	江戸川	" 中津森・金井	80人	金井地内用津院	"
"	鹿留川	" 鹿留字宮下	70人	鹿留公民館	"

第7 水防解除

- 1 水防解除は、水位が下降して水防作業の必要がなくなり、水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。
- 2 水防及び消防職員は、1による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- 3 水防解除後は人員機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに富士・東部建設事務所長に報告する。
- 4 使用した資機材は、手入れをして所定の位置に設置する。

第8節 水防訓練及び常時監視

第1 水防訓練

- 1 県の水防訓練は毎年6月中1回以上行うことになっているが、市も訓練のため見学するものとする。
- 2 市は、6月までに1回以上水防指導員の指導により水防訓練を行うものとする。
- 3 演習要領は、次のとおりである。

市の演習要領は、県総合演習に準じ、富士・東部建設事務所長と協議のうえ、水防管理者が定めるものとする。

第2 常時監視

水防管理団体は、5月末までに富士・東部建設事務所の職員とともに河川堤防その他水防に関係ある工作物等を巡視するものとする。

第3 大月市との連絡

市は、大月市に対して下記によって連絡するものとする。

1 連絡事項

都留市上谷城南橋水位観測標の水位の連絡事項は、次のとおりである。

- (1) 水防団待機水位(1.5m)に達したとき。
- (2) はん濫注意水位(2.0m)に達したとき。

(3) これ以上に水位が急激に上昇したとき。

(4) 連絡水位より下がったとき。

2 連絡場所

連絡（大月市役所） （電話 0554-22-2111）

第9節 水防報告

第1 水防実施状況報告

水防管理者が、富士・東部建設事務所長に緊急に報告すべき事項は、次のとおりである。

- 1 水防団を出動させたとき。
- 2 破堤及び氾濫したとき。
- 3 洪水増減の状況
- 4 他の水防管理者に応援を要請したとき。
- 5 応援の状況
- 6 その他必要と認める事態が生じたとき。

第2 水防てん末報告

水防管理者は、作業が終了したときは次の事項をとりまとめて資料編に掲げる様式により富士・東部建設事務所に報告するとともに、水防記録を作成してその写を保管するものとする。

- 1 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- 2 警戒出動及び解散命令の時刻
- 3 水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び人員
- 4 水防作業の状況
- 5 堤防その他の施設等の異状の有無及びこれに対する処置とその効果
- 6 使用資材の種類及び員数並びにその消耗及び残量
- 7 水防法第28条による収用又は使用した器具・資材の種類及び使用場所
- 8 障害物等を処分した数量及びその理由並びに除去の場所
- 9 土地を一時借用したときはその箇所及び所有者、住所、氏名その理由
- 10 応援の状況
- 11 居住者出動の状況
- 12 警察の援助状況
- 13 現場指導官公職氏名
- 14 立退の状況及びこれを指示した理由
- 15 水防関係者の死傷
- 16 功労者及びその功績
- 17 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- 18 堤防その他の施設に緊急を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- 19 その他必要な事項

第3 費用負担

水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用は、水防法第41条により、各々当該水防管理団が

負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援した水防管理団体との間で協議によって決める。

第4 公用負担

1 公用負担権限 水防法第28条により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用及び収用
- (3) 車両その他の運搬具又は重機の使用
- (4) 工作物その他障害物の処分

2 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合は、これを提出するものとする。

3 公用負担命令

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次のような命令票を目的物の所有者、管理者又はこれに準すべき者に手渡してこれをなすものとする。

年 水防管理者 市 長 印	月 日	右の者に都留市の区域における水防第一項の権限行使を委任することを証明する	氏 名 分	公用負担命令権限証	第 号	年	目的物	公用負担命令書
					事務取扱者長	月	負担の内容種類	使用員数
				何 何	日	使用	収用人分	
				某 某				
				印	印			

第5 災害補償

水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり又は公務による負傷若しくは病気により死亡若しくは障害となったとき、管理者は、条例の定めるところにより損害を補償するものとする。

第5章 災害復旧対策計画

第1節 計画の方針

災害復旧対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して作成するもので、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握と併せて恒久的計画を立てるものとする。

第1 災害復旧計画の作成の基本計画

災害発生後、被災した各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える対策についての計画とする。

第2 災害復旧対策計画の事項別項目

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 道路、橋梁災害復旧事業計画
 - (4) 下水道災害復旧事業計画
 - (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
 - (2) 林業用施設災害復旧事業計画
 - (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
 - (4) 共同利用施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道等災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画

第1 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努めるものとする。

第2 激甚災害に関する調査協力

知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるので、市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第3節 復旧相談窓口業務

第1 窓口開設

市内の広域で大規模な災害が発生した際、すみやかに市庁舎内に、総合相談窓口を開設する。

相談内容は災害の規模や被災状況により様々な分野に及ぶことが予想されるため、広範囲な相談を総合相談窓口で受付し、適切に担当課や関係機関につなぐこととする。また、開設場所は災害発生状況や相談ニーズに合わせて変更することとする。

第2 相談窓口の分掌

総合相談窓口で相談を受けた後、それぞれの分掌で対応することとする。

なお、相談窓口の構成と事務分掌の目安は次のとおりとする。また、必要と認められる場合は避難所等に相談員を派遣する。

担当班	相談内容等留意事項
総務班	総合相談窓口・担当班の明らかでない相談
	相談窓口設置等の広報
税務班	税の減免等・り災証明書
会計班	義援金に関すること（受入れ・相談）
市民班	住民の安否情報・遺体の埋葬許可等
	外国人相談
	国民健康保険・国民年金相談
地域環境班	環境・衛生（ごみ等）相談・がれき等撤去相談
産業班	労働・就業相談
	農林商工業相談
福祉班	福祉相談（生活困窮者・障がい者等）
	ボランティア受入れ
	義援物資等（受入れ・分配）
	災害弔慰金・災害援護資金
長寿介護班	高齢者相談
健康子育て班	医療相談
	メンタルケア・カウンセリング
建設班	ライフラインに関する相談
	住宅被害・支援 (応急危険度に関する相談・仮設住宅等)
学校教育班	教育相談
消防班	り災証明書（火災）

第3 相談窓口の周知

相談窓口を開設したときは、防災無線、防災つるメール、テレビ・ラジオ等のマスメディア、ホームページ等を用いて広く住民に周知する。

第4 国・県関係機関への要請

国・県関係の業務に関しては、適切に関係機関につなぐとともに、窓口が併設されるよう協力を要請する。

第5 その他関係機関による相談

その他関係機関は、被災者からの相談に対して相談窓口と連携を図る。